



住み続けたい小川村 であるために

—第6次小川村振興計画—

後期基本計画

令和6年度（2024）～令和10年度（2028）

令和6年（2024）3月

長野県上水内郡小川村

目 次

前 章 小川村の将来構想

- 1 村づくりの目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 2 後期基本計画策定の意義と性格・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 3 人口の推移からみる将来展望・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 4 土地利用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

後期基本計画

第1章 魅力ある基盤づくり・美しい環境づくり

— 地方創生・人口ビジョン・生活環境・情報通信 —

- 第1節 地方創生・人口ビジョン・・・・・・・・・・・・・・・・7
- 第2節 景観保全・環境づくり・・・・・・・・・・・・・・・・10
 - 1 景観の保持・・・・・・・・・・・・・・・・10
 - 2 河川浄化・水質保全対策・・・・・・・・・・・・・・・・10
 - 3 地域エネルギーの地産地消と地域循環型システムの構築・・・・・・・・11
- 第3節 公共交通の確保・・・・・・・・・・・・・・・・12
- 第4節 ごみ処理・リサイクルの推進・・・・・・・・14
- 第5節 情報通信・・・・・・・・・・・・・・・・20
- 第6節 道 路・・・・・・・・・・・・・・・・22
 - 1 国道・県道・・・・・・・・・・・・・・・・22
 - 2 村 道・・・・・・・・・・・・・・・・24
- 第7節 住 宅・・・・・・・・・・・・・・・・25
 - 1 住宅整備・・・・・・・・・・・・・・・・25
 - 2 宅地開発・・・・・・・・・・・・・・・・28
- 第8節 簡易水道・下水道・合併浄化槽・し尿処理・・・・・・・・29
 - 1 簡易水道・・・・・・・・・・・・・・・・29
 - 2 下水道・合併浄化槽・・・・・・・・・・・・・・・・30
 - 3 し尿処理計画・・・・・・・・・・・・・・・・32

第2章 健康で思いやりのある社会づくり

— 保健・医療・福祉・子ども子育て支援 —

- 第1節 保 健・・・・・・・・・・・・・・・・33
- 第2節 医 療・・・・・・・・・・・・・・・・41
 - 1 国保直営診療所業務・・・・・・・・41
 - 2 健康保険業務・・・・・・・・44

第3節	福 祉	48
1	社会福祉	48
2	老人福祉	50
3	障がい者福祉	55
4	母子・父子福祉	57
5	人権対策	57
6	授産事業	58
第4節	子ども子育て支援	60
第3章 安心・安全・快適な暮らしを実感できる村		
— 治山・治水・消防・救急・救助・防災・交通安全・防犯 —		
第1節	治山・治水	63
第2節	消 防	64
第3節	救急・救助	67
1	救 急	67
2	救 助	68
第4節	防 災	69
第5節	交通安全	73
第6節	防 犯	74
第4章 人と地域の個性を活かした産業創出		
— 農業・林業・商工業・観光振興 —		
第1節	農業振興	77
第2節	林業振興	91
1	森林の維持・活性化	91
2	生産・基盤整備	92
第3節	商工業振興	96
第4節	観光振興	101
第5章 希望あふれる心豊かな人づくり		
— 学校教育・社会教育・生涯学習・スポーツ振興・文化振興 —		
第1節	学校教育	105
第2節	社会教育・生涯学習	110
第3節	スポーツ振興	113
第4節	文化財保護・伝統芸能の伝承	115

第6章 健全で効率的な行財政の村

— 行政・財政・広域行政 —

第1節	行政計画	117
1	行政計画	117
2	行政組織	118
3	広報・公聴	119
4	自治組織	121
第2節	財政計画	122
第3節	広域行政計画	130
主な整備目標		133

付属資料

小川村振興計画条例	149
小川村振興計画策定要綱	150
第6次小川村振興計画後期基本計画策定審議会委員名簿	152
第6次小川村振興計画後期基本計画策定経過	153
小川村振興計画企画委員会設置要綱	154
第6次小川村振興計画後期基本計画企画委員会委員名簿	155

前章 小川村の将来構想

1 村づくりの目標

第6次小川村振興計画の基本構想は、「参加・協働 みんなが輝く村づくり」「快適・ゆとり みんなが実感できる村づくり」「創造・挑戦 みんなが誇れる村づくり」の3点を基本理念とし、①魅力ある基盤づくり・美しい環境づくり、②健康で思いやりのある社会づくり、③安心・安全・快適な暮らしを実感できる村、④人と地域の個性を活かした産業創出、⑤希望あふれる心豊かな人づくり、⑥健全で効率的な行財政の村、の6項目を基本方針としています。この基本方針に沿って第6次小川村振興計画「前期基本計画」を策定しています。

今回策定する第6次小川村振興計画「後期基本計画」においても、これらの基本理念及び基本方針に沿って計画を策定することとします。

2 後期基本計画策定の意義と性格

平成31年度（2019）から令和10年度（2028）までの10カ年にわたる「第6次小川村振興計画」の基本構想と、その実現に向けた総合的かつ計画的に進めるための「前期基本計画」に基づき、各分野において様々な施策を実施してきました。

この5年間には、新型コロナウイルス感染症が全世界で大流行し、それまでの私たちの生活様式を一変させました。公衆衛生の徹底を基本に、イベントやお祭りの中止、リモート学習や在宅勤務の普及、海外はもとより国内でも移動や旅行などの禁止・自粛が相次ぎました。

世界的なパンデミックを契機に、これまでのライフスタイルを見直し、仕事と私生活のバランスのとれた人生を求め、大都市から地方へ移住する、地方回帰の機運も生まれています。また、デジタル技術を活用した、リモートワークなど通勤の無い、居住する地域を問わない働き方も注目されています。

また、世界的な気候変動が問題となっており、当村でも積雪の減少や酷暑など影響が見られます。豪雨災害も多発、頻発化しています。小さな自治体にも脱炭素化やSDGsの目標達成が求められるようになっていきます。

この様な状況下で、令和5年度（2023）をもって前期基本計画の実施期間が終了することから、これまでの達成度を検証、見直し、変化する地域や村民の声を十分踏まえながら、長期の視点に立った「後期基本計画」〔令和6年度（2024）から令和10年度（2028）〕を策定するものです。

本計画は、小川村のめざす将来像と将来の目標を明確に示した基本構想を最大限に尊重し、山積する多くの課題解決に向けた取り組みについてまとめたもので、個別の計画は、中期的な展望に立った村づくりの方向性と進むべ

き目標を明確にし、今後の行政運営の指針とします。

3 人口の推移からみる将来展望

令和2年（2020）の国勢調査における村の人口は2,215人で、小川村発足当時の昭和30年（1955）の人口9,108人と比較すると6,893人、75.7%の減少となっています。

全国的にも人口減少が進んでおり、日本の総人口は平成20年（2008）がピークとなっており平成23年（2011）以降12年連続で減少しています。これに対応すべく、国は、平成26年（2014）にまち・ひと・しごと創生長期ビジョンと政府版総合戦略を公表しています。

本村でも、平成27年度（2015）から2期にわたる小川村まち・ひと・しごと創生総合戦略及び人口ビジョンを策定し人口減少対策に取り組んでいます。

平成の大合併において自立を選択した当村が、自立した個性ある山村として存続するためには、移住希望者の受入れ体制の整備、子育て環境の整備、商工業や農林業など産業振興、周辺自治体との連携など様々な施策を講じ、人口の維持と定着を促進する必要があります。

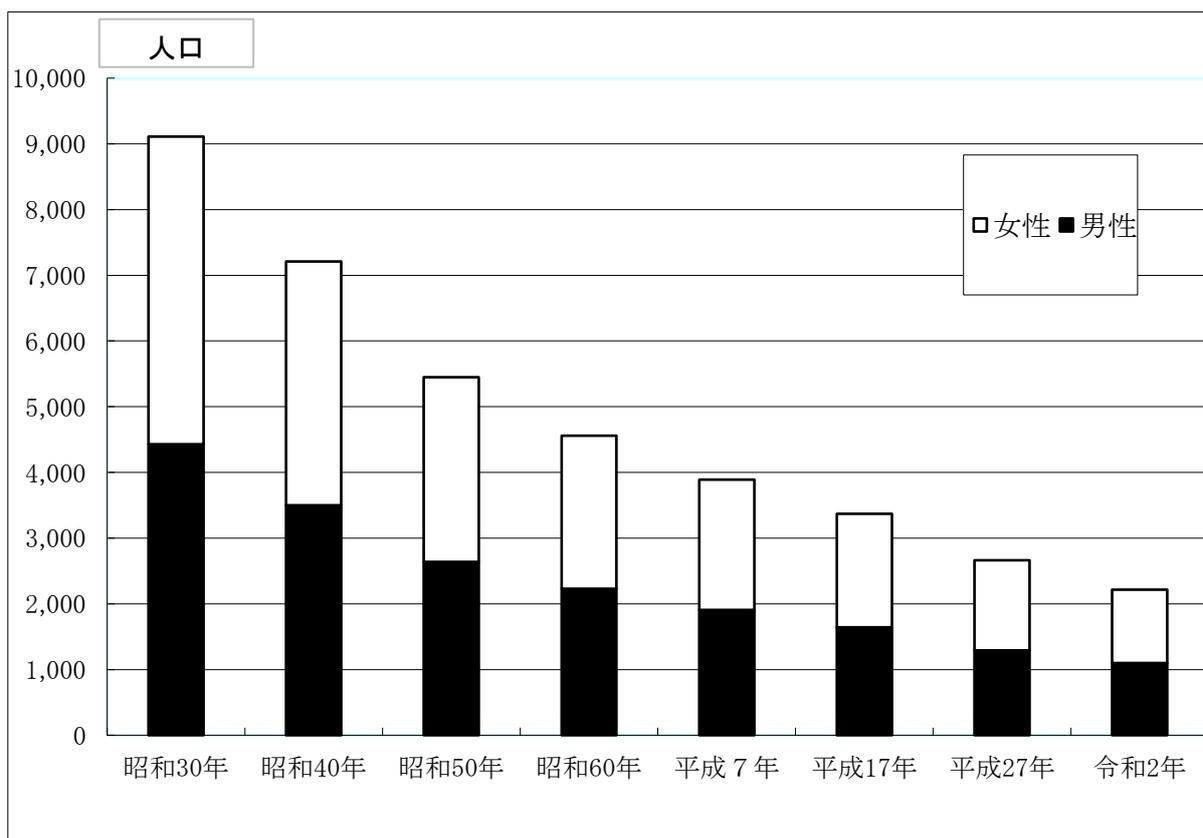
4 土地利用

土地は、小川村に暮らす住民共通の生活・生産基盤であり、限られた資源でもあることから、その有効利用については長期的視点に立ち進めることが必要です。

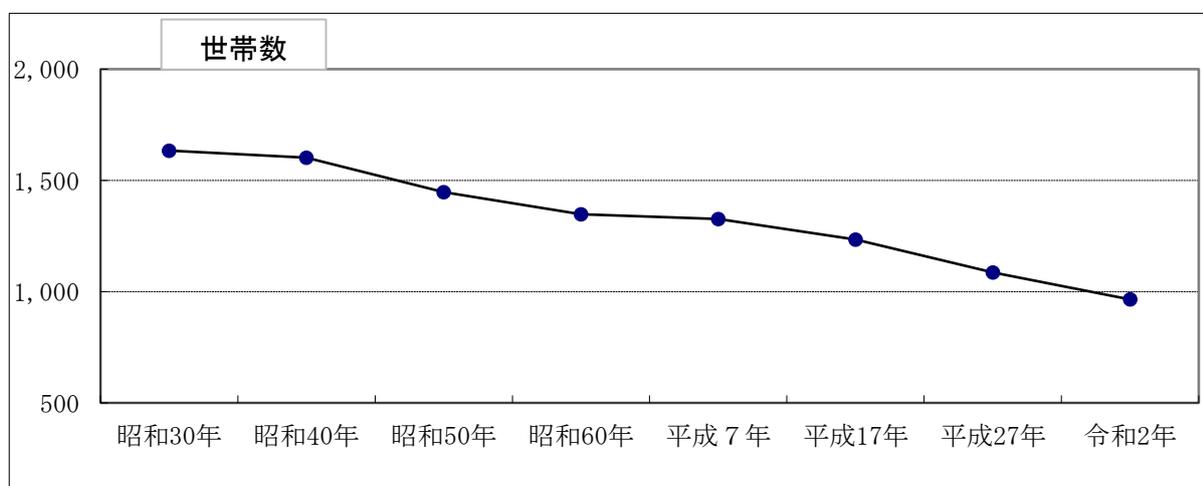
荒廃・遊休農地の再生や、森林整備を推進することは、農地本来の生産性や森林が持つ多目的機能が維持されるほか、景観・環境保全にも大きく影響してきます。

空家バンクの活用による空地、空家の流動化と有効利用、更に分譲宅地の整備のほか、必要な公共インフラ整備など、それぞれの土地が持つ役割を最大限に生かせる土地活用と居住環境整備を目指します。

資料1 人口・世帯数の推移（資料：国勢調査）



年	昭和30年	昭和40年	昭和50年	昭和60年	平成7年	平成17年	平成27年	令和2年
男性	4,430	3,498	2,637	2,232	1,907	1,645	1,292	1,100
女性	4,678	3,711	2,810	2,328	1,981	1,726	1,373	1,115
計	9,108	7,209	5,447	4,560	3,888	3,371	2,665	2,215



年	昭和30年	昭和40年	昭和50年	昭和60年	平成7年	平成17年	平成27年	令和2年
世帯数	1,634	1,602	1,447	1,348	1,326	1,234	1,086	965

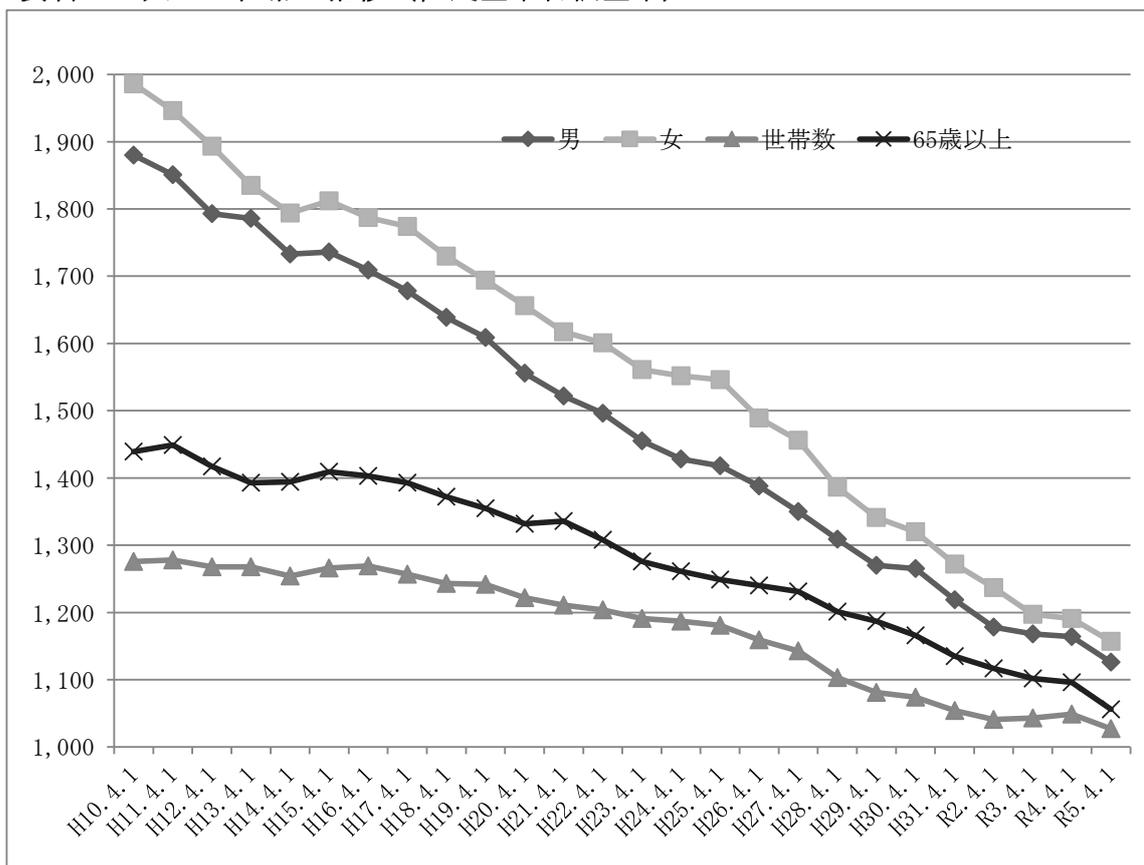
資料2 年齢別人口の推移(資料:国勢調査)

区分 年	総数	年齢別構成(人)			構成割合(%)			(0~14歳+65歳以上) 15~64歳
		0~ 14歳	15歳~ 64歳	65歳以上	0~ 14歳	15歳~ 64歳	65歳以上	
昭和 30	9,108	3,119	5,155	834	34.2	56.6	9.2	0.77
35	8,283	2,655	4,774	854	32.1	57.6	10.3	0.74
40	7,209	2,154	4,252	803	29.9	59.0	11.1	0.70
45	6,163	1,593	3,773	797	25.8	61.2	12.9	0.63
50	5,447	1,217	3,402	828	22.3	62.5	15.2	0.60
55	5,132	927	3,281	924	18.1	63.9	18.0	0.56
60	4,560	721	2,796	1,043	15.8	61.3	22.9	0.63
平成 2	4,133	546	2,381	1,206	13.2	57.6	29.2	0.74
7	3,888	422	2,102	1,364	10.9	54.1	35.1	0.85
12	3,620	369	1,824	1,427	10.2	50.4	39.4	0.98
17	3,371	326	1,670	1,375	9.7	49.5	40.8	1.02
22	3,041	301	1,465	1,275	9.9	48.2	41.9	1.08
27	2,665	260	1,192	1,213	9.8	44.7	45.5	1.24
令和 2	2,215	188	1,010	1,017	8.5	45.6	45.9	1.19

資料3 一世帯当り人員の推移(資料:国勢調査)

年	昭和30	昭和35	昭和40	昭和45	昭和50	昭和55	昭和60	平成2	平成7	平成12	平成17	平成22	平成27	令和2
世帯数	1,634	1,624	1,602	1,520	1,447	1,391	1,348	1,314	1,326	1,290	1,234	1,152	1,086	965
人口	9,108	8,283	7,209	6,163	5,447	5,132	4,560	4,133	3,888	3,620	3,371	3,041	2,665	2,215
世帯当 人口	5.57	5.10	4.50	4.05	3.76	3.69	3.38	3.15	2.93	2.81	2.73	2.64	2.45	2.30

資料4 人口・世帯の推移（住民基本台帳基準）



年月日	男	女	合計	世帯数	65歳以上	高齢化率
H10.4.1	1,880	1,986	3,866	1,276	1,439	37.2%
H11.4.1	1,851	1,946	3,797	1,278	1,449	38.2%
H12.4.1	1,793	1,893	3,686	1,268	1,417	38.4%
H13.4.1	1,786	1,835	3,621	1,268	1,393	38.5%
H14.4.1	1,733	1,794	3,527	1,254	1,394	39.5%
H15.4.1	1,736	1,812	3,548	1,266	1,409	39.7%
H16.4.1	1,709	1,787	3,496	1,269	1,403	40.1%
H17.4.1	1,678	1,774	3,452	1,257	1,393	40.4%
H18.4.1	1,639	1,730	3,369	1,243	1,372	40.7%
H19.4.1	1,609	1,694	3,303	1,242	1,355	41.0%
H20.4.1	1,556	1,656	3,212	1,222	1,332	41.5%
H21.4.1	1,522	1,617	3,139	1,211	1,336	42.6%
H22.4.1	1,496	1,601	3,097	1,204	1,308	42.2%
H23.4.1	1,455	1,561	3,016	1,191	1,276	42.3%
H24.4.1	1,428	1,552	2,980	1,187	1,261	42.3%
H25.4.1	1,418	1,546	2,964	1,181	1,249	42.1%
H26.4.1	1,388	1,489	2,877	1,159	1,240	43.1%
H27.4.1	1,350	1,456	2,806	1,143	1,231	43.9%
H28.4.1	1,309	1,386	2,695	1,103	1,201	44.6%
H29.4.1	1,270	1,341	2,611	1,081	1,187	45.5%
H30.4.1	1,265	1,320	2,585	1,074	1,166	45.1%
H31.4.1	1,219	1,272	2,491	1,054	1,135	45.6%
R2.4.1	1,178	1,237	2,415	1,041	1,117	46.3%
R3.4.1	1,168	1,197	2,365	1,043	1,102	46.6%
R4.4.1	1,164	1,191	2,355	1,049	1,096	46.5%
R5.4.1	1,126	1,157	2,283	1,027	1,056	46.3%

※外国人含む（H25.4.1～）

資料5 人口動態

年次	区分	自然動態			社会動態			差引増減
		出生	死亡	増減	転入	転出	増減	
平成10		23	53	△ 30	91	130	△ 39	△ 69
11		16	74	△ 58	90	143	△ 53	△ 111
12		21	53	△ 32	104	137	△ 33	△ 65
13		24	51	△ 27	62	129	△ 67	△ 94
14		21	38	△ 17	136	98	38	21
15		20	48	△ 28	89	113	△ 24	△ 52
16		16	54	△ 38	86	92	△ 6	△ 44
17		15	67	△ 52	86	117	△ 31	△ 83
18		13	59	△ 46	86	106	△ 20	△ 66
19		13	52	△ 39	56	108	△ 52	△ 91
20		12	57	△ 45	84	112	△ 28	△ 73
21		21	59	△ 38	81	85	△ 4	△ 42
22		16	64	△ 48	70	103	△ 33	△ 81
23		12	47	△ 35	77	78	△ 1	△ 36
24		15	51	△ 36	87	67	20	△ 16
25		14	53	△ 39	60	108	△ 48	△ 87
26		13	60	△ 47	64	88	△ 24	△ 71
27		15	62	△ 47	32	96	△ 64	△ 111
28		10	49	△ 39	48	93	△ 45	△ 84
29		11	57	△ 46	111	91	20	△ 26
30		11	61	△ 50	50	94	△ 44	△ 94
31		8	55	△ 47	44	73	△ 29	△ 76
令和2		8	51	△ 43	59	66	△ 7	△ 50
3		7	40	△ 33	62	40	22	△ 11
4		11	56	△ 45	46	75	△ 29	△ 74
		366	1,371	△ 1,005	1,861	2,442	△ 581	△ 1,586

資料6 土地利用の推移

(土地に関する概要調査)

区分	年度		平成31	令和2	令和3	令和4	令和5
			農地 (田・畑)	面積 ha	311	311	311
	構成比 %	5.35	5.35	5.35	5.37	5.15	
宅地	面積 ha	124	124	124	124	124	
	構成比 %	2.13	2.13	2.13	2.13	2.13	
山林原野	面積 ha	4,086	4,078	4,076	4,073	4,085	
	構成比 %	70.32	70.18	70.15	70.09	70.30	
雑種地	面積 ha	25	25	26	26	26	
	構成比 %	0.43	0.43	0.45	0.45	0.45	
公共用地 その他	面積 ha	1,265	1,273	1,274	1,276	1,277	
	構成比 %	21.77	21.91	21.92	21.96	21.97	
合計	面積 ha	5,811	5,811	5,811	5,811	5,811	
	構成比 %	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	

第6次小川村振興計画

後期基本計画

令和6(2024)年度

～

令和10(2028)年度

第 1 章

魅力ある基盤づくり・美しい環境づくり

— 地方創生・人口ビジョン・生活環境・情報通信 —



第1章 魅力ある基盤づくり・美しい環境づくり

— 地方創生・人口ビジョン・生活環境・情報通信 —

第1節 地方創生（まち・ひと・しごと）・人口ビジョン

《現状と課題》

- ① 急速な少子高齢化に対する的確に対応し、人口減少に歯止めをかけ都市圏への人口の過度の集中を是正するため、国では「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」を、県では「しあわせ信州創造プラン3.0」を公表しました。本村においても人口減少がさらに進むことが予想され、将来の方向と人口の将来展望を示した「第2期 小川村人口ビジョン」と「第2期 小川村まち・ひと・しごと創生総合戦略」を令和2年3月に策定しました。人口減少を抑制するため、子育て・福祉・教育等の環境整備や村民間の交流促進、観光・イベント等を通じた交流人口や地域課題に取り組む関係人口の増加、移住相談から定住までのシームレスな支援、村にある農地等を意欲ある住民等が活用できるよう村民と共同した継業の支援、このほか地域おこし協力隊事業等、村で起業したい人に対する支援に取り組んでいますが、一定の成果を得るまでには長期的な継続が重要です。
- ② 空家バンクへの登録物件数は8戸(令和5年(2023)9月現在)に対し、空家を求めた利用登録者は280人を超えており、希望する物件が見つからない方が多くいます。本村でも空家の数は年々増加傾向にあります。先祖代々の家を手離せない、お墓参り等で帰村した時に寄る家が無いことは淋しい等、理由は様々です。制度運用開始から現在までの成立件数は44件であり一定の成果をあげていることから、今後登録物件を増やすための方策が課題となります。
- ③ 村の自然・生活環境や住宅の住環境を体験できる移住体験宿泊施設は、平成30年(2018)3月に完成し、年を追うごとに利用者は増加しています。移住定住の動機付けを更に高める目的で建設されましたが、空き家バンクの現状等から移住を通じた人口減少の抑制には繋がりがづらい状況となっています。
- ④ 「日本で最も美しい村」連合への加盟村であることや、「にほんの里」100選に選定されていること等の自然豊かな環境また、本州の重心や登録有形文化財の「薬師沢石張水路群」等の地域活動や景観保持活動、これら美しい村であることを情報発信により移住定住促進につなげていくことが必要となります。
- ⑤ 平成24年度(2012)から採用を始めた「地域おこし協力隊」は、令和5年度(2023)までに27人を数え、現在、6名の協力隊員が在籍しています。長野県内では最多で13名の協力隊員を採用している村もあり、小規模村にとって協力

隊員の任期終了後の定住に期待が膨らんでいます。本村では退任者の 45%が村内に残り定住していますが、今後、更なる定住につながる道筋が課題となります。より一層効果のある対策が課題です。

- ⑥ 出身地区等の地域活動への参加を促進する「ふるさと村民」制度は、令和 5 年（2023）4 月現在、登録者数 320 世帯を超えています。地域の人材が不足する中で地域づくりの担い手となる外部人材を確保し、関係人口の拡大を図っていますが、登録者の高齢化により近年は地域活動支援の参加者は減少傾向です。参加者の増加に向けた対策が課題であり、今後は、地域や地域住民と多様な関わりや思いを持つ「関係人口」の拡大やその皆さんと地域が継続的なつながりを持つ機会を提供していくことが重要となります。
- ⑦ 平成 22 年度（2010）から若者の定住促進と交流の拡大を図ることを目的に白馬長野有料道路回数通行券助成事業を実施し交通の便を図ってきましたが、令和 7 年（2025）2 月には無料化となります。無料化に伴い長野駅や長野インターからのアクセスが良好となり村へ訪れやすくなります。これにより更なる移住定住の促進、在住者の村外への流出抑制が期待されます。
- ⑧ 地域コミュニティの創出の拠点としてバスティ高府の運用が平成 29 年（2017）5 月から開始されました。地域活性化とコミュニティのきっかけづくりとして各種イベントを開催、にぎわい創生事業助成金の交付をおこない、多くの人に活用されていますが、更なる活用とにぎわい創生の拠点として広く親しまれる施設となることが求められています。

【目標と施策】

- (1) 「おやき研究所」と連携し都市圏での移住相談会への参加、移住促進イベントの開催、移住者の定着支援の充実【①】
- (2) 空家バンク登録物件数の増加・充実【②】
- (3) 移住体験宿泊施設利用促進【③】
- (4) 「日本で最も美しい村」連合への加盟村「にほんの里」100 選、本州の重心等を活かした自然豊かで美しい村の特徴を活かした移住相談会等での情報発信【④】
- (5) 移住者や地域おこし協力隊等と地域住民との交流による地域活性化、地域力の維持・強化【⑤】
- (6) ふるさと村民制度改革と、関係人口増加に向けた継続的な関わりを持つ機会の提供【⑥】
- (7) 白馬長野有料道路の料金徴収期限の令和 7 年（2025）2 月までの回数通行券

助成事業の継続【⑦】

- (8) 広く住民から親しまれるコミュニティ施設として、住民自らがにぎわい創生していく仕組みづくりやその支援の充実【⑧】

第2節 景観保全・環境づくり

1 景観の保持

《現状と課題》

- ① 過疎・高齢化により、支障木等の伐採・除去、草刈などが行き届かず、道路沿線の山林・原野の荒廃が進行し、景観が著しく損なわれています。
- ② 山林・原野の荒廃により、道路への日照、通行車両の視界確保などに支障が生じています。また、道路の日陰部分への凍結防止剤散布の増加により、車両への悪影響も深刻化しています。

【目標と施策】

- (1) 「日本で最も美しい村」連合への加盟村であり「にほんの里」100選にも選ばれた自然豊かな景観の保全【①】
 - ・美しい村推進事業による花壇や沿道の草刈り整備
 - ・ツツジの株主事業による景観整備
- (2) 村と地権者の管理協定締結による道路沿線の支障木等の伐採・除去、荒廃化の解消及び道路沿線の維持管理を目的に行う、コミュニティ活動への支援【②】

2 河川浄化・水質保全対策

《現状と課題》

- ① 下水道等の普及により、河川の水質浄化が少しずつではあるが進んでいます。
- ② 河川への不法投棄が減少するなど、住民の河川浄化に対する意識改革も進んでいます。
- ③ 清らかな河川と水資源を後世につなげるため、一層の下水道加入を進めるとともに、河川環境並びに水質保全のための不法投棄の監視体制の確立が求められています。

【目標と施策】

- (1) 河川環境並びに水質保全のための公共下水道への接続促進と小型合併浄化槽の早期普及【①】

- (2) 河川環境並びに水質保全のための水質検査、河川パトロールによる監視強化【②】
- (3) 村内一斉清掃などを通じた、児童・生徒、住民の環境美化に対する意識の高揚【③】

3 地域エネルギーの地産地消と地域循環型システムの構築

《現状と課題》

- ① 世界的に地球温暖化が提起される中、美しく豊かな自然環境を将来に引継いでいくため、化石燃料の消費を抑えて二酸化炭素の排出量を減らし、新エネルギーの積極的利用により地球温暖化防止に貢献することが求められています。また、環境再生への積極的な取組も同時に求められています。
- ② 老人福祉センター「小川荘」では、地域循環型として薪ボイラーを導入し、間伐材を利用しています。今後も地域循環型を促進し、雇用の創出が出来る取組が必要です。

【目標と施策】

- (1) 有機性資源を原料とするバイオマスエネルギー等の新エネルギー導入の推進と地球温暖化防止対策並びに環境再生に資する政策の検討【①】
- (2) 間伐材等を利用した地域循環型システムの推進と雇用の創出【②】

第3節 公共交通の確保

《現状と課題》

- ① 通勤・通学圏である長野市へのアクセスは、アルピコ交通が運行している路線バスのみで他の公共交通機関がない本村では大きな役割を担っています。
高齢等の理由により運転免許の自主返納をした人を含め、70歳以上の希望者には、「まめってえバスカード」を発行し、長野市へ通院等のための乗車料金の補助を行っており、令和5年（2023）4月1日現在321人が登録し利用しています。また、長野市等へ通学する高校生のいる世帯にも通学費の補助を行っており、経済的負担軽減とともに公共交通の確保の面からも継続が必要不可欠となっています。
- ② 村内の公共交通路線は民間事業者に委託して、循環バスとスクールバスを併用した3路線、利用登録方式によるデマンドバス2台の運行となっています。また、地域の中核病院への通院体制を確保するため、小川新町線（予約制）も委託して運行しています。本村は、急峻な地形で集落が点在しており、交通弱者の外出支援の観点からも要望や意見を広く取入れ、利用者が安心・安全に利用出来るよう定期的に運行計画を見直しするとともに運行車両についても老朽化が進んだ車両の更新を随時行ない、利用者の利便性向上に努めていくことが求められています。
- ③ 長野～白馬間・長野～大町間は特急バスが運行されており、長野～大町間の特急バスの停留所が本村（新田・日影）に設置されています。

資料1 循環バス、委託バス路線運行状況

形態	路線	1便あたりの乗車人員（人）		
		R2年度	R3年度	R4年度
定期バス	日本記線	8.4	7.9	7.9
定期バス	花尾線	6.1	5.2	5.0
定期バス	日本記・花尾循環	6.6	2.6	1.8
デマンドバス1	村内一円	5.9	5.9	5.9
デマンドバス2	村内一円	4.1	6.8	3.2
デマンドその他	小川新町線	1.6	1.6	1.5

資料2 自動車等の保有台数

(令和5年3月末現在)

乗合 自動車	特殊 自動車	貨物 自動車	普通乗用車	軽自動車		二輪車		
			乗用	乗用	貨物	50cc以下	50～90cc	90cc超
11	72	147	788	724	674	132	15	106

【目標と施策】

- (1) 中高生の通学支援と、高齢者の通院等の外出支援【①】
- (2) 利用者の利便性を考慮した路線の見直しと効率的運行体制の確立【②】
- (3) 安全確保のため、老朽化した車両の更新【②】

第4節 ごみ処理・リサイクルの推進

一般廃棄物処理計画

《現状と課題》

- ① 可燃ごみの収集を平成13年（2001）4月から開始した本村では、少子高齢化により人口減少が進む中、年間総搬出量は減少傾向の一方で、一人当りのごみ搬出量は増加してきています。施設の老朽化等の問題から、可燃ごみの処理を全量委託してきた長野市清掃センターに代わり、平成31年（2019）3月からは長野広域の施設「ながの環境エネルギーセンター」で処理しています。長野広域連合（構成9市町村）で「長野地域ごみ処理広域化推進協議会」を設置し、「長野地域ごみ処理広域化基本計画」に基づき、可能な限りの排出抑制・再資源化・減量化を図るとともに、広域化処理について検討を重ねています。
- ② 一人当りのごみ量増加要因は、家庭から排出される生ごみであることから、本村では、生ごみ処理は「大地還元」を基本に、生ごみ処理機設置事業補助金を交付して取り組んできました。
- ③ 資源物については、紙製容器包装・プラスチック製容器包装・ペットボトル・びん（3種類）・金属類・飲料用缶の分別収集を実施し、リサイクルに取り組んでいます。
- ④ ごみの減量化を通じた、天然資源の消費抑制、環境への負荷が低減される循環型社会へと転換がさらに求められています。
- ⑤ 心無い人による道路沿いや山間部への不法投棄や不法焼却も今だ見受けられ、一層の啓発活動や監視の必要性が依然高い状況と言えます。
- ⑥ プラスチック製容器包装以外の製品プラスチックは現状では、可燃処理していますが、法律の改正により、リサイクルを前提とした分別収集が求められています。

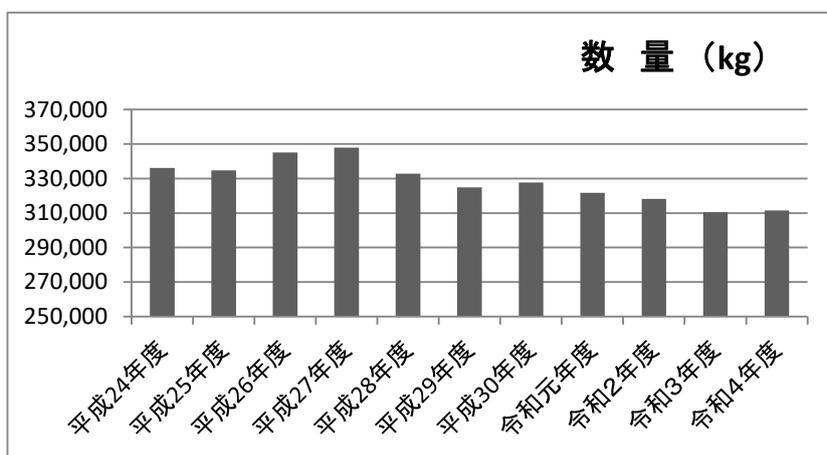
【目標と施策】

- (1) 可燃ごみ広域処理の投資効果を高めるために関係市町村との連携を強化。ごみ処理費用に係る関係市町村とも均衡のとれた住民負担の見直しを検討【①】
- (2) 生ごみの堆肥化の推進により可燃ごみの減量化を図るため、生ごみの自家処理方法や生ごみ処理機の更なる普及【②】
- (3) 限りある資源を有効に活用するための容器包装リサイクル法に基づく現在の分別収集の徹底、資源物のリサイクルや3R※1に対する住民意識向上【③】
- (4) 小川村ごみ減量推進委員会において、ごみの搬出抑制につながる方策として、循環型社会の実現と3Rの推進を議論し、環境課題の一般家庭への共有と協力を求めて広報や防災無線を通して周知を徹底【④】
- (5) ごみの不法投棄・不法焼却の防止の啓発活動の推進【⑤】

(6) 長野県内においては処理業者の処理体制が構築できていないため、現在の間
間処理請負業者を通じて処理委託体制の整備の働きかけを強化し、製品プラス
チックの資源化に向け分別収集の実施【⑥】

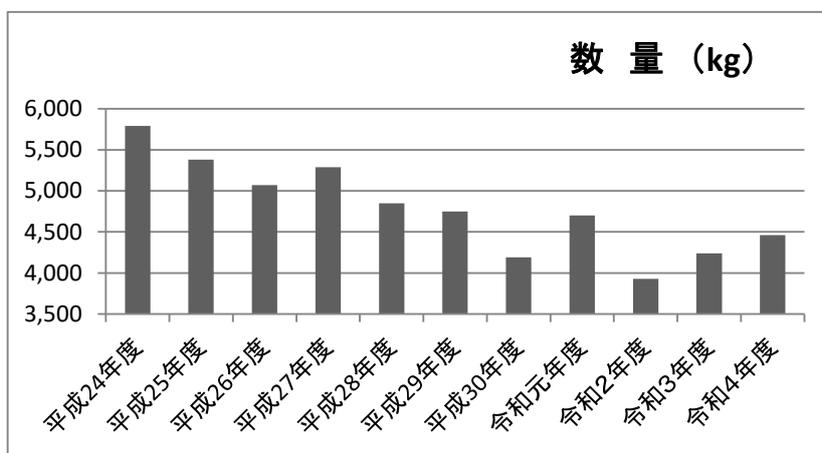
※1 3R（スリーアール）・・・リデュース（廃棄物の発生抑制）リユース
（再使用）リサイクル（再資源化）による循
環型社会の形成

資料1 可燃ごみ収集処分の推移



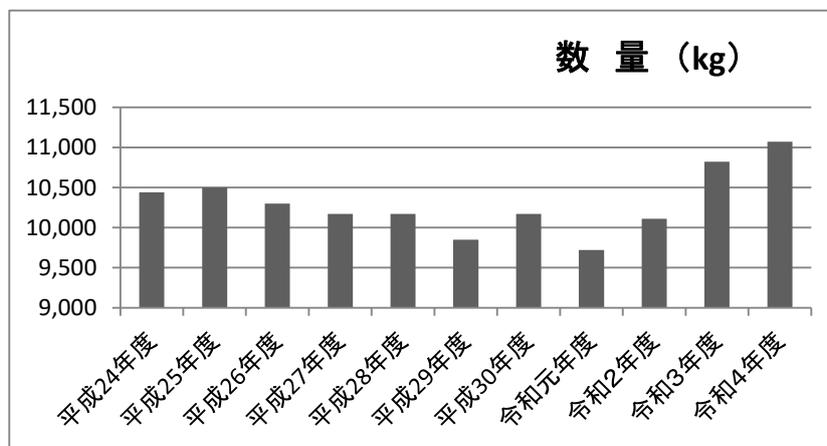
区分	数量 (kg)
平成24年度	336,140
平成25年度	334,760
平成26年度	345,020
平成27年度	347,840
平成28年度	332,710
平成29年度	324,910
平成30年度	327,620
令和元年度	321,650
令和2年度	318,170
令和3年度	310,370
令和4年度	311,590

資料2 紙製容器包装収集処分の推移



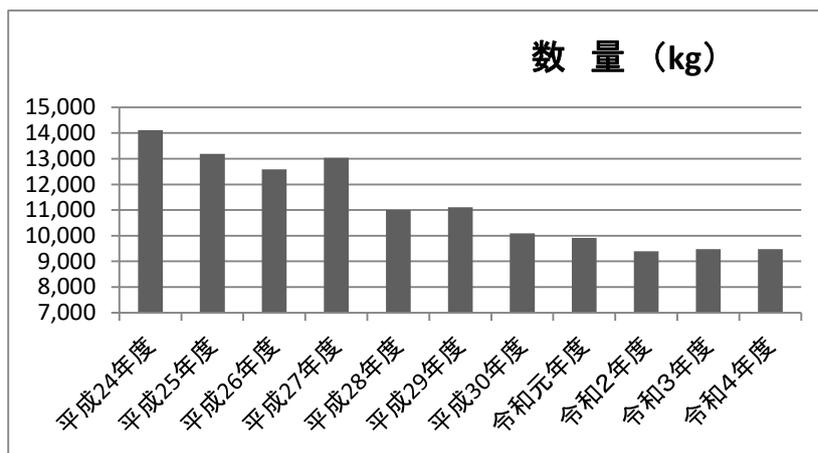
区分	数量 (kg)
平成24年度	5,790
平成25年度	5,380
平成26年度	5,070
平成27年度	5,290
平成28年度	4,850
平成29年度	4,750
平成30年度	4,190
令和元年度	4,700
令和2年度	3,930
令和3年度	4,240
令和4年度	4,460

資料3 プラスチック製容器包装収集処分の推移



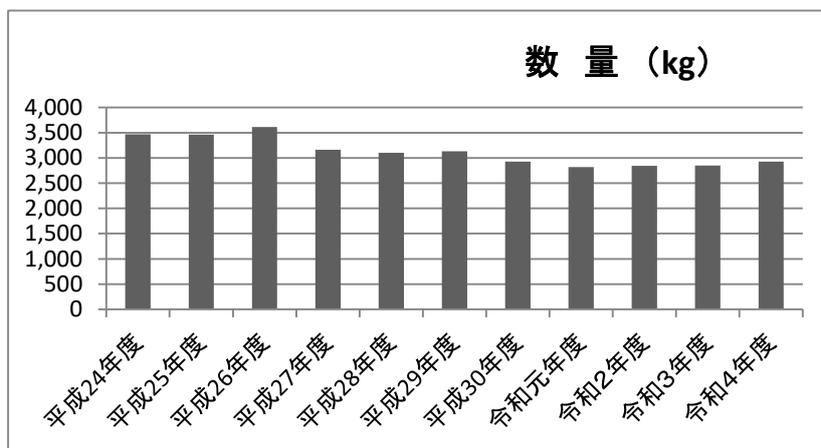
区分	数量 (kg)
平成24年度	10,440
平成25年度	10,500
平成26年度	10,300
平成27年度	10,170
平成28年度	10,170
平成29年度	9,850
平成30年度	10,170
令和元年度	9,720
令和2年度	10,110
令和3年度	10,820
令和4年度	11,070

資料4 びん収集処分の推移



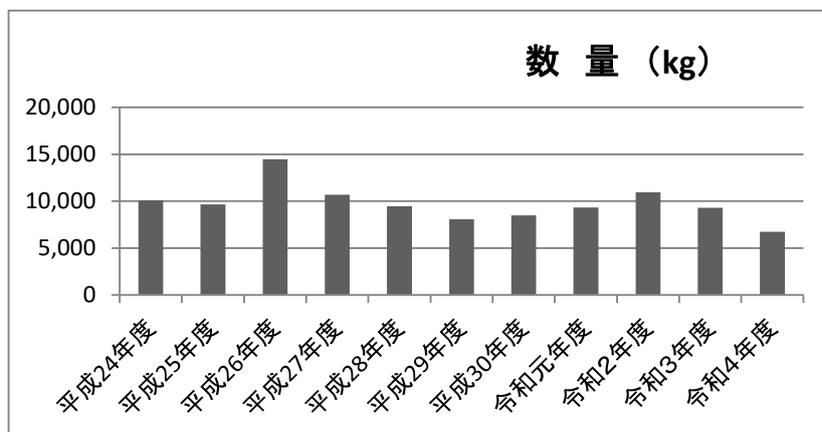
区分	数量 (kg)
平成24年度	14,110
平成25年度	13,190
平成26年度	12,580
平成27年度	13,040
平成28年度	11,000
平成29年度	11,110
平成30年度	10,090
令和元年度	9,910
令和2年度	9,390
令和3年度	9,480
令和4年度	9,480

資料5 ペットボトル収集処分の推移



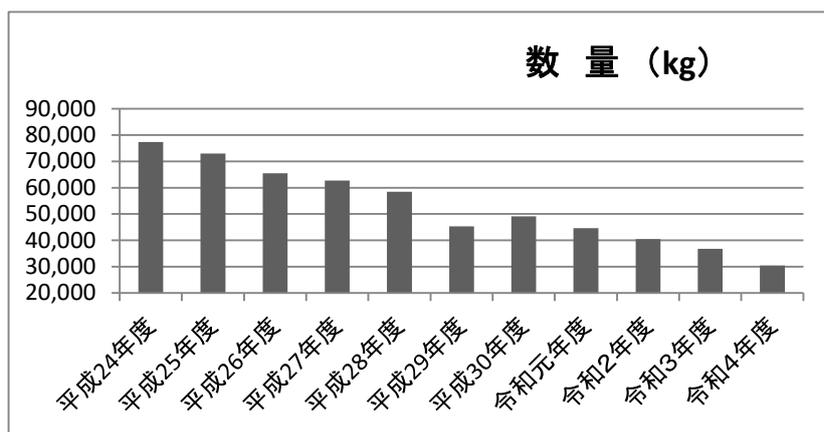
区分	数量 (kg)
平成24年度	3,470
平成25年度	3,460
平成26年度	3,610
平成27年度	3,160
平成28年度	3,100
平成29年度	3,130
平成30年度	2,930
令和元年度	2,820
令和2年度	2,840
令和3年度	2,850
令和4年度	2,930

資料6 ガラス・陶器類収集処分の推移



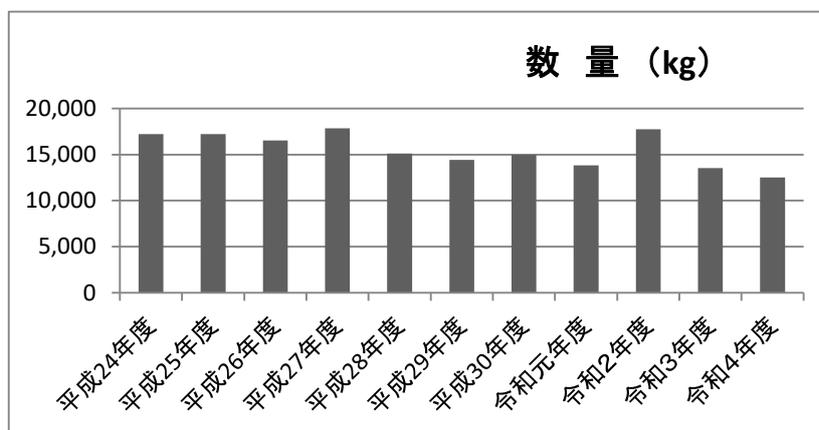
区分	数量 (kg)
平成24年度	10,060
平成25年度	9,660
平成26年度	14,480
平成27年度	10,680
平成28年度	9,450
平成29年度	8,050
平成30年度	8,470
令和元年度	9,320
令和2年度	10,950
令和3年度	9,280
令和4年度	6,740

資料7 古紙収集処分の推移



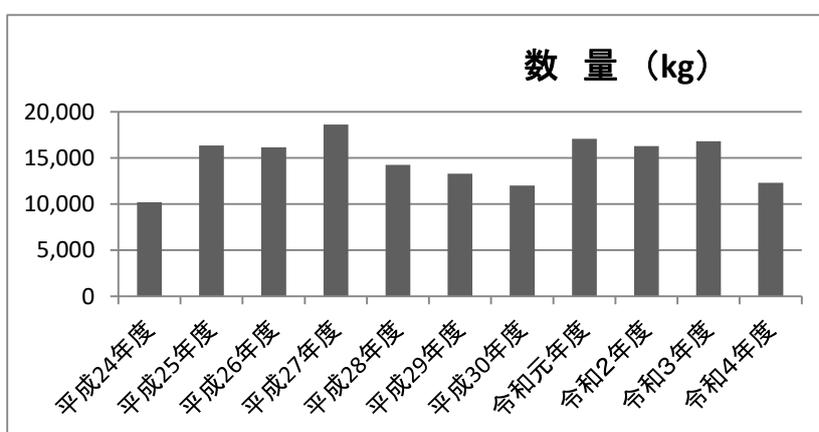
区分	数量 (kg)
平成24年度	77,360
平成25年度	73,000
平成26年度	65,430
平成27年度	62,720
平成28年度	58,450
平成29年度	45,340
平成30年度	49,160
令和元年度	44,670
令和2年度	40,500
令和3年度	36,740
令和4年度	30,470

資料8 金属類収集処分の推移



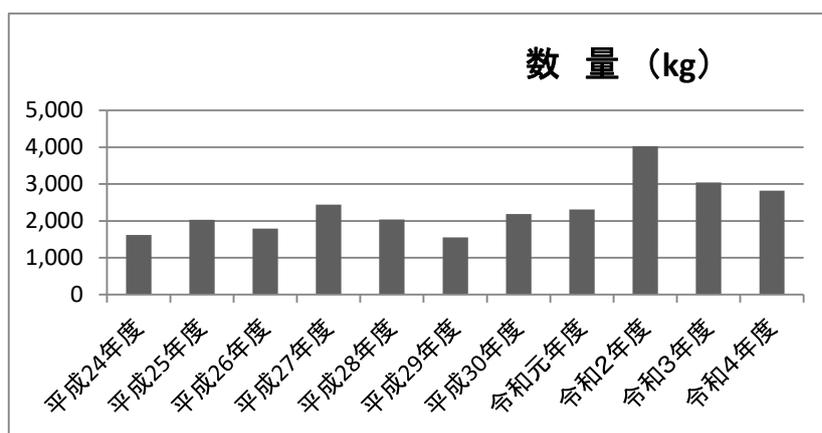
区分	数量 (kg)
平成24年度	17,210
平成25年度	17,230
平成26年度	16,520
平成27年度	17,850
平成28年度	15,110
平成29年度	14,440
平成30年度	14,980
令和元年度	13,830
令和2年度	17,760
令和3年度	13,530
令和4年度	12,520

資料9 粗大ごみ収集処分の推移



区分	数量 (kg)
平成24年度	10,200
平成25年度	16,350
平成26年度	16,160
平成27年度	18,630
平成28年度	14,230
平成29年度	13,300
平成30年度	12,000
令和元年度	17,060
令和2年度	16,300
令和3年度	16,800
令和4年度	12,310

資料10 古着・古布類収集処分の推移



区分	数量 (kg)
平成24年度	1,620
平成25年度	2,030
平成26年度	1,795
平成27年度	2,445
平成28年度	2,035
平成29年度	1,550
平成30年度	2,190
令和元年度	2,310
令和2年度	4,025
令和3年度	3,040
令和4年度	2,820

第5節 情報通信

《現状と課題》

- ① 近年の情報通信技術（ICT）の進展は目覚しく、光回線などのブロードバンド回線の普及や携帯電話などで利用されるモバイル通信環境の高速化が進み、新たな情報通信機器としてパソコンのみならず、スマートフォンやタブレット端末等が普及し、いつでもどこでもインターネットの利用ができる環境が整備され、ICTは、我々が暮らす社会全体を支える重要な基盤として、その役割は一層大きなものとなってきています。携帯電話の居住エリアにおける不感帯解消を目指します。
- ② 本村においても、情報の過疎化を避けるため、テレビの地上デジタル放送への移行対応と同時に映像・音声・通信・インターネットのネットワーク化のための高度情報化整備を行ってきました。
- ③ 情報通信機器の普及により、コミュニケーション及び情報収集などの手段としてホームページのほかに、SNS（ソーシャルネットワークサービス）の利用が一般化し、村の行政情報発信の方法についても検討が必要となっています。
- ④ 防災行政無線は、平成28年度（2016）にデジタル化更新が完了し、26基の屋外拡声局に加え、全世帯に戸別受信機が配備され、停電時でも一定時間の運用が可能であることから、非常時の緊急告知体制が整備されました。
- ⑤ デジタル防災行政無線の運用開始に伴い、有線テレビ電話によるIP告知は終了し、有線電話機能のみで運用を継続しています。加入世帯が全世帯の半数を切っており、今後の利用者の推移を見ながら、廃止時期についても検討が必要となっています。

【目標と施策】

- (1) 現行の高度情報基盤設備の効率的な保守・管理【①②】
- (2) ホームページやSNSを活用した適切・迅速な行政情報の提供【③】
- (3) 高速ネットワークを活用した農林業・商工業・観光の振興【③】
- (4) 携帯電話不感エリアの解消【①】

- (5) 防災行政無線と高速通信網との連携による、災害時の情報通信の効率化【④⑤】
- (6) 既存の高度情報化基盤を活用した、サテライトオフィス等の設置や GIGA スクール構想の推進、防災情報のデジタル化など、デジタル技術による地域課題の解決(地域社会のDX)を推進【②】
- (7) 様々な行政サービスのデジタル化を推進するための、人材育成と推進体制整備の取組(行政のDX)【②】

第6節 道 路

1 国道・県道

《現状と課題》

- ① 県内を通過する高規格道路も、中部横断自動車道、三遠南信自動車道、中部縦貫自動車道を除きおおむね整備され、村を通過する主要地方道長野大町線の改良がほぼ終了し、生活圏域の拡大、生産物輸送のスピード化など、本村にとっても様々な恩恵がある各種交通網の整備が進みました。今後も、高速交通網と交通アクセスを考えた道路整備の推進を図ることや、既存の生活道路の機能維持を図る道づくりが求められています。
- ② 超高齢化社会の到来を迎え、高齢者や障がい者などに配慮したやさしい道づくりや、歩行者を優先した安全な道づくりが求められています。
- ③ 国道406号線の、本村通過部分については藤口地籍の35m間を除きほぼ整備を終えています。
- ④ 主要地方道長野大町線は、ひび割れや輪だち掘れ、不陸などが目立ち、加えて夜間の大型トラックの通行量やスピード超過による騒音と振動、また交通事故の増加など様々な問題を抱えており、今後の各種改善対策が緊要です。
- ⑤ 一般県道小川長野線は未改良区間が多くあり、地すべりの危険性が高い地域を横断していることから防災、減災の観点からも信頼性が高く災害時に集落を孤立させない道路づくりが求められています。

【目標と施策】

- (1) 国道406号線未改良部分の早期改良の働きかけ【③】
- (2) 主要地方道長野大町線の防災・安全維持工事の整備、騒音対策としての意味合いからの舗装修繕工事実施の働きかけ【④】
- (3) 県道小川長野線、日本記～長野市中条境界間の拡幅改良工事と防災対策実施の働きかけ【⑤】

資料1 国道・県道の状況（小川村分）

（令和5年3月末現在）

路線名	延長 (m)	改良延長 (m)	改良率 (%)	舗装延長 (m)	舗装率 (%)	路線 バス
一般国道 406号線	1,509.4	1,474.4	97.7	1,509.4	100	無
主要地方道 長野大町線	8,421.5	8,057.3	95.7	8,421.5	100	有
主要地方道 信濃信州新線	12,185.6	10,638.9	87.3	12,185.6	100	無
一般県道 小川長野線	4,250.0	2,651.0	62.4	4,250.0	100	無
計	26,366.5	22,821.6	86.7	26,366.5	100	

2 村道

《現状と課題》

- ① 幹線村道1・2級路線及び生活道路を中心に改良整備を行っており、1・2級路線の改良率で約55%、舗装整備率は約88%と高水準を達成していますが、その他路線の数が多く、地形的、地質的な悪条件の中で、全体では改良率21.6%、舗装率45.4%となっています。
- ② オリンピック道路白馬ルートの開通、地区要望による村道新設及び改良により一定の交通網の整備は進みましたが、今後は橋梁の長寿命化対策、超高齢化社会へ向けたきめ細やかな生活路線、集落内道路の維持補修を進めていかなければなりません。
- ③ 近年頻繁に発生する異常気象への備えとして、防災対策の推進や迅速な除雪作業により、生活道路の安全性の向上を促進する必要があります。

【目標と施策】

- (1) 集落内道路の改良及び維持、法面等の防災対策、橋梁長寿命化計画に基づく補修等を計画的に実施【①②】
- (2) 近年頻発する異常気象による災害に対し、施設機能維持管理等の防災対策及び除雪体制の整備等により生活路線の安全対策の推進【③】

資料2 村道の状況

(令和5年3月末現在)

規格	延長 (m)	面積 (㎡)	改良延長 (m)	改良率 (%)	舗装延長 (m)	舗装率 (%)	備考
1級	39,871	209,418	21,793	54.7	34,290	86.0	6路線
2級	31,759	152,209	16,980	53.5	28,571	90.0	11路線
その他	309,936	925,921	43,566	14.1	110,531	35.7	629路線
計	381,566	1,287,548	82,339	21.6	173,392	45.4	646路線

資料3 橋梁の状況

(令和5年3月末現在)

幅員	永久橋		木橋		備考
	橋数	延長(m)	橋数	延長(m)	
2.5m未満	8	81.40	2	18.70	永久橋総面積 5,838.91 ㎡ 木橋総面積 25.59 ㎡
2.5～4.5m未満	41	541.85			
4.5m以上	47	617.70			
計	96	1,240.95	2	18.70	

第7節 住 宅

1 住宅整備

《現状と課題》

- ① 地域の活性化の原動力としての若者定着を図るために、昭和 58 年度（1983）から公営住宅の建設を進め、現在 123 戸を保有し定住化に一定の効果をあげています。
- ② 住宅政策については、高い入居率を維持しており、特に平成 20 年度（2008）から建設してきた村営住宅の鶴牧田西団地 19 戸、島田住宅 1 戸、グランドハイツ小川 8 戸、大久保団地 3 戸は子育て世代家族の入居により、人口減少対策の一翼を担っています。
- ③ 昭和 58 年度（1983）から 63 年度（1988）に建築された高府団地は、木造住宅の耐用年数である 30 年を経過し、老朽化に伴う維持管理費の増加している面から、費用対効果を鑑み、今後、計画的な建て替えの必要性が高まっています。
また、大久保団地（平成元（1989）・2 年度（1990））も 30 年が経過するので、長寿命化計画を基に大規模改修を視野に入れた検討が必要です。
- ④ 近年、地方への移住者が増える中、住宅の需要も増えており、住宅の供給が追いつかない状況が起きています。国内情勢及び移住者情報等をしっかり検証したうえで、住宅政策を進める必要性があります。

【目標と施策】

- (1) 耐用年数を経過している住宅の更新及び長寿命化計画に基づく計画的な住宅修繕の推進 【③】
- (2) 国内情勢及び住宅ニーズ等に沿った計画的な住宅整備の推進 【④】

資料 1 住宅の設置状況

(令和 5 年 3 月末現在)

種別	住宅名	地区	構造	間取り	建築年度	戸数(戸)	床面積(m ²)
一般公営住宅	高府島田	島田	木造平屋	DK・和 3	S58～S61	16	58.3～60.8
			木造 2 F	DK・和 3	S62～S63	8	67.8
	大久保	大久保	木造 2 F	DK・和 3	H1～H2	10	67.8
	西平	西平団地	木造 2 F	DK・和 2・洋 1	H4～H7	15	79.5
	南平	夏和和田	木造 2 F	DK・和 2・洋 1	H8	4	82.6
特定公共賃貸住宅	ハイツ元町	西平団地	R C 集合	LDK・和 1・洋 2	H11	8	74.74
	よこて	小根山町	R C 集合	LDK・和 1・洋 2	H12	8	90.69
	わだ	夏和和田	R C 集合	LDK・和 1・洋 2	H13	4	83.79
若者住宅	メゾン高府	高府下町	R C 集合	1 LDK	H4	4	28.75
	メゾン中町	高府中町	R C 集合	1 LDK	H23	4	35.30
	メゾン大久保	大久保	R C 集合	1 LDK	R4	4	29.26
地域優良賃貸住宅	グランドハイツ小川	高府中町	R C 集合	DK・洋 2	H28	4	52.6
				LDK・洋 3		2	68.0
				LDK・洋 3 ロフト		2	78.0
厚生住宅	川手東(土合)	木造平屋	DK・和 3	H9	2	67.0	

单独住宅	鶴牧田東	鶴牧田	木造2F (戸建)	K・和2 洋2	S60	1	125.39
			木造2F	DK・和3	H2	2	84.4
			木造平屋	K・和1 洋1	H2	2	55.4
	鶴牧田西	鶴牧田	木造2F (戸建)	3DK	H20	7	93.0
			木造平屋 (戸建)	3LDK	H23 H25 R1	1 1 2	81.2~ 92.8
			木造2F (戸建)	3LDK	H23 H25 R1	5 1 2	90.2~ 102.0
	島田	島田	木造平屋 (戸建)	3LDK	H25	1	92.0
	新大久保	大久保	木造平屋 (戸建)	3LDK	R4	3	90.4~ 103.0

2 宅地開発

《現状と課題》

- ① 定住対策には、住宅の確保とともに宅地の開発が重要な課題です。可住地面積の少ない本村にとって、宅地開発は厳しい条件にあることは否めないが、長野市・大町市・白馬村と隣接し、通勤圏に立地している本村では、安価で宅地が購入できると期待されており、可住地面積の拡大を図りながら、宅地造成を積極的に推進することが必要です。
- ② 宅地造成にあたり、上・下水道の整備、ごみ処理対策、日照の確保、農用地との区分けなど環境の整備も含め、総合的かつ計画的に実施する必要があります。
- ③ 新築助成金や定期借地権付住宅の導入等により、取得者の経費軽減を図る対策が必要である一方、需要状況の把握が課題となっています。

【目標と施策】

- (1) 土地開発公社との連携により、計画的な住宅用地の先行取得の促進
【①②】
- (2) 住宅用地確保に向け、可住地面積拡大のための調査や住宅環境整備のための総合的施策の検討 【①②】
- (3) 定住住宅建設助成制度の導入等を含めた支援策の検討 【③】

資料1 宅地造成・分譲の状況

(令和5年3月末現在)

団地名	造成 区画数	地積 (㎡)	分譲可能 区画数	地積 (㎡)
南平	7	2,564.18	0	0
夏和田	7	2,371.02	0	0
中尾	12	4,312.23	0	0
城之峯	8	3,500.22	0	0
上野	6	2,667.80	0	0
計	40	15,415.45	0	0

第8節 簡易水道・下水道・合併処理浄化槽・し尿処理

1 簡易水道

《現状と課題》

- ① 現在の給水人口は4,120人、1日平均計画給水量1,370 m³、1日最大計画給水量1,790 m³となっています。ほぼ全域が給水区域となり、給水区域外は、川上北、桐山、川手西の一部であり、令和5年(2023)4月1日現在の人口は14人です。
- ② 平成30年度(2018)から令和6年度(2024)までの計画で、7億円余りを投資し基幹施設の改良を行なっています。補修費・復旧費・漏水調査費等を軽減し、有収率の向上を図っています。
- ③ 今後も、安全で快適に使用できる水道を維持していくため、適正な日常の維持管理を行うとともに、成就浄水場は竣工から40年近く経過し、老朽化した施設の計画的な更新が必要になっています。
- ④ 災害時や基幹改良工事の際に断水を極力減らすため、バイパス管等の整備を検討する必要があります。
- ⑤ 施設の老朽化、人口減少等による料金収入の減少等、経営環境が厳しさを増しているなかで、自らの経営状況と財政マネジメントの向上に取り組むことが求められており、経営成績や財政状態など自らの経営状況のよりの確な把握が可能となるように公営企業法を適用し、公営企業会計への移行が進められています。
- ⑥ 近年、日本各地において局地的な豪雨や長期間の渇水など、極端な気候変動が見られます。水道事業には、このような極端な気象状態においても安定的に給水を継続することが求められています。

【目標と施策】

- (1) 老朽化している施設を長寿命化計画に基づき、計画的な修繕や定期的なメンテナンスを実施し、災害等にも強い水道事業を目指します。【②③④⑤⑥】
- (2) バイパス管の水道施設の適正かつ効率的な配置の検討と整備を推進します。【②③④⑤】
- (3) 原水取水から給水栓に至る水道の各施設・設備について、施設本来の機能

が発揮されるように定期的な点検等を行い、稼働の安定性と安全性の確保を図ります。【②③④⑤】

(4) 広域化による事業統合や経営・管理の一体化や施設の共同化を図り、各施設の更新、維持管理や各種の事業推進にあたっては、経費縮減に努め、水道事業経営の健全化と効率化を推進します。【②③④⑤】

(5) 安定した水源水量の確保のため水源の見直し及び近隣市町村との連携応援体制による断水回避を図るなど、適正な確保と濁度管理及び水質管理の強化を図ります。【⑥】

資料 1 簡易水道事業の現状

給水人口	2,259 人（令和 5 年 4 月 1 日現在）
1 日平均給水量	857 m ³ （令和 4 年度）
1 日最大給水量	1,751 m ³ （令和 4 年度）

2 下水道・合併浄化槽

《現状と課題》

- ① 特定環境保全公共下水道 3 処理区、農業集落排水事業 2 地区の計 5 処理区で全面供用開始し、接続率は 94.3%となっていますが、近年は、高齢化による接続の躊躇などの要因から、今後の大きな向上は難しい状況となっています。
- ② 平成 26 年度（2014）に村内 4 カ所の処理場のうち、農業集落排水事業の瀬戸川平・日本記の各処理場を特定環境保全公共下水道の高府処理場へ統合し、下水道施設の効率化を実現しました。村内の施設は他市町村に対し、比較的新しい施設ではあるものの、供用を開始してから 25 年以上が経過しており、老朽化が進んでいる設備・装置があることから、計画的かつ効率的な改修を推進する必要があります。
- ③ 地方団体が公営企業の経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等さらに最適化に取り組むため、民間企業と同様の公営企業会計を適用し、経営・資産等の状況の正確な把握、弾力的な経営等を実現することが求められています。
- ④ 小型合併処理浄化槽は平成 4 年度（1992）から浄化槽設置整備事業により普

及に努めており、令和4年度(2022)までに160基167戸で設置されています。未設置戸数は約50戸となっており、早期設置に向け積極的に推進する必要があります。

【目標と施策】

- (1) 「施設台帳」及び「管路台帳」の整備による計画的な維持管理と低コスト化による健全な下水道事業の運営を行うため、定期的なメンテナンスを実施し、施設の適正な維持管理の強化に努めます。【②③】
- (2) 災害時における危機管理体制を強化し、下水道施設の機能維持・早期復旧に努めます。【②】
- (3) 自然環境に配慮しながら、公共用水域の水質保全と生活環境向上のため、難しい現状の中、下水道普及率の向上と合併浄化槽設置整備事業を推進します。【①④】

資料1 集合処理区の状況

(令和5年3月末現在)

処理区名	面積 (ha)	区域内人口 (人)	供用開始	接続率 (%)
高府処理区	63.7	873	平成7年12月	97.0
夏和处理区	30.1	599	平成10年11月	93.9
小根山処理区	27.6	407	平成12年1月	88.9
計	121.4	1,879		94.3

資料2 小型合併処理浄化槽の状況

年度	設置数 (基)	設置戸数 (戸)	供用人口 (人)	普及率 (%)
～H30	150	157	378	63.8
R元	2	2	9	65.5
R2	2	2	4	66.7
R3	3	3	10	70.1
R4	3	3	11	74.8
計	160	167	412	

3 し尿処理計画

《現状と課題》

- ① 平成 22 年度（2010）から長野市衛生センターへ処理を委託しており、年間の収集量は概ね横ばいですが、微減傾向で推移しています。

【目標と施策】

- (1) し尿処理委託に際してはし尿処理委託先の状況などを調査し、住民サービスの維持と負担増加への適切な対応を行う【①】
- (2) 下水道処理区域内における未接続世帯への水洗化推進による、処理量の減量化と処理費縮減【①】

資料 1 し尿処理年度別搬入推移

(単位：kl)

年度 種別	H27	H28	H29	H30	R 元	R2	R3	R4
生し尿	387.1	339.0	346.3	314.0	315.4	302.5	272.4	247.5
浄化槽	69.4	89.3	94.7	131.2	94.4	112.6	110.7	143.6
計	456.5	428.3	441.0	445.2	409.8	415.1	383.1	391.1

第 2 章

健康で思いやりのある社会づくり

— 保健・医療・福祉・子ども子育て支援 —



第2章 健康で思いやりのある社会づくり

— 保健・医療・福祉・子ども子育て支援 —

第1節 保 健

《現状と課題》

① 生活習慣病予防

医療費について外来と入院を比較すると、入院は件数では少ないですが、全体の医療費に占める割合は高い状況が続いています。このことから、病態が重症化してから治療を受けている状況が懸念されます。医療費が高額になるというだけでなく、自立した生活が困難になることにつながるため、外来診療で症状が安定し、重症化を予防していくことが課題として挙げられます。

(1) 「糖尿病」、「高血圧」、「脂質異常症」の3疾病

生活習慣病に代表されるこの3つの疾病の進行により動脈硬化がすすみ、血管を傷めて重症化を引き起こします。慢性腎不全や脳血管疾患の医療費に占める割合が高く、若いうちに重症化を引き起こしたことにより長期間の介護状態を招いています。基本健康診査の受診を継続し、生活習慣を変化させることで効果が上がる「予防」の段階で保健師・管理栄養士が関わるのが課題です。

(2) 重症化予防

(1)の3疾患が悪化することにより、心筋梗塞などの循環器疾患、脳梗塞・脳出血などの脳血管疾患、糖尿病の悪化による腎障害を招きます。いずれの場合も治療の負担が大きく、また長期にわたることが多く、治療が落ち着いても元のように回復できずに介護保険利用につながる状況にあります。

② 栄養・食生活

健康的な生活には、栄養バランスのよい適量の食事が重要となります。食生活のバランスを崩すことで病気になり、重症化することも少なくありません。特に1 (1)・(2)の重症化予防に栄養摂取は大きく関わります。インターネット等で簡単に情報を得られる反面、疾病状況や生活様式に合致しない食習慣になってしまうこともたびたびあります。栄養過多とともに過度なダイエットや食の嗜好により、栄養不足を起こしてしまう方もいます。正しい知識を身につけてもらえる取り組みが課題になっています。

③ 身体活動・運動

運動は体力・持久力が向上し、筋肉量が増えて代謝がよくなることにより、

生活習慣病の予防や改善に効果があると言われてしています。また、こころを安定化させる働きが有るため取り入れてほしい習慣のひとつです。しかし、年齢や体力と合わない負担の大きい運動で身体を傷めてしまうなど、運動を継続して行うことは難しいことから、「個々の体力に合わせた運動、継続できる運動の普及」が課題として挙げられます。

④ 休養・こころの健康づくり

厚生労働省の健康日本21に「休養・こころの健康」対策があるように、こころの健康は「生活の質」に大きく影響するものです。生活習慣病のコントロールにも、休養は不可欠な要素になっています。しかし、効率や成果を求められ、世の中は24時間で動いており、休養をおろそかにしてこころの健康のバランスを崩し、不調を招いてしまうことも起こっています。特に、これから成長していく子ども世代も、睡眠時間が少なく不規則になっていることが心配な状況です。

⑤ アルコール対策

お酒は、生活に豊かさと潤いを与えるものである一方、不適切な飲酒は体調を崩すもとになります。アルコール健康障害は本人の健康問題だけでなく、飲酒運転や暴力、虐待、自殺など周囲にも影響が及ぶことに密接に関連します。たばこに比べてお酒に寛容な世の中ではありますが、飲酒が引き起こす肝機能障害、睡眠障害、脱水症状など「酒は百薬の長とはいへど、よろずの病は酒よりこそ起れり」ということを理解していただき、適量飲酒の普及、飲酒の強要を防ぐ、未成年の飲酒防止が課題です。

⑥ たばこ対策

「たばこは百害あって一利なし」という言葉が浸透し、様々ながんの原因となるだけでなく、生活習慣病の重症化にも寄与することが理解されています。2020年に受動喫煙対策が強化され、村内でも飲食店を中心に協力をお願いしています。今後は未成年者の喫煙防止とともに、新型たばこを含めて禁煙を呼びかけることが求められています。

⑦ 歯の健康

歯や歯ぐきにトラブルが起こると、口の中だけでなく体全体に影響を及ぼします。村内に歯科医院があり、村では妊婦や節目年齢の歯科検診の補助、基本健康診査と同時実施で行う歯科相談の体制があります。生活習慣病のコントロールのひとつに、正しい口腔ケアの普及が求められています。

⑧ がん対策

村ではがん対策基本法に基づいた検診を勧め、早期発見・早期治療を呼びかけています。がんの浸潤が進んでからの治療では、期間が長期化し、大きな手術になるなど、心身への負担が大きくなるとともに、医療費も高額になり生活への負担が大きくなります。就労している方は、職域でがん検診を受診されていることもありますが、受診しやすい補助制度や機会を設けるなど、受診を促していくことが課題として挙げられます。

⑨ 母子保健

当村の子育て世帯数は人口減少と比例し、少しずつ減少傾向にあります。世帯数が少ない状況ではありますが、全国と同じような核家族化、育児の孤立化、子どもの貧困、児童虐待など支援が必要な家庭もあります。国が不妊・不育治療に力を入れたことから、母子保健のスタートは妊娠ではなく、女性が子どもを持ちたいと思った時点に変化しています。切れ目のない支援とともに、家庭にあわせた個別支援がより一層求められています。

⑩ 介護予防・健康寿命の延伸

当村は高齢者層でも核家族化が進み、家庭介護が難しい状況になっています。介護保険の利用開始時に、施設を利用しなければ生活できない方も多い状況です。原因は様々ではありますが、フレイル（年をとって心身ともに弱くなった状態）に傾き始めたときに相談することや、保健師や管理栄養士、運動指導のスタッフが関わっていくことが求められています。

また、住み慣れた地域で暮らし続けるため、自分の最期をどう迎えたいか一人ひとり考え、それぞれの生活を守り尊重できる社会制度が課題です。

【目標と施策】

(1) 生活習慣病予防【①】

生活習慣病対策の3本柱は「健診を受けること」「正しい知識を身につけて習慣にすること」「病気の悪化を防ぐこと」です。住民全体の意識の向上や雰囲気づくりで全体の底上げを図ること、有病者や予備軍の方たちには直接的で積極的な支援により重症化の予防を目標に実施します。

1) 「しっかり予防」

- ・健診受診を促す：未受診者・健康状態不明者状況を把握し、健診受診を促し、生活習慣病の早期発見につなげる
- ・重症化を防ぐ：要精密検査、要治療の未受診者に対する受診勧奨を行う
- ・予防段階で関わることで後の重症化を防ぐ：動機づけ支援を積極的に実施

2) 良好なコントロールで重症化予防

- ・将来の重症化に視点を当て、リスクの高い方に対する個別支援を行う
 - ・「糖尿病」「高血圧」の有病者を対象とした病態別教室開催
 - ・医療機関と連携した重症化予防対策実施
- (2) **栄養・食生活「バランスの良い食生活の推進」【①⑩】**
- ・食生活の正しい知識を身につける：病態、生活状況などにあわせた食事指導（国保特定保健指導、後期高齢者健診結果をもとにした栄養相談）
 - ・フレイル対策：地域や介護予防事業の栄養講話、食生活改善推進協議会と共催で「食」をテーマにした閉じこもり予防事業の実施
- (3) **身体活動・運動「フレイルの周知、一日10分プラスの運動の推進」【③】**
- ・びっくらんど小川の利用推進
 - ・各種教室や事業に、運動・リハビリの内容を組み込む
 - ・理学療法士やびっくらんど小川スタッフと協力し継続できる運動方法を推進
- (4) **休養・こころの健康づくり「良質な睡眠のすすめ、相談の充実」【④】**
- ・0時前睡眠の推進
 - ・メンタルヘルス専門職による、こころの相談会の実施
 - ・中学生を対象としたSOSの出し方、こころの健康授業の実施
- (5) **アルコール対策「依存症予防と未成年対策」【⑤】**
- ・アルコールに頼らない睡眠時間確保の推進
 - ・学校と協力し、学童及び生徒に対する未成年飲酒抑止の推進
- (6) **たばこ対策「子どもをタバコの害から守る、受動喫煙対策」【⑥】**
- ・学校と協力し、学童及び生徒に対する生涯にわたる喫煙防止教育の推進
 - ・空気のおいしい小川村のPR
- (7) **歯の健康「お口の健康を守る」【⑦】**
- ・歯科受診、歯科検診の推進（節目年齢検診、後期高齢者歯科検診）
 - ・基本健康診査と同時実施の歯科相談
 - ・各種教室で年齢にあわせた口腔ケア講座の実施
- (8) **がん対策「早期発見、早期治療」【⑧】**
- ・がん検診受診率を向上させる情報の発信
 - ・検診の同時実施、償還払いなど受信しやすい環境を作る
 - ・要精密検査者の未受診を減らす
- (9) **母子保健「小川で育つ子どもの支援、家庭の支援」【⑨】**
- 1) 妊婦
- ・妊娠届時は必ず保健師が対応し、妊婦を含めた家族の状況の把握に努める
 - ・医療機関と連携し、必要に応じて家庭支援を行う
 - ・妊娠後期に面談を行い、出産前後の家庭状況を把握し、支援の必要性を確認

する

2) 産婦

- ・医療機関と連携し、産婦の状況が思わしくない場合は、家庭訪問や産後ケア利用に結び付ける

3) 新生児

- ・医療機関からの連絡などに対し、早期に家庭の状況を把握して家庭訪問を行う
- ・家庭での養育に不安のある場合、社会福祉係や保育園、外部機関と連携し対応する

4) 乳幼児

- ・生後2カ月児を対象に全戸訪問を実施し、子どもを中心とした家庭の状況を把握する
- ・健診や食事の教室を通して相談しやすい関係を作り、切れ目のない支援につなげる

5) 園児・児童・生徒

- ・柔軟性や体力向上を目的に、保育園や学校へ理学療法士が出向き運動指導を行う
- ・将来の生活習慣病予防のため養護教諭と連携し、健康診断結果をもとに保健師や管理栄養士が家庭と面談し、生活サポートを行う

6) 予防接種

- ・家庭で接種体制を整えてもらうため、予防接種の目的や受け方について妊娠後期の面談時に説明を行う
- ・予防接種を受けない家庭の状況を把握
- ・予防接種の目的や接種後の状況などの情報を伝え、接種に関して理解を得てもらい子どもたちを感染症から守る

(10) 介護予防・健康寿命の延伸「ぴんぴん ちょっと寝て ころり」【⑩】

- ・フレイルやロコモティブシンドロームなど、言葉と内容の普及
- ・基本健康診査結果から対象者を把握し、保健師や管理栄養士が早期に関わる
- ・びっくらんど小川の教室利用の推進と内容の検討
- ・小川村社会福祉協議会、熟年大学、シニアクラブ等と連携し、高齢者の閉じこもり予防、低栄養予防を目的に訪問や教室を開催する

<小川村の健康状況>

KDB システムで健診結果や医療費や受診状況を集計。

75歳未満の健康の指標は国民健康保険のデータを活用しています。

平成30年(2018)と令和4年(2022)、令和4年の県や同規模の自治体(全国の同規模自治体)と比較しています。

A: 後期高齢者の医療費の状況

項目	小川村		R4 小川村		同規模平均		県		国				
	H30		R4		R4		R4		R4				
	実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合			
1 人口構成	総人口	2,665		2,215		727,328		2,008,244		123,214,261			
	65歳以上(高齢化率)	1,213	45.5	1,017	45.9	301,058	41.4	646,942	32.2	35,335,805	28.7		
	75歳以上	752	28.2	608	27.4			352,073	17.5	18,248,742	14.8		
	65~74歳	461	17.3	409	18.5			294,869	14.7	17,087,063	13.9		
	40~64歳	784	29.4	690	31.2			669,192	33.3	41,545,893	33.7		
	39歳以下	668	25.1	508	22.9			692,110	34.5	46,332,563	37.6		
4 後期医療費の状況	総医療費	561,453,260		537,097,570		136,772,643,550		281,796,178,600		16,169,745,231,470			
	1人当たり医療費	706,230	753,206	740,824	741,579	736,144	711,181	785,785					
	1人当たり外来	264,349	328,070	297,288	322,001	325,719	347,753	379,221					
	1人当たり入院	441,881	425,138	443,536	419,578	410,425	363,428	406,564					
	外来	費用の割合	37.4		40.1		44.2		48.9		48.3		
	件数の割合	92.1		93.1		94.2		95.7		95.5			
	入院	費用の割合	62.6		59.9		55.8		51.1		51.7		
	件数の割合	7.9		6.9		5.8		4.3		4.5			
	1件あたり在院日数	17.1日		18.3日		17.5日		16.0日		17.3日			
	4 医療費分析	1人あたり医療費/入院医療費に占める割合	入院	高血圧症	2,204	0.5	2,753	0.6	2,046	0.5	1,639	0.4	1,607
糖尿病			2,491	0.5	820	0.2	3,209	0.7	2,970	0.8	3,161	0.7	
脂質異常症			895	0.2	138	0.0	183	0.0	273	0.1	228	0.1	
脳梗塞・脳出血			44,010	9.2	29,348	6.1	31,002	7.0	30,756	7.9	29,143	6.7	
虚血性心疾患			5,194	1.1	5,848	1.2	9,108	2.1	7,351	1.9	10,344	2.4	
その他の心疾患(心不全)			55,900	11.7	58,905	12.2	50,180	11.3	43,148	11.1	43,871	10.1	
腎不全			6,028	1.3	25,675	5.3	15,778	3.6	12,408	3.2	16,344	3.8	
認知症		760	0.2	5,597	1.2	7,503	1.7	4,232	1.1	7,299	1.7		
筋・骨格		103,042	21.6	94,450	19.6	60,953	13.7	54,490	14.1	59,420	13.7		
1人あたり医療費/外来医療費に占める割合		外来	高血圧症	16,536	5.8	14,469	4.5	25,770	7.3	23,378	6.3	23,554	5.8
		糖尿病	21,091	7.4	28,375	8.8	28,854	8.2	29,944	8.1	31,815	7.8	
		脂質異常症	5,561	1.9	3,562	1.1	8,403	2.4	9,548	2.6	11,913	2.9	
		脳梗塞・脳出血	1,923	0.7	3,094	1.0	3,016	0.9	3,379	0.9	3,240	0.8	
		虚血性心疾患	3,384	1.2	3,283	1.0	5,376	1.5	4,702	1.3	5,646	1.4	
	その他の心疾患(心不全)	38,055	13.3	40,785	12.6	42,411	12.0	42,236	11.4	40,610	10.0		
	腎不全	26,093	9.1	52,347	16.2	32,915	9.3	32,564	8.8	39,077	9.6		
認知症	117	0.0	302	0.1	214	0.1	682	0.2	510	0.1			
筋・骨格	46,242	16.2	40,117	12.4	35,769	10.2	38,629	10.4	44,772	11.0			
5 長寿健診の状況	有所見率	健診受診者	140		210		37,076		90,914		4,693,781		
		受診率/県内・同規模順位	19.1	県内15位 同規模134位/257	30.6	県内13位 同規模99位/276	22.3	24.4	24.8				
		HbA1c6.5以上	10	7.1	19	9.0			9,858	10.8	575,668	12.3	
		収縮期血圧140以上	20	14.3	51	24.3			28,719	31.6	1,605,258	34.2	
		LDL140以上	21	15.0	29	13.8			14,393	15.8	801,217	17.1	
		eGFR45未満	16	11.4	16	7.6			10,487	11.5	532,987	11.4	
		肥満リスク(BMI25以上)	29	20.7	52	24.8	10,665	28.8	19,873	21.9	1,113,736	23.7	
		やせリスク(BMI18.5未満)	10	7.1	7	3.3	2,455	6.6	8,333	9.2	402,764	8.6	

当村は高齢化率・後期高齢化率ともに県平均・同規模平均より高く、少子高齢化が著しい状況です。外来と入院の医療費を比べると、入院の件数6.9%に対し、費用は59.9%を占めています。在院日数(入院日数)も他平均より長いことから病気が重くなってから治療する人が多い状況です。疾病の内容は外来で受診している病気が悪化し入院することが多くなっています。加えて当村は骨関節疾患で受診されている方が多いことも特徴です。健診受診率が高いのはとても良い状況です。

B：国保の医療費の状況

項目	小川村		小川村		同規模平均		県		国		
	H30		R4		R4		R4		R4		
	実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合	
国保の状況	被保険者数	588		529		195,140		443,378		27,488,882	
	65～74歳	298	50.7	271	51.2			200,162	45.1	11,129,271	40.5
	40～64歳	180	30.6	166	31.4			142,060	32.0	9,088,015	33.1
	39歳以下	110	18.7	92	17.4			101,156	22.8	7,271,596	26.5
加入率	22.1		23.9		27.1		22.1		22.3		
医療の概況 (人口千対)	病院数	0	0.0	0	0.0	54	0.3	126	0.3	8,237	0.3
	診療所数	1	1.7	1	1.9	703	3.6	1,564	3.5	102,599	3.7
	病床数	0	0.0	0	0.0	4,267	21.9	23,133	52.2	1,507,471	54.8
	医師数	1	1.7	1	1.9	641	3.3	5,217	11.8	339,611	12.4
	外来患者数	609.6		592.4		653.6		691.5		687.8	
入院患者数		37.7		30.9		22.9		17.6		17.7	
医療費の状況	一人当たり医療費	382,254	県内2位 同規模60位	343,427	県内36位 同規模185位	367,527		339,076		339,680	
	受診率	647,269		623,311		676.49		709.111		705.439	
	外来 費用の割合	46.6		44.4		55.1		61.1		60.4	
	外来 件数の割合	94.2		95.0		96.6		97.5		97.5	
	入院 費用の割合	53.4		55.6		44.9		38.9		39.6	
	入院 件数の割合	5.8		5.0		3.4		2.5		2.5	
	1件あたり在院日数	21.9日		21.3日		16.2日		15.6日		15.7日	
医療費分析 生活習慣病に占める割合 最大医療資源傷病名 (調剤含む)	がん	19,477,280	14.5	15,971,380	17.2	32.8		30.8		32.2	
	慢性腎不全(透析あり)	20,426,500	15.2	7,499,840	8.1	6.1		8.1		8.2	
	糖尿病	12,718,260	9.4	9,525,350	10.2	11.2		10.7		10.4	
	高血圧症	5,026,110	3.7	5,343,400	5.7	6.5		6.1		5.9	
	脂質異常症	2,834,110	2.1	2,621,290	2.8	3.4		4.0		4.1	
	脳梗塞・脳出血	4,048,110	3.0	3,138,920	3.4	4.0		4.0		3.9	
	狭心症・心筋梗塞	4,964,730	3.7	2,669,950	2.9	2.8		2.3		2.8	
	精神	41,801,210	31.0	30,020,490	32.2	14.6		15.8		14.7	
	筋・骨格	22,819,990	16.9	16,092,350	17.3	17.4		17.2		16.7	
	医療費分析	高血圧症	--	--	62	0.0	363	0.2	296	0.2	256
一人当たり医療費 /入院医療費に占める割合	入院 糖尿病	1,844	0.9	2,086	1.1	1,389	0.8	1,102	0.8	1,144	0.9
	入院 脂質異常症	--	--	302	0.2	76	0.0	72	0.1	53	0.0
	入院 脳梗塞・脳出血	5,766	2.8	4,926	2.6	6,827	4.1	6,367	4.8	5,993	4.5
	入院 虚血性心疾患	10,018	4.9	7,883	4.1	4,500	2.7	3,421	2.6	3,942	2.9
	入院 腎不全	24,939	12.2	14,026	7.3	4,305	2.6	3,574	2.7	4,051	3.0
一人当たり医療費 /外来医療費に占める割合	外来 高血圧症	8,548	4.8	10,039	6.6	12,436	6.1	10,819	5.2	10,143	4.9
	外来 糖尿病	21,191	11.9	16,638	10.9	21,206	10.5	18,772	9.1	17,720	8.6
	外来 脂質異常症	4,820	2.7	4,653	3.1	6,646	3.3	7,200	3.5	7,092	3.5
	外来 脳梗塞・脳出血	1,118	0.6	1,008	0.7	934	0.5	847	0.4	825	0.4
	外来 虚血性心疾患	1,206	0.7	718	0.5	1,857	0.9	1,629	0.8	1,722	0.8
外来 腎不全	26,194	14.7	9,154	6.0	14,043	6.9	16,616	8.0	15,781	7.7	
健診有無別 一人当たり 点数	健診対象者	1,150		4,123		2,915		2,630		2,031	
	一人当たり	11,527	10,377円	7,620	3,497円	13,340		12,517		13,295	
	健診未受診者	3,842		14,419		8,820		7,685		6,142	
	一人当たり	38,524	34,682円	26,648	12,229円	40,357		36,574		40,210	

国保も後期高齢同様、入院件数 5.0%に対し、費用は 55.9%を占めています。在院日数（入院日数）も他平均より長いことから病気が重くなって治療する人が多い状況です。入院医療費の中で精神科領域の費用は長期入院者がいることから平成 30 年（2018）から継続して高い状況です。生活習慣病により病状が重症化することで発症する心疾患や腎疾患の入院費用も高額になっています。生活習慣病に関わる医療費は健診受診者と未受診者では一人当たり医療費の額に 1 万円以上の差があります。医療費を抑えるために、定期的に健診を受診し自分の体の状況を知り、早期に生活改善や治療をすることが欠かせません。

C:介護保険の利用状況

項目	小川村		小川村		同規模平均		県		国			
	H30		R4		R4		R4		R4			
	実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合		
介護保険	1号認定者数(認定率)	230	19.7	229	22.9	59,331	19.9	113,468	17.7	6,724,030	19.4	
	新規認定者	0	0.2	3	0.4	933	0.3	1,716	0.2	110,289	0.3	
	介護度別 総件数	要支援1.2	390	7.1	629	12.5	162,745	13.5	412,294	13.8	21,785,044	12.9
		要介護1.2	2,949	54.0	2,571	51.2	568,999	47.1	1,367,247	45.8	78,107,378	46.3
要介護3以上		2,119	38.8	1,817	36.2	476,421	39.4	1,208,489	40.4	68,963,503	40.8	
2号認定者	8	1.02	6	0.87	856	0.38	1,856	0.28	156,107	0.38		
有病状況	糖尿病	28	10.9	26	11.6	13,461	21.6	26,401	22.3	1,712,613	24.3	
	高血圧症	76	31.1	95	37.6	33,454	54.3	65,433	55.6	3,744,672	53.3	
	脂質異常症	24	9.0	40	15.3	18,421	29.6	36,610	30.6	2,308,216	32.6	
	心臓病	93	38.3	116	45.8	37,325	60.8	74,350	63.3	4,224,628	60.3	
	脳疾患	48	19.9	42	19.7	13,424	22.1	29,320	25.4	1,568,292	22.6	
	がん	18	7.5	11	5.1	6,308	10.3	14,272	11.9	837,410	11.8	
	筋・骨格	81	34.3	99	44.0	33,542	54.6	65,213	55.5	3,748,372	53.4	
	精神	44	20.4	49	21.6	22,904	37.4	44,457	37.9	2,569,149	36.8	
介護給付費	一人当たり給付費/総給付費	328,350	398,288,014	369,955	376,243,847	323,222	97,308,660,154	288,366	186,555,887,417	290,668	10,074,274,228,889	
	1件当たり給付費(全体)	72,973		74,994		80,543		62,434		59,662		
	居宅サービス	27,524		27,436		42,864		40,752		41,272		
	施設サービス	281,428		281,264		288,059		287,007		296,364		
医療費等	要介護認定別 医療費(40歳以上)	認定あり	12,306	差	11,277	差	9,108	差	8,534	差	8,610	
	認定なし	5,058	7,248円	4,807	6,470円	4,544	4,564円	3,975		4,020		

介護サービスを利用したいという申込者（以下、認定者）に占める介護度3以上の方の割合が少ないですが、一人当たりの給付額は県や同規模平均に比べて高い状況にあります。これは認定者に占める施設利用者が多いためだと考えられます。介護保険給付費を抑止するには、介護度2以下の軽度な方、介護保険を利用していない方が今後も重症化せず在宅生活を続けていくことがひとつの条件になります。

D:生活習慣病の重症化による医療費の状況

市町村名	総医療費	一人あたり医療費		中長期目標疾患					
		金額	順位	腎		脳	心		
				慢性腎不全 (透析有)	慢性腎不全 (透析無)	脳梗塞 脳出血	狭心症 心筋梗塞		
国保	H30	224,765,280	32,059	2位	9.09%	0.10%	1.80%	2.21%	
	R4	小川村	181,672,690	27,898	36位	4.13%	0.02%	1.73%	1.47%
		同規模	71,719,277,020	29,993	--	3.29%	0.37%	2.12%	1.46%
		県	150,338,880,930	27,549	--	4.29%	0.22%	2.15%	1.22%
		国	9,337,411,479,190	27,570	--	4.26%	0.29%	2.03%	1.45%
後期	H30	561,453,260	63,434	24位	2.16%	0.94%	6.02%	1.06%	
	R4	小川村	537,097,570	66,178	22位	6.35%	0.43%	4.03%	1.03%
		同規模	136,772,643,550	66,525	--	3.76%	0.64%	4.27%	1.56%
		県	281,796,178,600	64,010	--	4.00%	0.36%	4.50%	1.34%
		国	16,169,747,074,790	71,162	--	4.59%	0.47%	3.86%	1.65%

生活習慣病の治療・生活改善で重症化を予防できる「腎疾患」「脳血管疾患」「循環器疾患」が医療費に占める割合を表しています。当村では慢性腎不全、狭心症・心筋梗塞、後期高齢では慢性腎不全と脳梗塞・脳出血が占める割合が高い状況です。いずれの疾患も治療や予防を続けることで改善したりコントロールができる疾患です。

第2節 医療

1. 国保直営診療所業務

《現状と課題》

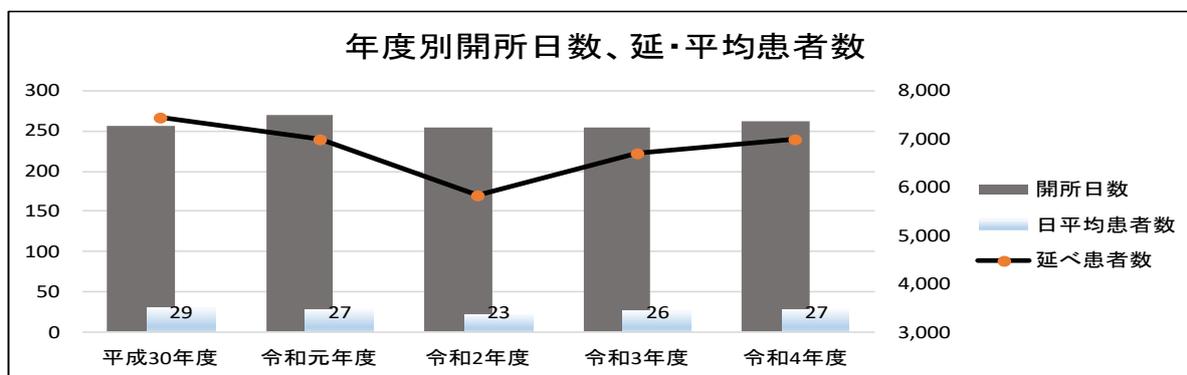
① 診療体制

- 1) 令和3年(2021)7月以降、常勤医師不在のため、非常勤医師5名・派遣委託医師4名の計9名体制で診療を行っています。
- 2) 内科に加え、専門外来として整形外科、消化器外科、循環器科、糖尿病内科の診療を行っています。
- 3) 専門化が進み、臓器別に細分化されている現代医療において、一次診療を基盤とした地域医療(かかりつけ医)として、長野医療圏における中核医療機関と連携しながら、村民の医療の確保を図っています。
- 4) 人口減少、高齢化が進む中、医療保険制度・介護保険制度の改正等により、保健・医療・福祉のさらなる連携強化が求められており、より一層の包括ケアの充実が必要となっています。

② 一般診療業務

- 1) 診療業務1日の外来患者数は30名弱(資料1)で、レセプト件数では後期高齢者とその約6割を占めています(資料2)。
- 2) 後期高齢者には、複数の病気を抱え、医療保険だけではなく介護保険の給付を受けている方が多数います。
- 3) 高齢者のみの世帯が増え、受診が困難なケースが多くなってきています。
- 4) 理学療法士による外来リハビリを、週1回行っています。
- 5) 高血圧、糖尿病等の患者に対して、管理栄養士による外来栄養指導を行っています。

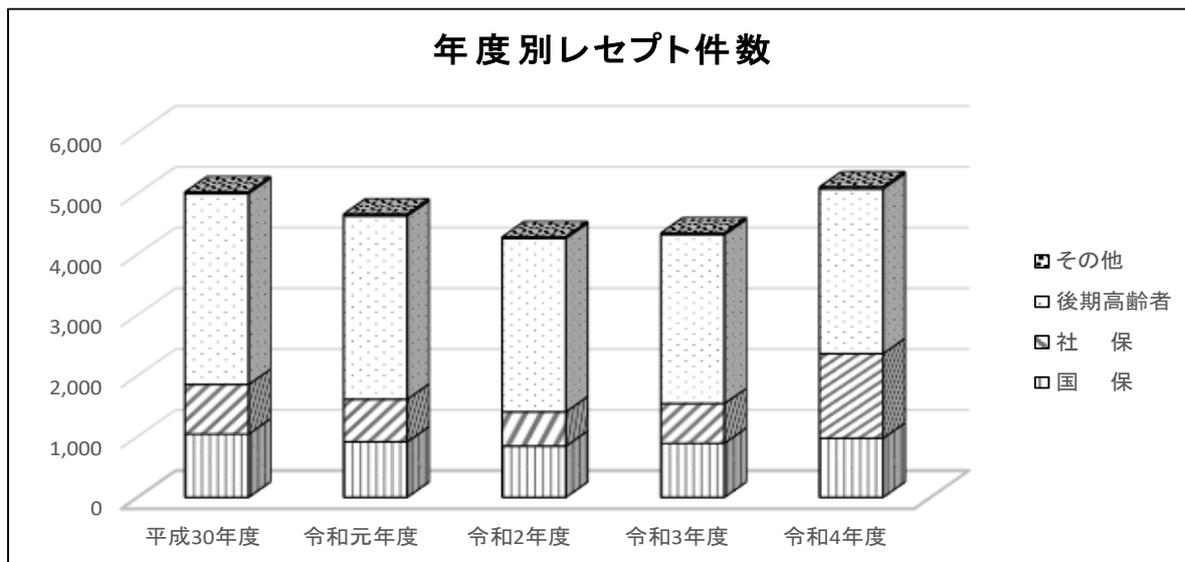
資料1



(日・人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
開所日数	257	269	255	254	262
延べ患者数	7,437	7,009	5,837	6,705	7,001
日平均患者数	29	27	23	26	27

資料 2



(単位: 件)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
国 保	1,041	914	842	889	971
社 保	815	700	564	652	1,393
後期高齢者	3,141	3,014	2,852	2,779	2,708
その他	27	30	27	27	33
合 計	5,024	4,658	4,285	4,347	5,105

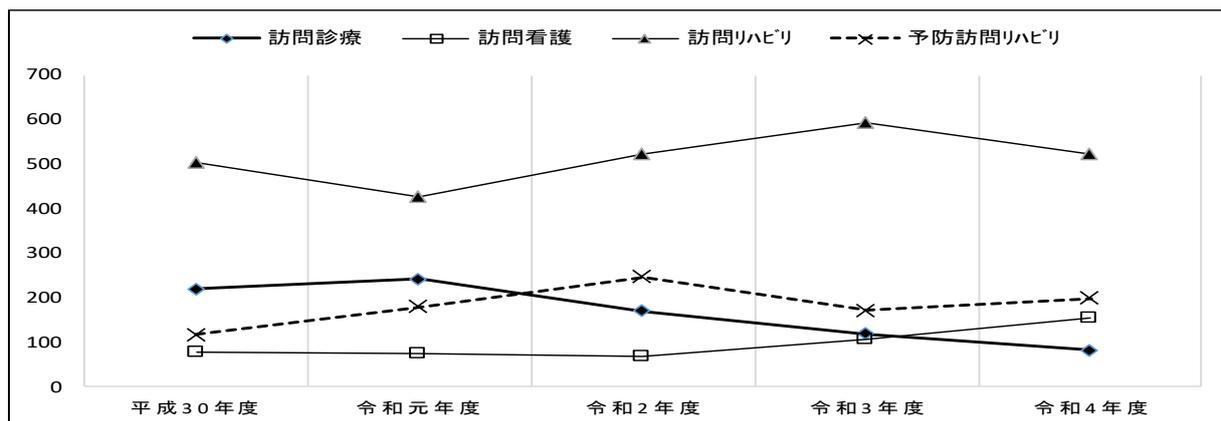
③ 救急医療業務

- 1) 休日・時間外等、役場の当直者に在宅の急患連絡が入った場合は、医師・看護師等で緊急・救急医療の対応をしています。
- 2) 平日の医師不在時など、外傷等の患者に対して応急処置を行い、他の医療機関への受診につなげています。

④ 在宅医療業務

- 1) 在宅における訪問診療を実施しています。特に、在宅の寝たきり、一人暮らしの高齢者が多く、医師による在宅訪問診療、看護師による訪問看護が重要となっています。
- 2) 医療機関と連携した、退院後の在宅医療、医療保険での訪問看護、介護保険での訪問看護を行っています。
- 3) 介護保険における訪問リハビリ事業者として週 3 日、理学療法士による訪問リハビリを実施しています。
- 4) 高齢化が進む中、介護者の不足や老々介護の限界等により、徐々に病院への入院、介護保険施設等へ入所せざるを得ないケースが増えています。
- 5) 介護保険での在宅希望者に対する主治医意見書の作成、要介護認定訪問調査を行っています。

資料 3



	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
訪問診療	219	242	169	119	81
訪問看護	77	75	69	108	154
訪問リハビリ	504	427	523	592	524
予防訪問リハビリ	117	180	246	171	199

【目標と施策】

(1) 診療体制【①】

- 1) 地域医療が提供できるよう、常勤医師の確保も含め、安定した医療体制の構築に努める。
- 2) 中核医療病院・二次救急医療機関との連携を推進する。
- 3) 地域包括医療体制の充実、体系化を推進する。

(2) 一般診療業務【②】

- 1) 高齢の受診困難者に対し、家族やケアマネージャー等、多職種と連携し、受診につなげる。
- 2) 管理栄養士による疾病に応じた外来栄養指導により、重症化予防につなげる。

(3) 救急医療業務【③】

- 1) 一次医療機関として、救急診療要請に可能な限り対応できるよう努める。
- 2) 対応困難な場合でも、他の医療機関への受診につなぐ体制を整える。

(4) 在宅医療業務【④】

- 1) 保健・医療・福祉の連携による在宅医療、介護保険事業、介護予防事業の推進
- 2) 高齢社会に対応した在宅医療の充実
- 3) サービス調整チーム、ケア研究会、ミニケア研究会を定期的実施し、保健・医療・福祉・介護それぞれの担当者の連携を強化
- 4) 本人・家族の意向にそった在宅医療の提供

2 健康保険業務

《現状と課題》

- ① 国民健康保険制度の安定運営のため、平成 27 年（2015）5 月に持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部が改正され、県も財政運営の責任主体として市町村と共に国民健康保険を運営することになり、平成 30 年（2018）4 月 1 日より施行されました。県が市町村の所得水準・被保険者数・医療費指数等を基に算定する市町村ごとの納付金を全市町村から集め、その納付金や公費からすべての市町村の保険給付費を支給する仕組みとなり、国保制度始まって以来の大改正となりました。市町村は納付金を納めるために当面の間、市町村ごとにそれぞれ保険税（料）率を決定し徴収しますが、将来的には県内全市町村の保険税（料）率の統一を目指しています。（資料 5）

小規模市町村である小川村は保険給付費の振り幅が大きく、増減が激しくなるのは必至ですが、近年一人当たり医療費が高額となり、県内でもトップクラスを占める年が数多くあります。令和 3 年度（2021）の実績では、過去 10 年以上国・県の平均を下回ることのなかった一人当たり医療費が平均以下となり、医療費削減の成果が出ているものの、依然として所得水準が低く、医療費が高いという状況のままでは県内の保険税（料）の統一の際、他市町村に大きな負担を強いるため、引き続き医療費の削減をしていかなければなりません。（資料 6）

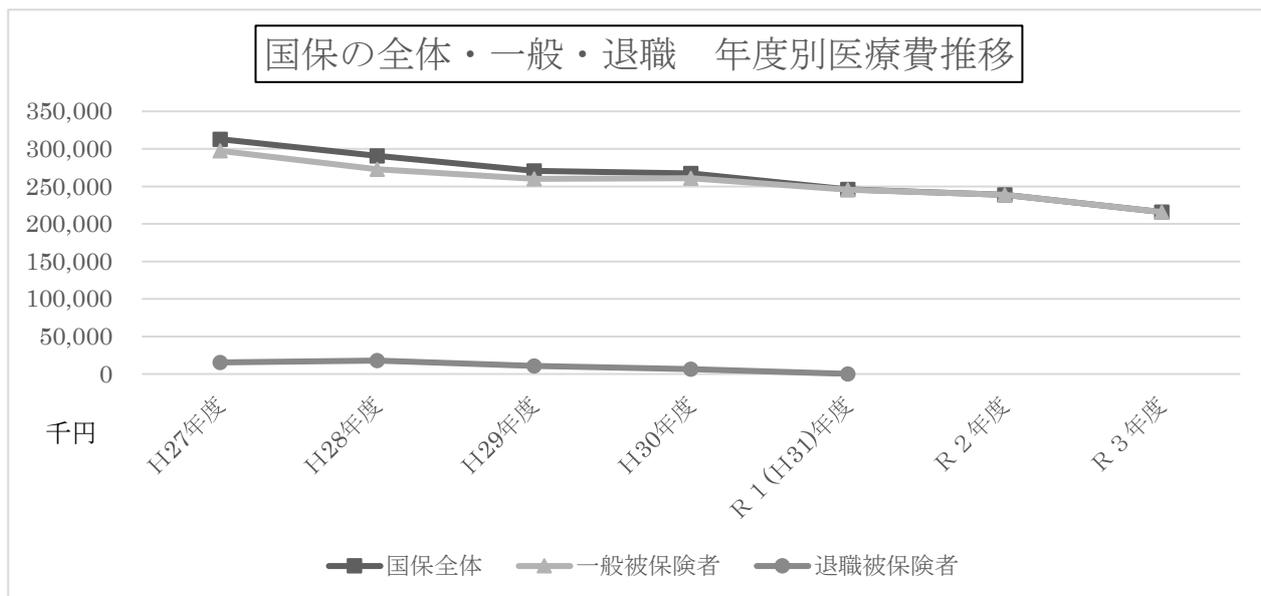
- ② 医療費の適正化については、平成 25 年（2013）6 月に閣議決定された「日本再興戦略」に基づきデータヘルス計画を策定し、令和 6 年度（2024）から第 3 期計画を迎えます。その中で特定健診・保健指導については、国の目標受診率である 60%以上を目指し、保健事業を行っている状況です。保健指導については目標値を上回っていますが、特定健診については令和 3 年度（2021）実績での受診率は 59.8%と県内の平均 45.6%は上回っているものの目標到達には至っておらず、生活習慣病の発症予防・重症化予防による医療費の抑制のためにも受診率の向上は重要課題となっています。（資料 6）

- ③ 後期高齢者医療被保険者の医療給付費は、被保険者自らが負担する保険料で約 1 割、公費から約 5 割、残りの 4 割を現役世代が支援金として負担する仕組みになっているため、現役世代人口の減少は、持続可能な医療保険制度として運営していくための課題といえます。後期高齢者医療の当村における平成 30 年（2018）度と令和 4 年度（2022）の対比では、被保険者数は 734 人から 674 人と約 8%減少していますが、医療費総額は 6 億 1300 万円から 5 億 9000 万円と減少しているものの、減少率は 4%弱に留まり増加傾向は続いています。保険料は被保険者の高齢化や医療技術高度化に伴い上昇しています。長野広域内の一人当たりの平均保険料額は平成 30 年度が 58,967 円で令和 4 年度は 64,278 円となっています。今後も保険料額は上昇していくものと考えられます。（資料 7）

【目標と施策】

- (1) 保健センター、国保直営診療所、国保連合会他関係機関との連携による各種保健事業の実施、特定健診受診率の向上、レセプト分析による適正な保健指導、医療費の削減【①】
- (2) 国保税滞納者への個別訪問、納税相談による収納率の向上【①】
- (3) 長野県国民健康保険運営方針に示されている「同じ所得の県民は同水準の保険料負担、将来は保険料水準を統一する」の目標に向け、適正な税率改正と被保険者の医療費の削減【①】
- (4) 広報、通知による制度理解と医療費適正化の推進【②】
- (5) 受診勧奨、インセンティブ推進による特定健診の受診率向上【②】
- (6) 持続可能な医療保険制度を維持し保険料の上昇を抑えるため、構成市町村と連携し、保険料収入の確保、被保険者の健康づくりの推進及び医療費の適正化等による保険財政の健全化・安定化【③】

資料5 小川村国民健康保険医療費

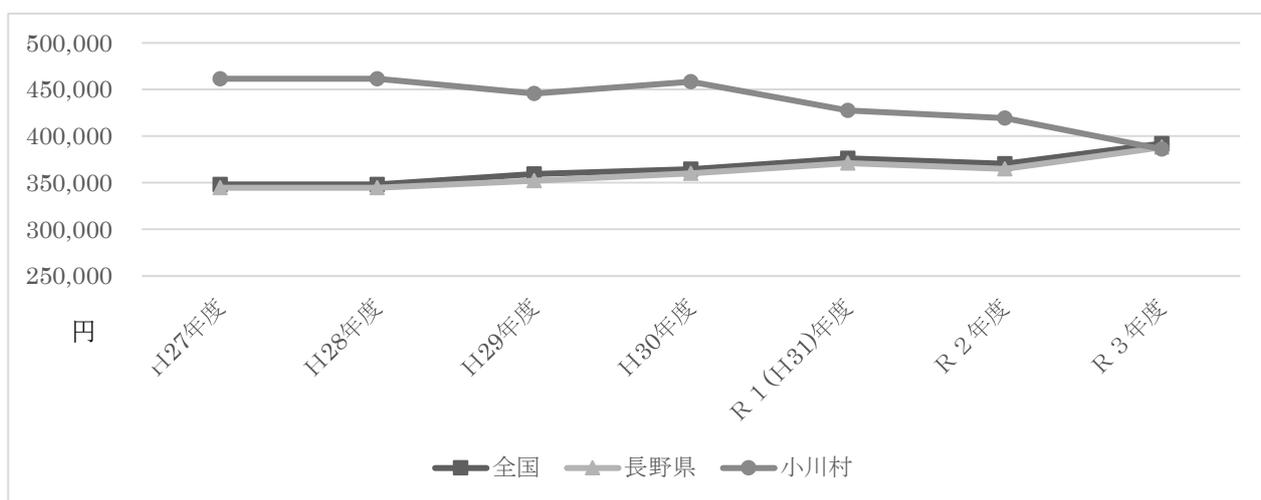


(単位：千円)

年度 \ 種別	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
国保全体	312,858	290,777	270,892	267,274	245,879	238,646	215,791
一般被保険者	297,304	272,923	259,975	260,752	245,708	238,646	215,791
退職被保険者	15,554	17,854	10,917	6,522	171		

※退職被保険者制度は元年度で終了

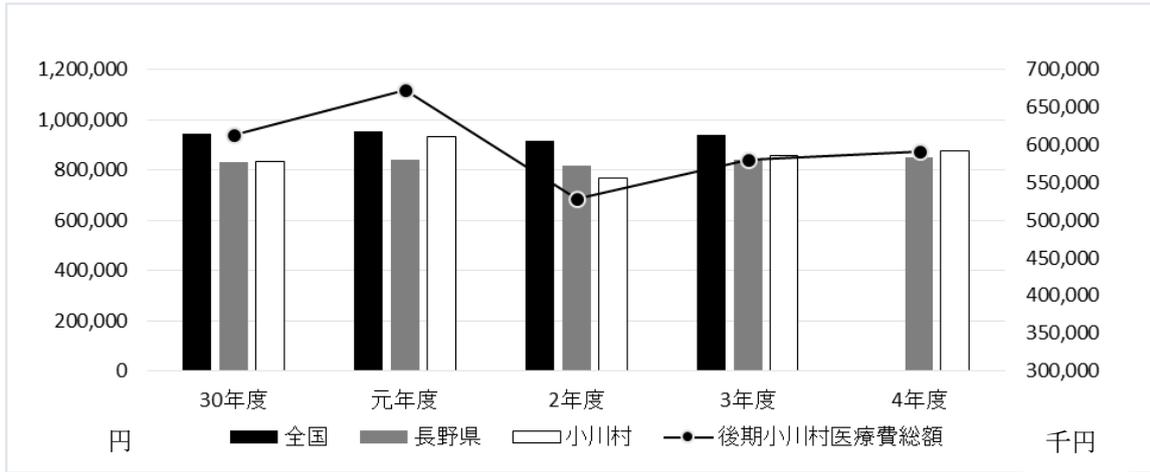
資料6 国保被保険者一人あたりの医療費の推移



(単位：円)

年度 \ 種別	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
全国	348,175	348,175	359,552	364,384	376,088	370,371	392,044
長野県	344,636	344,636	352,123	360,137	371,056	364,971	388,024
小川村	461,550	461,550	445,547	458,445	427,615	419,413	386,030

資料7 後期高齢者医療費の状況



後期高齢者一人当たりの医療費

(単位：円)

種別 年度	全 国	長 野 県	小 川 村	後期小川村 医療費総額 (単位：千円)	長野広域 一人当り 保険料額 (単位：円)	小川村 被保険者 数
30年度	943,082	831,187	835,968	613,600	58,967	734人
元年度	954,369	838,973	932,753	672,515	60,358	721人
2年度	917,124	818,902	765,940	529,264	62,411	691人
3年度	940,512	842,323	855,444	580,846	63,244	679人
4年度		852,821	876,524	590,777	64,278	674人

第3節 福祉

1 社会福祉

《現状と課題》

- ① 少子高齢化の進行や社会・経済状況の変化等に伴い、福祉課題が複雑・多様化し、これまでの制度だけでは対応が困難なため、現状の福祉サービスの見直しや住民ニーズを踏まえた福祉サービスの充実を図る必要があります。
- ② 核家族化や、一人暮らし世帯の増加、村営住宅の整備に伴い村外からの転入者が増えるなか、ライフスタイルや価値観の多様化など、社会福祉に対する意識も大きく変化しています。こうした中、誰もが安心して生活を送ることができるよう、地域の人々とのつながりを大切にし、みんなで助け合い、支え合っていく地域福祉の構築が求められています。
- ③ 家庭における高齢者や子どもへの虐待は、外部が気付きにくく、発見が遅れてしまう例も少なくありません。虐待は身体的なものに限らず、「心理的虐待」「経済的虐待」「介護、世話の放任・放棄」など複雑化し、一部深刻なケースも見受けられるなど多くの課題を抱えています。
- ④ 要援護者が地域で安心・安全に暮らすことが出来るよう、災害時や緊急時には、地域の中で支援を受けられるような相互扶助（自助・共助）、支援体制（公助）の確立も必要です。

【目標と施策】

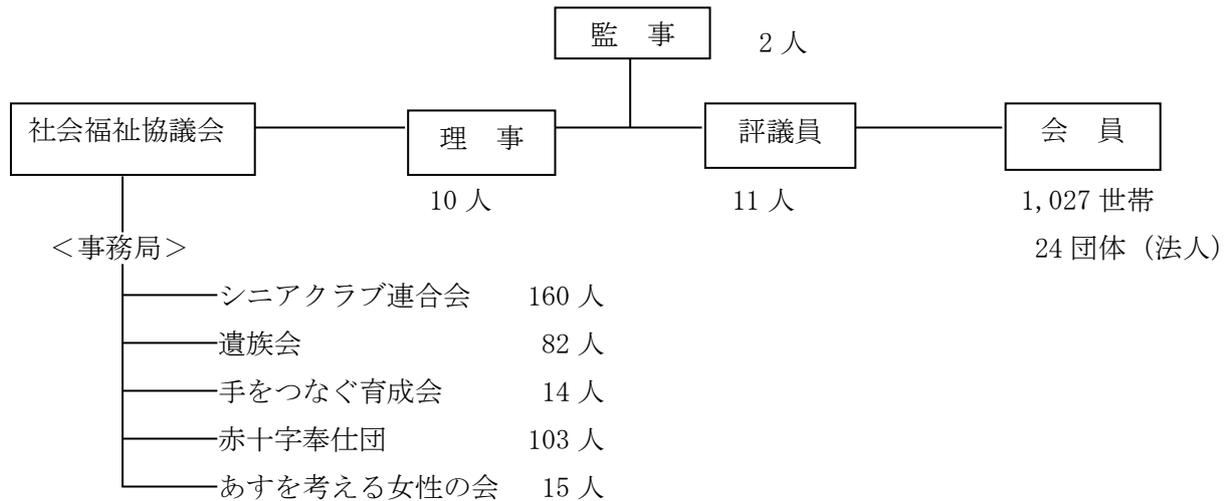
- (1) 保健・福祉・医療・介護の連携と誰もが安心して生活できる村づくりの推進のため、ケース会議等により情報を共有し連携を図る【①②】
- (2) 社会福祉に対する村民の意識高揚を図るため、福祉教育の推進、地域支えあい組織やボランティアの育成、在宅福祉の向上【②】
- (3) 社会福祉協議会との連携強化、在宅福祉事業の強化【②】
- (4) 生活弱者への虐待の未全防止・早期発見のため連携体制の整備【③】
- (5) 被害者のサインを見逃さないためにも近隣住民や民生委員、介護支援専門員、ヘルパー等との情報連携により包括的な取組を強化【③】

(6) 生活保護世帯、低所得世帯等に対する相談、援助の推進【③】

(7) 成年後見制度の周知及び推進【③】

(8) 災害時や緊急時における要援護者支援体制の確立【④】

社会福祉団体の現状（令和5年4月現在）



2 老人福祉

《現状と課題》

- ① 時代とともに家庭の状況も変化しており、高齢者の多くは、長年住み慣れた地域や自宅での生活を望んでいますが、やむを得ず施設利用者も多い状況にあり、在宅を基本として村内の施設整備（グループホーム等）も視野に入れた在宅福祉の充実を検討する必要があります。
- ② 少子高齢化が進み、65歳以上の高齢者は46%を超え、75歳以上の後期高齢者は約30%です。また、高齢者のみの世帯は令和5年（2023）4月1日現在447世帯で、全世帯の約43%を占めています。一人暮らし世帯は276世帯で、高齢者のみ世帯の半数以上を占める中、高齢者の保健・福祉・医療・介護に関わるニーズも増加、多様化の傾向にあります。

高齢者の多くは農業を中心とした何らかの仕事についており、歳を重ねても「働くことが生き甲斐」になっており、高齢者が最後まで住み慣れたところに住み続け、尊厳を持ってこの村で生活していけること、更に健康寿命をできるだけ延ばし、元気に生きがいをもって安心して暮らし続けられる福祉社会を築くことが重要です。
- ③ 介護を社会全体で支える介護保険制度は、制度への理解が浸透し、認定者における受給割合は年々増加しており、認定者数は減少傾向にあるものの、介護給付費は横ばいとなっています。
- ④ 高齢者が要介護状態にならないよう、また要介護状態となっても可能な限り自立した生活ができるよう、地域支援事業の充実として介護予防拠点施設である「いきいきプラザ小川荘」や「くつろぎの郷」を活用した介護予防事業を図ってきました。今後もサービスメニューの確保、介護予防事業や、相談支援体制の充実など、サービスの質や人材の確保が必要となっています。
- ⑤ 認知症や判断力が低下した高齢者等を狙った犯罪等が増加し、権利擁護問題や年金・医療の社会保障制度改革、消費税増税など、高齢者を取り巻く環境はさらに厳しくなり、多くの課題を抱えています。
- ⑥ 高齢者自身が自己実現に向けて努力するとともに、自分で出来ないことは地域で支えあい、地域のボランティア、民間活力、住民の参画などにより、身近な地域において高齢者を支えられる社会の構築が必要です。また、公的な面における介護保険や福祉サービスを充実して自立力の維持支援が必要となります。

【目標と施策】

- (1) 村で最後まで暮らせる、高齢者施設（グループホーム等）の整備も視野に入れた在宅福祉向上のための環境改善【①③ 資料3】
- (2) 住み慣れた地域で生活が継続できる、高齢者の自立支援と重度化防止に向けた在宅福祉サービスの推進【② 資料4・6】
- (3) 老人福祉センター活用による高齢者福祉の向上、介護予防拠点施設、地域の集会施設、社会体育施設を活用した交流や生きがい活動の支援、健康の維持向上と介護予防の推進【課題②④ 資料6】
- (4) シニアクラブ活動、生涯学習、人材活用センター等を通じ、高齢者の経験や知識を活かした社会参加の推進【②】
- (5) 相談支援、介護予防事業、権利擁護相談などの各事業の円滑な運営と在宅介護者支援体制の整備【⑤ 資料4・6】
- (6) ボランティア、民間活力、地域住民の参画など、地域で高齢者を支える基盤づくりと高齢者虐待等の早期発見と対応【⑥ 資料6】
- (7) ネットワーク（サービス調整チーム）を設置し、高齢者の多様なニーズに見合う適切なサービスを提供【② 資料4・6】

資料1 小川村の人口及び高齢化等状況 (各年4月1日現在の数値) (単位:人)

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
人口	2,585	2,491	2,415	2,365	2,355	2,283
65歳以上	1,166	1,135	1,117	1,102	1,096	1,056
一人暮らし老人	245	244	258	269	275	276
高齢化率	45.11%	45.56%	46.25%	46.60%	46.54%	46.25%
高齢者世帯率	41.34%	41.84%	43.52%	43.91%	43.95%	43.52%

資料2 要介護認定者数の推移 (各年4月末日の数値) (単位:人)

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
要支援1	18	19	14	16	20	30
要支援2	24	33	28	26	32	29
要介護1	59	44	54	53	48	52
要介護2	49	39	44	36	35	34
要介護3	39	35	31	29	38	31
要介護4	32	32	34	34	42	37
要介護5	28	29	23	24	18	17
計	249	231	228	218	233	230
高齢者人口 (第1号被保険者)	1,184	1,149	1,136	1,117	1,112	1,069
認定率	21.03%	20.10%	20.07%	19.52%	20.95%	21.52%

資料3 認定者数の内訳 (各年4月末日の数値) (単位:人)

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
在宅	168	153	145	140	153	148
介護老人福祉施設	20	22	25	22	29	29
介護老人保健施設	55	50	52	51	45	46
介護療養型医療施設	2	1	1	0	0	0
入院中(医療保険)	4	5	5	5	6	7
認定者計	249	231	228	218	233	230

資料4 介護保険サービス利用状況

(件数等)

サービス種類	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
訪問介護 (回数)	2,324	1,940	1,256	1,096	1,040
訪問入浴 (回数)	0	12	2	9	0
訪問看護 (回数)	403	402	334	344	336
訪問リハビリ (回数)	1,185	1,012	1,571	1,571	1,371
通所介護 (回数)	6,509	6,102	6,176	5,669	5,339
通所リハビリ (回数)	1,436	1,100	769	876	846
福祉用具貸与 (件数)	988	796	958	853	933
短期入所生活介護(日数)	3,044	2,820	2,243	2,188	2,585
短期入所療養介護(日数)	228	164	267	536	488
居宅療養管理指導(回数)	112	128	167	171	154
特定施設生活介護(日数)	352	387	907	1,048	1,245
居宅介護支援 (件数)	1,363	1,082	1,328	1,218	1,342
福祉用具購入費 (件数)	19	26	13	14	24
住宅改修費 (件数)	14	9	11	12	22
介護老人福祉施設(件数)	259	270	336	372	431
介護老人保健施設(件数)	707	655	654	620	528
介護療養型医療施設(件数)	19	12	17	12	10
施設特定診療費 (件数)	19	12	17	12	10
高額介護サービス費(件数)	744	729	781	841	810
特定入所者介護サービス費(件数)	645	668	720	649	568
審査支払手数料 (件数)	6,374	5,270	5,186	4,903	5,051

資料5 介護給付費の状況

(単位：円)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
居宅サービス給付費	91,894,000	88,224,000	88,911,000	92,521,000	92,180,000
施設サービス給付費	256,446,000	250,444,000	270,223,000	270,702,000	252,337,000
福祉用具購入費	302,000	616,000	238,000	349,000	606,000
住宅改修費	994,000	449,000	753,000	771,000	1,243,000
審査支払手数料	318,000	305,000	301,000	284,000	293,000
高額サービス費	7,252,000	7,818,000	8,825,000	9,257,000	8,553,000
特定入所者 介護サービス給付費	16,947,000	17,778,000	20,142,000	17,191,000	13,899,000
計	374,153,000	365,634,000	389,393,000	391,075,000	369,111,000

資料6 包括医療保険のサービス状況

サービス名	種別	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般介護予防事業	延人数	1,681	1,580	1,125	1,022	892
	利用団体	21	19	16	15	15
	実施回数	172	176	110	112	116
介護用品支給サービス	実人員	83	83	73	64	81
	事業費(千円)	1,024	901	937	841	845
配食サービス	利用延回数	1,304	916	728	839	874
	実人員	37	21	17	24	25
	配食日数	99	95	96	95	98
	ボランティア数	20	16	15	16	14
	事業費(千円)	2,112	2,090	2,136	2,130	2,196
村単ショートステイ	利用日数	11	6	1	0	0
	実人員	8	5	1	0	0
	事業費(千円)	99	54	9	0	0
さわやかコール	利用世帯数	15	10	6	7	7
	延べ回数	126	99	110	126	77
	事業費(千円)	389	423	420	428	422
福祉用具貸与(ベッド他)	扱い件数	19	17	25	10	13
介護者交流事業	実施回数	2	2	0	0	1
	事業費(千円)	51	65	0	0	5
地域包括支援センター	相談件数	807	804	759	894	920

3 障がい者福祉

《現状と課題》

- ① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律が平成 30 年（2018）4 月から施行され、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実、高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用促進、障がい児支援のニーズにきめ細かく対応するため、誰もが安心してサービスを利用できる支援体制整備が必要です。
- ② 村の障がい者数は、身体障がい者 144 人、知的障がい者 48 人、精神障がい者 30 人であり、全体のおよそ 9%の方が何らかの障がいを有する状況です。また、障がい者と障がい者を支える家族の高齢化が進むため、在宅から施設等への入所支援、障がいに沿ったサービス提供体制が必要です。
- ③ 障がい者と障がい者を支える家族も生涯にわたって、その人らしく生きるため、互いに支え合い障がい者の自立と、社会参加の機会を確保、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指すため、障がい者施策の見直しを進めます。

【目標と施策】

- (1) 障がい者が可能な限り地域において日常生活や社会生活を送るため、利用目的に沿った福祉サービスを提供し、自立促進を図る【①②】
- (2) 福祉企業センターや共同作業所等での就労支援、日中の活動場所の提供【①】
- (3) 一般就労移行を目指すための支援【①】
- (4) 障がい者（児）の早期把握・早期対応と自立に向けての支援【①】
- (5) 全ての人に優しいユニバーサルデザインの推進【③】
- (6) 障がい者就労施設等からの物品等調達の推進【③】
- (7) 補装具や日常生活用具の給付など、各種生活支援サービスの充実【③】
- (8) 財産や権利の保護、成年後見制度の普及・啓発の推進【③】

資料1 身体障がい者の状況

(令和5年4月1日現在)

区 分	視覚	聴覚	ろう あ	音声 言語	肢体	内部	合計	合計のうち	
								在宅等	施 設
18歳未満									
18～19歳									
20～39歳						1	1	1	
40～49歳				1	4		5	3	2
50～59歳					3	2	5	3	2
60～64歳	1		1		10	3	15	13	2
65～74歳	3				11	7	21	21	
75歳以上	5	13			48	31	97	97	
計	9	13	1	1	76	44	144	138	6

資料2 知的障がい者の状況

(令和5年4月1日現在)

区 分	重度	中度	軽度	合計	合計のうち	
					在宅等	施 設
18歳未満		1	1	2	2	
18～19歳			1	1	1	
20～39歳	3	3	6	12	6	6
40～49歳	3	3	3	9	5	4
50～59歳	3	3		6	3	3
60～64歳	1	2	1	4	4	
65～74歳	3	7	3	13	4	9
75歳以上		1		1		1
計	13	20	15	48	25	23

資料3 精神障がい者の状況

(令和5年4月1日現在)

区 分	人 数	手 帳	受給者証
18歳未満	4		4
18～19歳	1	1	
20～39歳	11	6	8
40～49歳	4	2	3
50～59歳	10	7	8
60～64歳	6	6	4
65～74歳	9	8	4
75歳以上			
計	45	30	31

※ 手 帳 : 精神障害者保健福祉手帳取得者

受給者証 : 通院医療費公費負担制度の利用者

4 母子・父子福祉

《現状と課題》

- ① 厚生労働省の全国ひとり親世帯等調査結果によると、令和3年（2021）11月時点で、母子世帯は119万世帯、父子世帯が14万世帯で、要因としては7割以上が離婚によるものです。また、母子家庭の生活は一般世帯と比較して所得も低く、依然として不安定な状況におかれ、支援の必要な家庭が多い現状です。ひとり親世帯が適正に支援が受けられるよう体制整備が必要です。
- ② 病気や障がいのある家族・親族の世話、祖父母の介護、幼い兄弟の世話などのケア労働、家事労働を家族に代わって行っているヤングケアラーが全国的に増えるなか、ケースの早期発見、支援に繋げるための支援体制を築くことが重要です。

【目標と施策】

- (1) 現行の各種制度の充実に努めるとともに、実態に即した適切な援助と自立の促進、福祉の向上【①】
- (2) ヤングケアラーを早期発見し、支援につなげるための体制構築【②】

5 人権対策

《現状と課題》

- ① 近年は女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、LGBTQ（性的少数者）に対する問題と、そして高度情報化など社会のめまぐるしい変化に伴う様々な偏見や人権侵害が問題となっており、総合的に問題解決にあたる必要性が生じています。人権を尊重し差別のない小川村を築くためには、お互いを尊重し、認め合い、協力して、あらゆる差別をなくし明るい地域社会づくりを推進する意識の高まりが必要です。
- ② 過去に罪を犯した者等が地域社会の中で孤立することなく、円滑に社会の一員として復帰できる、安全で安心して暮らせる村にすることで犯罪の加害も被害も未然に防ぐ社会を実現する。

【目標と施策】

- (1) 人権を尊重し差別のない明るい小川村を築く審議会、人権擁護委員、教育委

員、企業人権教育推進協議会等の連携強化【①】

- ・家族、地域、学校、職場ぐるみによる、差別を無くす運動の推進
- ・学校教育・社会教育・地域教育の場での人権教育の推進

(2) 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係機関や保護司と連携した再犯防止と犯罪被害者支援の推進【②】

6 授産事業

《現状と課題》

- ① 企業センター（就労継続B型事業所）は、利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるように、利用者に対して就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の便宜を適切かつ効果的に行っています。事業の実施に当たっては、他の障がい福祉サービス事業者、保健医療機関、利用者を取り巻く社会資源との連携を図り、総合的な福祉サービスの提供に努めます。
- ② 障害者等共同作業所の併設により、様々な障がいを持つ利用者に対し対応、施設連携を図りながら、利用者の将来の就労への支援を行います。
- ③ 村が指定する相談支援事業所の相談支援専門員がアセスメントを行い、個別支援計画書を作成し、一人ひとりの状況を踏まえながら、モニタリングを実施し適切かつきめ細かな支援を行います。
- ④ 授産事業は、経済情勢の影響を受けやすいため、常に職種開拓を行いながら、利用者の福祉向上を目指します。

【目標と施策】

- (1) 受託事業における、現業種の継続及び新規開拓【①】
- (2) 機械器具、運搬車両の更新、作業者の安全性・快適性の確保【①】
- (3) 利用者の技術向上を図り、一般企業への就労支援【②③④】
- (4) 就労や、その他の活動を通して生きがいを持って自己実現できるよう、苦情の円滑、円満な解決を図るため、第三者委員を設置【③】
- (5) 個別支援計画に基づいた各種支援・サービスの提供【④】

資料1 令和4年度における実績

区分	利用延 人員	作業収入額 (千円)	取引会社名
ばね製品組立梱包	1,536	2,773	精発ばね工業(株)
食品加工	638	1,199	(株)みすずコーポレーション
パンフレット封入	300	1,279	(有)花石紙店
食品箱詰ラベル貼	555	1,363	(株)小川の庄
箱折	448	749	(株)日報社
		58	(有)初田紙工
麺ギフトセット	40	91	柄木田製粉(株)
事務用品ケース組立	344	490	三経樹脂工業(株)
果物クッション材組立梱包	150	154	ダイセルノバフォーム(株)
食品箱詰包装	60	90	(株)新井食品総本舗
大豆選別	55	54	西友会
封筒シール貼	3	8	
	4,129	8,308	

資料2 工賃総額推移

(支払総額 単位：千円)

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4
支払総額	15,616	16,378	15,023	14,002	14,419	10,592	10,106	9,314	8,243	7,917
利用延人員	6,064	5,987	5,479	5,375	5,363	4,392	4,476	4,536	4,293	4,129

第4節 子ども子育て支援

《現状と課題》

- ① 本村の0歳～15歳人口は、年々減少傾向で出生数は年間10名程という状況ですが、豊かな自然の中で子育てをしたいと願い、移住されて本村で子育てをしている方も増えてきています。
- ② 子育て世代の核家族化や、若年層の出産、親の疾病などにより、子育ての不安や悩みを抱え込んでいる家庭もあります。また、家庭環境や経済状況の悪化など、子育ての生活基盤を不安定にさせる要因を抱えた家庭も見られることなどから、今後、様々な支援を要する家庭が増えていくことも予測されます。
- ③ 乳幼児期は、発達的変化の速度が一生のうちで最も速く、子どもの人格形成の土台が培われていく時期です。子ども達は、毎日の生活と遊びの中で、体と心と頭を発達させていきます。そのため、生活リズムの規則性や心身の健康、食育に関する事など様々な角度から子どもの姿を見とり、育てていく必要がありますが、子どもの姿を見とれずに、子育てに反映しきれない家庭が見られるため、保護者支援の充実が必要となります。
- ④ 乳幼児期の子どもが活発に動くようになると、休日に自宅では十分に体を使って遊べない。雨天時に遊べる施設が無い。
- ⑤ 保育園や学校での子ども同士の交流はできていますが、住居が点在していることから、休日などに交流する機会を十分に持つことができません。近所で一緒に遊ぶ機会が得にくいため、異年齢同士で社会性を育み合える機会が損なわれているので、保育園や学校以外での子ども同士が交流できる機会を設けていく必要があります。

【目標と施策】

- (1) 安心して子育てができる支援体制の充実と切れ目のない支援の提供【②】
 - 1) 乳幼児期における戸別訪問や健診時などでの相談の受付及び状況の把握
 - 2) 保健センター・保育園・子育て支援センター・教育機関・社会福祉機関等、担当課や担当係間で家庭状況の情報共有と連携を行い重層的支援につなげる。
 - 3) 村内で対応ができない場合など、外部機関との連絡・調整を行い、伴走型支援など必要とされる支援に繋げていく。
 - 4) 子育て世代包括支援センター（子ども家庭総合支援拠点）の整備
- (2) 子育て家庭のニーズ調査の実施と必要とされる支援環境の充実【②】
 - 1) 子育て家庭へのアンケートを実施し、第3期小川村子ども・子育て支援事業計画（市町村こども計画）へ反映
 - 2) 「ファミリーサポートセンター事業」や「子育て短期支援事業（ショートステイ）」等の未整備事業の事業化について検討

(3) 保育園・子育て支援センター機能の充実【③④】

- 1) 子ども達が健やかに成長するように、良質かつ適切な関りができるよう保育の質の向上を進めていく。
- 2) 子育て支援センターの土曜日利用ができるようにしていく。

(4) 青少年健全育成事業の活性化と社会教育・生涯教育との連携【⑤】

- 1) 公民館事業との連携を進め、子どもの体験や交流の機会を充実させていく。
- 2) 地域での子ども同士の交流できる機会の子ども会育成活動を活性化する。

(5) 遊びや学びのための、既存の公共施設の有効活用【⑤】

- 1) 利用手続きの簡便化について検討をする。
- 2) 既存の公共施設の利便性について検討し、必要があれば改善していく。

第 3 章

安心・安全・快適な暮らしを 実感できる村

— 治山・治水・消防・救急・救助・
防災・交通安全・防犯 —



第3章 安心・安全・快適な暮らしを実感できる村

— 治山・治水・消防・救急・救助・防災・交通安全・防犯 —

第1節 治山・治水

《現状と課題》

- ① 本村の地質は、大部分が新生代・第三紀・中新生上部の小川層により形成されており、急傾斜地が多く谷が入り組み、小河川が多く、融雪、豪雨時は各所に崩落、決壊が発生しやすくなっています。
- ② 地すべり等の自然災害も頻繁に発生しており、河川の多くが砂防指定地となるなど、地すべり防止区域・保安林も多くみられます。
- ③ 自然環境を保全し、災害発生を未然に防止するための工事を国・県に要望し、より一層これらの事業の推進を図る必要があります。

【目標と施策】

- (1) 危険箇所における治山・砂防堰堤、地すべり防止対策、急傾斜地崩壊対策事業等の働きかけ【①③】
- (2) 森林の湛水機能、造林思想の高揚と緑化運動の推進【②】
- (3) 保安林及び地すべり防止区域の見直しと土地の保全整備の働きかけ【②】
- (4) 危険溪流、地すべり危険箇所などの防災マップの見直しと住民への周知【①②】

資料1 指定区域の現状 (令和5年3月31日現在)

指定区分	箇所数
急傾斜地崩壊防止区域	6ヶ所
地すべり防止区域	23ヶ所
砂防指定地	113ヶ所

第2節 消 防

1 自治消防

《現状と課題》

- ① 本村の消防団は6分団で編成されており、高府町分団に消防ポンプ自動車、他5分団には小型動力ポンプ付積載車が配備されています。団員活動服の整備、発電機付き投光器の配備など、機動力の充実に努めています。
ポンプ車は平成22年度（2010）に更新を行い、平成29年度（2017）から令和元年（2019）まで積載車の更新が行われました。
- ② 村内各所に整備されている消防施設（防火水槽、ホース掛け等）も老朽化が進み、その維持管理に多額の費用を要しているところです。また、管理を行う団員数の減少により、団員個々の負担が増えています。
管理費用と団員への負担、それぞれに課題があります。
- ③ 過疎化・少子化が進む中、団員数の減少に歯止めがかからない状況の中、平成25年度（2013）から55歳定年制を導入しました。また、女性本部員6名が入団し、啓発活動に従事するなど団のイメージアップを図りました。
定年制導入により、一時的に減少傾向は緩和されているところですが、今後定年到達者が増えてくることから、原則、対象者は全員が入団してもらえるように、また、女性消防団員が積極的に入団してもらえるような環境づくりが課題となります。
- ④ 毎年、課題を決めた定期訓練を行い、現場での対応力向上に努めています。
少ない団員でも現場対応ができる訓練、消防署と連携した訓練、災害に対する知識を深める研修など、より実践的な訓練実施の開催が望まれています。

【目標と施策】

- (1) 新規団員の入団促進【③】
- (2) 計画的な訓練実施による、団員の資質向上【④】
- (3) 消防施設の維持管理に対する援助等、団員への負担軽減【②】
- (4) 防火水槽の計画的な更新及び修繕【②】
- (5) 積載車・本部指令車の計画的更新【①】

組織（令和5年度）

本部	団長・副団長・ラッパ長・副ラッパ長 本部長・主任・本部員	15名	計176名 定数180名
分団	雲井分団	31名	
	高府町分団	37名	
	上野分団	29名	
	小根山分団	28名	
	飯縄分団	19名	
	北西分団	17名	
ラッパ隊	各分団員が兼務	19名	

消防団員数の推移

(人)

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
実数	175	174	172	179	178	180	175	178	176	176

消防施設関係

消防ポンプ自動車	高府町分団1台 小川分署へ貸与1台
小型動力ポンプ付積載自動車	雲井分団1台・上野分団1台 小根山分団1台・飯縄分団1台・北西分団1台
本部指令車	消防団本部1台
分団詰所	高府町分団
コミュニティ消防センター	雲井分団・上野分団・小根山分団・飯縄分団 北西分団・西平団地
消火栓	360基
防火水槽	312槽
その他	接岸道路46か所

消防無線

配置	機種	搭載周波数	台数
本部	基地局 (役場・林業体験 交流施設)	地方行政用無線 (153.73MHz)	2
	移動局① (車載)	地方行政用無線 (153.73MHz)	1
	移動局② (ハンディ)	地方行政用無線 (153.73MHz)	4
分団	移動局① (車載)	地方行政用無線 (153.73MHz)	5
	移動局② (ハンディ)	地方行政用無線 (153.73MHz)	12

火災発生状況

年	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
出動件数	3	3	2	1	1	4	2	2	1	1

消防団協力事業所

高木建設(株)	(株)丸山組
(株)フクヤ	平成建設(株)

参考

○常設消防 (長野市消防局新町消防署小川分署)

体制

係	職員数	勤務形態
第1消防救急係	5名	2交代制
第2消防救急係	5名	

設備 (役場内設置)

車 両	消防ポンプ車・救急車・連絡車 各1台
施 設	事務室 48.6 m ² ・仮眠室 45.3 m ² ・消毒室 13.7 m ²

第3節 救急・救助

1 救 急

《現状と課題》

① 長野市消防局新町消防署小川分署の開設により、救急体制の充実が図られています。かつては役場へ連絡のあった救急要請も、現在では119番通報が浸透し、有効に活用されています。

平成31年（2019）2月、小川分署に高規格救急車が配備されたことに伴い、救急救命士による高度な救急処置が可能となり、救命率の向上が期待されます。

② 各公共施設にAED（自動体外式除細動器）が徐々に配備され、女性消防団員5名が応急手当普及員の資格を取得し、住民向けの講習会を実施しています。各施設の担当者も含め多くの村民が、いざという時に即座に対応ができるよう定期的に救急講習や操作研修を受けていくことが必要です。

【目標と施策】

(1) 全ての公共施設、公共機関へのAED配備【①】

(2) 救急・救命講習会の定期的開催【①②】

資料1 救急出動の状況（村内への出動）

（件数）

		H30	R1	R2	R3	R4
要因	急病	93	95	58	80	90
	事故等	56	59	54	44	42
搬送先	新町病院	32	30	8	22	19
	長野赤十字病院	66	60	49	54	60
	篠ノ井病院	18	36	29	26	36
	その他	33	28	26	22	17

2 救 助

《現状と課題》

- ① 徘徊など一般的な捜索以外は消防署が中心となり、消防団と協力して活動を行っていますが、事件発生状況は極めて少ない現状です。
- ② 高齢化に起因する事件発生の増加も予想されることから、訓練の実施、装備品の配備も求められています。

【目標と施策】

- (1) 消防署の協力を得た訓練計画の策定と実施【①②】
- (2) 必要とされる装備品の確認と整備【①】

第4節 防 災

《現状と課題》

- ① 平成 22・23 年度（2010・2011）の小川村地域防災計画の全面的な見直しをはじめ、令和 4 年度（2022）までの随時見直しにより、防災体制の改善が図られました。
今後も、災害対策基本法の改正や住民の実態に合わせた修正及び見直しを行っていくことが必要です。
- ② 大規模災害等の発生に備え、役場地下倉庫に非常用食品（アルファ米、保存水、シチュー&クラッカー等）の備蓄を行っています。各地区の主要な避難場所となる 9 か所の公共施設等へ非常用発電機も配備しています。
今後、備蓄品の定期的な更新と備蓄品の見直しを行っていくことが必要です。
- ③ 全国で異常気象等による自然災害が多発している中、各地区で結成されている自主防災組織の重要性は増えています。本村においても災害時に自主防災組織・消防団員・社会福祉協議会と連携し要支援者や被災状況の確認復旧等における体制整備が重要です。
災害に対する意識向上の啓発、想定される活動に即した訓練の実施など組織の強化が求められています。
- ④ 地域と消防団を主体とした防災訓練を、9 月 1 日「防災の日」の近くの日を実施しています。初期避難所への避難訓練後は、各地区独自の訓練を実施し、毎年千人ほどの参加者があります。
平成 26 年度（2014）から自主防災組織が中心となって訓練計画を作成していますが、自主防災組織と消防団、それぞれが効率的・有効的に機能した訓練の実施が望まれます。
- ⑤ 災害時には、長時間の停電発生が想定されることから、避難所などでの応急電源として電気自動車（EV 車）等の活用について検討が必要です。
- ⑥ 有事の際、行政からの情報伝達は防災無線デジタル化更新時に戸別受信機を全戸配備し、情報伝達機能が強化されました。
防災行政無線のデジタル化により、国民保護法による J アラート※1 の通報や各種防災情報は、防災無線・緊急速報メール・登録制メールなど複数のシステムにより、迅速に村民へ伝達することが可能です。

- ⑦ 「災害時応援協定」を、各分野 18 の関係団体及び業者と結んでいます。
今後も様々な団体との協定を検討するとともに、受援計画の作成を含めた災害時の受援体制の整備が求められています。

※1 Jアラート

総務省消防庁の全国瞬時警報システム。国から発令された警報を人工衛星を介して各自治体の無線を自動起動し、音声で住民に通達するもの。地震・津波など緊急を要する自然災害やミサイル攻撃・大規模テロなどの有事の際に使用される。

【目標と施策】

- (1) 小川村地域防災計画に基づいた具体的な行動計画、マニュアル等の策定【①】
- (2) 災害対策基本法に基づく、避難所・避難場所の環境整備と設備の充実【①⑤】
- (3) 自主防災組織の体制強化の促進【③④】
- (4) 具体的目標を定めた防災訓練の計画的実施【④】
- (5) 防災行政無線のほか、災害時等における住民への複数伝達手段の確保【⑥】
- (6) 災害備蓄品の計画的な更新と見直し【②】
- (7) 防災行政無線戸別受信機の適正な維持管理の実施【⑥】
- (8) 災害時避難行動要支援者の把握をはじめとする、災害時要援護者対策の推進【③】
- (9) 小川村地域防災計画の見直しにより、防災体制の改善を図る【①】
- (10) 大規模災害等に備え、非常用食品の備蓄、避難場所への非常用発電機配備【②】
- (11) 災害時応援協定を活用した災害時の受援体制の整備【⑦】

危険区域

区 分	箇所数等
急傾斜地崩壊危険箇所	109ヶ所
地滑り危険箇所	54ヶ所
土石流危険溪流	129溪流
雪崩危険箇所	121ヶ所
土尻川浸水想定区域	5ヶ所
山腹崩壊・崩壊土砂流出危険地区	123.9 ha

避難施設

区 分	内 容	箇所数
指定緊急避難場所	災害の危険が切迫した場合における 村民等の安全な避難先	50ヶ所
指定避難所	被災した村民が一定期間滞在し、生活 する場所	49ヶ所

自主防災組織（区単位）

結 成 済	未 結 成
17地区	2地区

災害時応援協定関係

団 体 名	主な協定内容	協定日
生活協同組合コープながの	応急生活物資の供給	H18. 5. 1
鹿島建設(株)	公共施設破損個所の応急措置	H19. 3. 1
高木建設(株)		H19. 3. 1
平成建設(株)		H19. 3. 1
(株)美登利屋工務店		H19. 3. 1
(株)丸山組		H19. 3. 1
(株)フクヤ		H19. 3. 1
(株)美喜工務店		H19. 3. 1
(有)松本設備		H19. 3. 1
上水内医師会		医療救急活動
中部電気保安協会	電気施設等の応急復旧	H20. 3. 14
北陸コカコーラボトリング	飲料水の供給	H23. 10. 20
長野県LPガス協会	LPガスの保安の確保・仮設住宅や 公共施設へのLPガスの供給	H25. 11. 18

(株)アクティオ	レンタル機器・日用生活雑貨品等の供給	H29. 4. 1
長野県建築士会長野支部	避難所の応急危険度判定	H29. 9. 1
中部電力(株)長野営業所	災害救援活動拠点への電源供給	H29. 11. 1
日本ケーブルテレビ`連盟信越支部	臨時災害放送局の開設運用支援	H30. 5. 1
コメリ災害対策センター	作業用品・日用品等の供給	H30. 11. 22
国土交通省関東地方整備局	「道の駅」の防災利用に関する基本協定	R2. 3. 4
ビオトープ、清城館、耕雲閣、佐渡屋旅館、林りん館、大石屋	災害時における宿泊施設の提供	R2. 5. 1
東日本電信電話株式会社	災害時における相互協力	R2. 6. 10
長野県建設業協会長野支部	大規模災害時における応急対策業務	R3. 9. 28
ヤフー株式会社	災害に係る情報発信	R4. 1. 5

防災放送関係

防災行政無線 (固定系のみ設置)	親局	役場
	中継局	林業体験交流施設
	簡易中継局	志神
	再送信子局	村内 3 局 (瀬戸川・持京・芋之沢)
	屋外子局	村内 23 局
	戸別受信機	各公共施設・村内全世帯

第5節 交通安全

《現状と課題》

① 県道長野大町線（通称：オリンピック道路）は、長野と北陸・大北地域を結ぶ幹線道路として、交通量が増加しています。特に、夜間は北陸からの物流幹線として、高スピードで通過する大型車両が多くなり、危険な状況です。高規格道路と生活道路が混在する中で、オリンピック道路における事故のほとんどは村外者に起因するもので、その被害を村民が受けている状況です。

オリンピック道路における、積極的な交通安全対策が望まれるところです。

② 高齢化が進む中、高齢者の免許保有率も高くなっているため、高齢者独自の交通安全教室等啓発活動を随時実施しています。また、平成29年度（2017）からは高齢運転者による事故防止を図る目的で、高齢者運転免許証自主返納者支援事業を実施し、運転免許証自主返納者に20,000円を交付しています。

③ シートベルト及びチャイルドシート着用率の向上を目的とした調査を、県警と安協が協力して随時実施しています。

④ 長野交通安全協会小川支部では、次の交通安全活動を推進しています。

- ①地区ごとの交通安全講習会の実施（一部地域のみの実施）
- ②指導員等による街頭指導及び保育園、小・中学校の交通安全教室への協力
- ③各種行事での交通整理等
- ④カーブミラー等、交通安全施設の維持管理

【目標と施策】

- (1) 交通安全施設の定期的点検と適正な維持管理及び整備【①】
- (2) 関係機関へのオリンピック道路における交通安全施設のさらなる整備の働きかけと、交通モラル向上の取り組み【②③】
- (3) 通園・通学路や生活道路など身近な道路における交通事故防止の取り組み【④】

資料1 交通事故の推移

(件数)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
人身事故	4	4	2	8	3	4	4	6	1	2
物損事故	25	42	36	24	49	25	37	24	35	29
負傷者数	6	4	3	11	3	6	6	5	1	2
死亡者数	0	0	0	2	1	0	0	1	0	0

令和4年交通統計（長野県警察本部交通部）より

第6節 防 犯

《現状と課題》

- ① 過疎化等の要因により空き家が増加しているため、実態把握が必要です。
- ② 犯罪の発生は比較的少ない状況ですが、高齢者等を狙った特殊詐欺被害が村内でも発生しており、今後も増加が予想されます。
- ③ 低年齢層を対象とした犯罪被害を防止するため、地域ぐるみの防犯体制が求められています。
- ④ 防犯灯・街路灯のLED化は、平成25年度（2013）から計画的に実施してきました。
今後も必要箇所への街路灯整備が求められています。

【目標と施策】

- (1) 防犯指導員を中心とした防犯の組織強化【①】
- (2) 地域の安全は自らが守るという意識の向上【①】
- (3) 警察・金融機関・地域の連携強化による特殊詐欺被害の防止【②】
- (4) 「子どもを守る安心の家」の拡大など地域ぐるみの防犯体制の強化【③】
- (5) 街路灯の必要箇所への整備【④】

警察官駐在所

所在地	敷地等
小川村大字高府 8667 番地 2	敷地 848.15 m ² 木造平屋 139 m ²

防犯指導員

人数	任期
6名	令和6年11月30日

資料1 犯罪認知状況

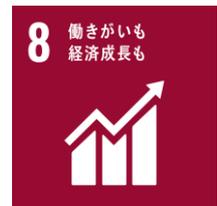
(件数)

	H30	R1	R2	R3	R4
凶悪犯罪	0	0	0	0	0
窃盗犯	2	3	12	1	1
器物破損	0	0	0	0	1
詐欺	1	1	0	0	0
その他	1	0	1	0	0

第 4 章

人と地域の個性を活かした産業創出

— 農業・林業・商工業・観光振興 —



第4章 人と地域の個性を活かした産業創出

— 農業・林業・商工業・観光振興 —

第1節 農業振興

《現状と課題》

- ① 2020 農林業センサスにおける本村の総農家数は 383 戸(販売農家 77 戸・自給的農家 306 戸)で、全世帯の約 37%を占めていますが、同センサスにおける農家の内訳は、主業農家 9 戸・準主業農家 8 戸・副業的農家 60 戸、他は自給的農家となっており、2015 年農林業センサス時との比較で農家数は 17%も減少しています。

平成 28 年度(2016) 農地利用状況調査の結果、596ha を荒廃農地(非農地)と判定し、農地台帳に登載されていた本村の農地面積は 886ha から 290ha へと大きく減少しましたが、その後も耕作放棄による荒廃農地は増加し、令和 4 年度(2022) 末の農地面積は 268ha まで減少しています。その内、14ha が遊休農地であり、耕作農地は 254ha となっています。

耕作者の高齢化と担い手不足による農地の遊休化や荒廃化は、地域農業の衰退や農村景観の悪化、近隣農地への有害鳥獣による農作物被害をもたらすなど、農家の耕作意欲の低下とさらなる荒廃化に拍車をかけるものであり、緊急かつ効果的な対応に迫られています。

- ② 村の基幹産業である農業が直面している、過疎化・高齢化による担い手不足に対応するため、村、ながの農協、長野森林組合の 3 機関により、平成 23 年(2011) 3 月一般財団法人「小川村農林公社みらい」を設立しました。荒廃農地の再生や農地有効利用、農作業受託、栽培技術の普及、農林産物の生産促進、加工品の研究、6 次産業化の推進、農地の斡旋・仲介、農業用機械の貸出、堆肥センター管理運営など当村の農業の中核としての取り組みが求められています。

- ③ 本村の農業は、高齢化と担い手不足による農地の遊休化や荒廃化とともに大規模農業のできない中山間地域の典型ともいえる状況であります。一方で、多様な作物が栽培できる気候、地質、地形のため、特定の作物に偏ることなく生産できますが、収穫量には限界があり、特産化、ブランド化が難しい現状です。

農産物の地産地消をより一層推進すると共に、「作ったものを売る」時代から「売れるものを作る」時代へと発想を転換し、市場のニーズをしっかりとつかみ、企業と連携した農業振興の推進や農産物加工所等を活用した高付加価値商品の開発、各種イベントを通じた都市部との交流による販路の拡大等、さらなる挑戦が求められています。

- ④ 「食の安心安全」が要求される時代に対応し、国は環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減活動の促進のための法律（みどりの食料システム法）を制定し、有機農業の推進や新たな農業者認定制度（旧エコファーマー）等の普及推進を進めています。こだわりを持った生産や生産工程管理手法の導入、生産者の顔の見える販売形式などもさらに進める必要があります。
- ⑤ 本村の農業は他産業と比較し所得が低く若者が就業しにくい状況があり、地域で魅力ある農業が展開できるよう意欲ある農業者に対し、新規就農者育成支援事業、農地の利用集積による経営規模の拡大、経営の多角化の支援、付加価値のある農産物の発掘や推進・ブランド化等、行政、地域、生産者、農協、農林公社、直売所、加工所、農業委員会、農業農村支援センターなどが連携・協力し、農業主体で生活が成り立つ強い農業の再構築に向けた努力が必要です。
- ⑥ 本村の農地基盤整備は、村のほぼ中央を西から東に流れる土尻川沿線の平坦地を除き、耕地のほとんどが山間傾斜地という立地条件ですが、急傾斜地及び小規模点在農地を除きほぼ完了しています。しかし、過疎化・高齢化による担い手不足が労働力の激減を招き、基盤整備済の土地の遊休化も進み、農道や用排水路等の農業施設の機能保持もままならないなど新たな課題が生じています。
- 遊休農地の発生防止や解消のためには、地域農業を支える集落営農組織や農作業受託組合等農作業補完組織の育成、新たな基盤整備の検討、基盤整備済の優良農地で比較的集落に近く農業機械の搬出入がしやすい圃場などを中心に、認定農業者や新規就農者、集落営農組織を中心とした農業の担い手への利用集積、農作業受委託等の利活用が必要です。
- ⑦ 令和5年（2023）4月の農業経営基盤強化促進法改正で農地取得の下限面積要件が廃止されたことに伴い、定年帰農者や移住者による半農半Xなど多様な担い手が中心的な担い手を補完する形で農地を保全していくことが期待されますが、一方では65歳定年制等の導入により、厳しい状況が生じてくる懸念があります。
- 10年後の地域農業のあり方を検討し策定される「地域計画」を実践し、将来に向かって持続可能な農業経営のための環境づくりを積極的に進める必要があります。
- ⑧ 大豆は、かねてから「西山大豆」として品質の良いものが生産されています。農林公社みらいによる農作業受託事業や大型機械導入等の振興策強化により、生産量も大幅に増加しており、農地の遊休化防止や荒廃農地再生対策の有効な手段として重要となっています。

- ⑨ 特別振興作物の無臭ニンニクは、平成 24 年（2012）から農家と農林公社みらいが栽培に取り組み、令和 4 年度（2022）には 48.5a で 2.5 t の収穫量がありました。栽培に適した土づくりや生産性の向上に努めることで、より一層の産地化が期待できます。
- ⑩ 雑穀は、中山間地の傾斜地を利用した生産が行われていますが、生産者の高齢化や異物・破砕粒の除去による品質の確保の難しさ等により、生産量が減少しています。雑穀は栽培に手間がかからず生産しやすい作物であることから、農林公社が中心となり、栽培講習会による生産性の向上や色彩選別機の導入、販路の拡大を図り、村の振興作物としてより一層の推進が求められています。
- ⑪ 本村の果樹地帯は標高 600～700mに位置し、粘土質特有の土壌や気象条件から良質なりんごが栽培されていますが、消費者ニーズの多様化や産地間競争の激化などから販売は厳しい状況にある一方、近年の地球規模の温暖化現象の影響から、山間部の果樹栽培が見直されています。果樹での新規就農者も複数名おり、地域全体で新たな担い手を支えていくことも重要です。
- ⑫ 畜産経営は、ウクライナ危機や円安の影響により輸入飼料価格が高騰し、特に酪農家では経営が急速に悪化しています。後継者不足、臭気対策、さらには採卵鶏農家における鳥インフルエンザ対策など多くの課題を抱えています。
- ⑬ 堆肥センターでは、良質の堆肥を生産・販売し、耕種農家から高評価ですが、臭気問題や建物の腐食等による施設の劣化などの課題を抱えており、今後のあり方について検討が必要です。

【目標と施策】

(1) 遊休農地（荒廃農地）の発生防止・解消の推進 【①・②・⑥・⑦】

- 地域における解消対策への意識高揚に向けた協議の推進（地域計画の策定）
- 集落営農組織・認定農業者・新規就農者等担い手の育成や農地集積化による耕作再開の推進
- 農林公社による農作業受託をはじめとした農地再生利用拡大事業の推進
- 小団地農地整備事業（基盤整備事業）等の活用による生産基盤の改善
- 市民農園等による利活用の推進
- 保全管理（草刈り実施）による景観維持の推進
- 耕作放棄地対策補助事業による荒廃農地の解消

(2) 担い手となる農業者等の育成 【①・②・⑥・⑦】

- 耕作者の高齢化等に伴う離農対策の推進
- 新規就農者及び定年帰農者等への農業生産基盤の支援、栽培講習会の開催
- 農産物直売所における良品・適価での販売による農家所得の向上
- 認定農業者への機械施設整備支援
- 地域計画の随時見直し及び目標地図を活用した担い手への農地集積化

(3) 農作業受託組合、集落営農組織、農業生産法人等の育成 【①・②・⑥・⑦】

- 耕作者の高齢化等に伴う離農対策の推進（再掲）
- 各種補助制度の活用による営農活動支援
- 遊休農地活用などによる地域や農業の活性化

(4) 有害鳥獣等による被害防止対策の推進 【①】

- 猟友会による有害鳥獣駆除活動の推進
- 防護柵等への補助継続と緩衝帯整備の推進
- 防護柵の共同設置の推進や地区全域を柵で覆う方法の推進

(5) 農作業省力化の推進 【①・②・⑧・⑨・⑩】

- 耕作者の高齢化への対応、振興作物推進のための農業支援体制と貸出用農業機械の充実・強化

(6) 農産物の特産品化、地域ブランド化の推進 【②・③・⑧・⑨・⑩】

- 振興作物の種苗や生産施設、土づくりに対する補助、ノウハウの研究、先進地視察などへの取り組みや企業と連携すること（プロジェクトチームの立上げ等）による特産品・地域ブランド品目開発の推進
- 各種加工所を活用した高付加価値商品の開発支援

(7) 農産物の地産地消の推進 【③・⑤】

- 学校給食や福祉施設等への地元農産物直売所・各種加工所からの供給増加
- 村内事業者との契約栽培による地産地消の推進と農家所得の向上

(8) 都市部との交流による農産物の販路拡大とPR 【③】

- 各種イベントへの参加を通じた交流人口の増加、販路の拡大
- ファームツーリズム(農業体験受入)の充実
- ふるさと納税への返礼品による販路拡大

(9) 「安心安全」な農産物の提供、有機栽培の推進 【④】

- 土づくり・減農薬・減化学肥料栽培や有機農産物生産の推進
- みどりの食料システム法の新たな農業者認定制度(旧エコファーマー)取得支援
- 有機栽培講習会の開催
- 商品のイメージアップ及びブランド化の推進
- 直売所における有機栽培農産物コーナーの創設
- 有機農業への知識を深める学習を兼ねた有機農産物給食の実施

(10) 新規就農希望者への受入基盤整備と就農支援 【②・⑤】

- 新規就農者総合対策事業等を活用した支援
- 就農移住者への住宅の斡旋
- 地域計画の随時見直し及び目標地図を活用した担い手への農地集積化(再掲)

(11) 農業生産基盤の整備 【⑥】

- 大型機械による耕作に向けた新たな農地基盤整備の推進
- 村単独小団地農地造成事業や小規模暗渠排水事業による急傾斜地及び小規模点在農地の土地基盤整備や改良による優良農地の確保
- 複合経営の樹立及び機械化体系の確立、経営の効率化
- 農道、用排水路の管理省力化に向けた整備の推進
- 農業施設小規模改修の迅速化に向けた資材現物支給の推進

(12) 地域計画の実践による農村環境の保全 【⑥・⑦】

- 多面的機能支払・中山間地域農業直接支払等の交付金を活用した農地の保全管理
- 農地取得下限面積の撤廃による多様な担い手による農地保全管理
- 定期的な話し合いによる将来ビジョンの共有化と地域計画(目標地図)の随時見直し

- 農業委員・農地利用最適化推進委員会を中心として、目標地図を活用した農地集積推進と農地保全管理

(13) 作物別の振興策の推進

ア 大豆 【②・⑧】

- 地域をあげた大豆栽培の推進並びにブランドとしての西山大豆のPR、販売の推進
- 農林公社による播種・収穫機械化の充実、乾燥選別設備を利用した出荷品質の向上
- 連作障害による収量低下を防ぐため、他の作物とのローテーションによる生産体系の構築
- 「豆福亭おがわ」で製造されるこだわりの豆腐・味噌・醤油の生産・販売の拡大
- 新たな加工品の研究開発と販路拡大

イ 野菜 【②・③・⑨】

- 農林産物直売所「さんさん市場」での販売や販路の拡大、学校給食等への利用促進
- 農産物直売所における良品・適価での販売による農家所得の向上(再掲)
- 減農薬、化学肥料の低減や堆肥等の有機物利用による地力の高い土づくりなどによる有機栽培の奨励
- 多品目生産の推奨
- 冬場等品薄になる時期に販売できる野菜生産の推進
- 小川村の土地・気候等に合った新たな振興作物の研究と推進

ウ 雑穀 【②・⑩】

- 振興作物として、栽培講習会の開催等による栽培の推進
- 色彩選別機導入による品質の向上と販路の拡大
- 新たな加工品の研究開発と販路拡大

エ 果樹 【⑪】

- フェロモン剤を利用した減農薬栽培の推奨
- 生産性の低い果樹の品種更新や新品種導入
- 加工品の研究と販売拡大

オ 畜産 【⑫】

- 地域循環型農業の基盤と位置づけた健全経営の推進
- 国産飼料への転換、飼料用作物栽培の検討
- 飼養衛生管理チェック表等を用いた畜舎衛生管理の徹底

(14) 堆肥センター運営による地域循環型農業の確立 【②・⑬】

- 地域循環型農業を推進するための堆肥の生産・販売の利活用強化
- 老朽化施設の抜本的見直し
- 臭気対策への積極的な取り組み

資料1 総農家数及び主副業別農家数

【単位：戸】

農林業 センサス	総農家	自給的 農家	販売 農家	主副業農家数		
				主業農家	準主業農家	副業的農家
平成22年	548	368	180	12	29	139
平成27年	462	341	121	14	11	96
令和2年	383	306	77	9	8	60

資料2 年齢(3区分)別人口及び割合 (資料：国勢調査)

年次	区分	人口(人)				割合(%)		
		総数	年少人口 (0~14歳)	生産年齢 人口 (15~64歳)	老年人口 (65歳以上)	年少 人口	生産 年齢 人口	老年 人口
平成 22 年	小川村	3,041	301	1,465	1,275	9.8	48.2	41.9
	長野県	2,152,449	295,742	1,281,683	569,301	13.8	59.7	26.5
平成 27 年	小川村	2,665	260	1,192	1,213	9.8	44.7	45.5
	長野県	2,098,804	269,752	1,186,865	626,085	13.0	57.0	30.1
令和 2年	小川村	2,215	188	1,010	1,017	8.5	45.6	45.9
	長野県	2,048,011	242,873	1,118,429	646,942	11.9	54.6	31.6

※令和2年の長野県人口は年齢不詳があり総数と年齢別人口合計は合致しない。

資料3 経営種別面積(販売農家)

農林業 センサス	総面積 (ha)	田		畑		樹園地	
		農家(戸)	面積(ha)	農家(戸)	面積(ha)	農家(戸)	面積(ha)
平成22年	96	148	36	176	52	33	9
平成27年	70	104	26	115	35	26	9
令和2年	56	58	16	78	36	16	5

資料4 荒廃農地の内訳（令和4年度農地利用状況調査）

（単位：ha）

再生利用が困難であり 非農地判定した農地			遊休農地			耕作農地		
田	畑	小計	田	畑	小計	田	畑	小計
2	5	7	5	9	14	77	177	254

資料5 経営規模別農家数（販売農家）

農林業 センサス	区分	0.3ha 未満	0.3～ 0.5	0.5～ 1.0	1.0～ 1.5	1.5～ 2.0	2.1 以上	計
平成22年	戸数	3	105	63	4	3	2	180
	率(%)	1.7	58.3	35.0	2.2	1.7	1.1	100.0
平成27年	戸数	3	65	44	5	2	2	121
	率(%)	2.5	53.7	36.4	4.2	1.6	1.6	100.0
令和2年	戸数	6	34	27	6	5	3	81
	率(%)	7.4	42.0	33.3	7.4	6.2	3.7	100.0

資料6 農作物作付面積（販売農家）

【単位：ha】

農林業 センサス	稲	麦類	雑穀	いも類	豆類	工芸 作物	野菜類	果樹類	花き 花木	その他	計
平成22年	18	x	4	1	7	3	10	8	0	3	46
平成27年	7	x	2	0	5	1	x	8	5	1	21
令和2年	9	0	3	0	13	0	7	6	1	1	39

「x」：統計数値を公表しないもの

資料7 農作物作付面積及び戸数（資料-6の内、豆類）

農林業 センサス	区 分	豆 類		
		大豆	小豆	その他
平成22年	作付戸数(戸)	73	40	25
	作付面積(ha)	5	1	1
平成27年	作付戸数(戸)	31	6	11
	作付面積(ha)	4	0	0
令和2年	作付戸数(戸)	40	4	4
	作付面積(ha)	13	0	0

資料8 農作物作付面積及び戸数（資料-6の内、抜粋）

農林業 センサス	区 分	トマト	なす	ピーマン	りんご
平成22年	作付戸数(戸)	20	27	18	20
平成27年	作付戸数(戸)	13	15	6	19
令和2年	作付戸数(戸)	6	9	8	12

資料9 農作業受託戸数（販売農家） 【単位：戸】

農林業 センサス	実農家数	水稲作作業	大豆作作業	野菜
平成22年	32	31	4	2
平成27年	6	4	2	2
令和2年	13	11	3	1

資料10 水稲作業の委託戸数（販売農家） 【単位：戸】

農林業 センサス	農家数	育苗	耕起 代かき	田植え	防除	稲刈 脱穀	乾燥 調整
平成22年	31	14	21	13	3	8	2
平成27年	4	1	4	3	1	2	-
令和2年	11	1	10	6	0	5	3

資料 11 鳥獣被害報告件数の推移（小川村鳥獣対策協議会） 【単位：件】

鳥獣名	ツキノワ グマ	ニホン ジカ	イノシシ	ニホン ザル	ハクビシン
平成 21 年度	6	6	28	7	1
平成 22 年度	10	4	27	9	2
平成 23 年度	12	4	34	9	3
平成 24 年度	38	6	30	21	3
平成 25 年度	47	7	25	5	2
平成 26 年度	98	1	7	3	3
平成 27 年度	15	0	4	5	0
平成 28 年度	30	3	5	4	2
平成 29 年度	31	8	7	20	1
平成 30 年度	25	9	10	13	2
令和元年度	38	4	11	32	0
令和 2 年度	25	8	6	41	0
令和 3 年度	26	9	12	18	0
令和 4 年度	17	10	10	10	0

資料12 農林業振興事業補助金実績（小団地農地造成事業）

実施年度	地区名	受益面積 (ha)	受益 戸数	事業費（千円）		
				村 費	受益者負担	計
平成 20 年度	宮西沖	0.5	6	1,341	2,504	3,845
平成 21 年度	上組	0.1	1	62	127	189
平成 23 年度	日本記	0.1	1	60	97	157
平成 24 年度	中ノ瀬	0.1	1	257	257	514
平成 26 年度	成就	0.1	1	132	138	270
平成 27 年度	立屋	0.8	1	1,982	2,046	4,028
	細越	0.2	1	121	122	243
平成 28 年度	細越	0.2	1	88	89	177
平成 29 年度	瀬戸川	0.1	1	142	182	324
平成 30 年度	稲荷	0.1	1	86	87	173
	上組	0.3	1	199	201	400
	馬曲	0.1	1	42	42	84
令和元年度	-	0	0	0	0	0
令和 2 年度	志神	0.4	1	238	239	477
	和手	0.2	1	46	46	92
令和 3 年度	小根山町	0.1	1	222	378	600
	小根山町	0.2	1	57	57	114
	小根山町	0.4	1	220	220	440
令和 4 年度	-	0	0	0	0	0
計		4.0	22	5,295	6,832	12,127

資料13 農林業振興事業補助金実績（小規模農地暗渠排水事業）

実施年度	地区名	受益面積 (ha)	受益 戸数	事業費（千円）		
				村 費	受益者負担	計
平成 21 年度	稲丘	0.5	1	62	127	189
平成 23 年度	日本記	0.5	1	60	97	157
平成 24 年度	成就	0.7	1	73	73	146
平成 26 年度	上野	0.1	1	141	313	454
	日本記	0.2	1	154	155	309
	日本記	0.2	1	70	71	141
平成 27 年度	成就	0.3	1	279	280	559
平成 28 年度	日本記	0.2	1	180	1,224	1,404
	上野	0.3	1	321	745	1,066
	上野	0.2	1	221	429	650
平成 30 年度	日本記	0.1	1	70	459	529
	上組	0.3	1	388	444	832
	成就	0.1	3	160	520	680
令和元年度	-	0	0	0	0	0
令和 2 年度	中尾第一	0.2	1	62	63	125
	和手	0.2	1	229	521	750
	向清水坂	0.2	2	185	255	440
令和 3 年度	鴨之尾	0.1	1	44	44	88
令和 4 年度	成就	0.1	1	120	144	264
計		4.5	21.0	2,819	5,964	8,783

小川村ほ場整備実施状況

資料14

(3月31日現在)

実施年度	地区名	事業名	事業 主体名	受益面積	受益戸数	事業費			
						補助金	村費	受益者負担	計
						千円	千円	千円	千円
S47~H15	表立屋他	山間地等転作特別対策事業 中山間地域総合整備事業 山村振興等農林漁業特別対策事業 中山間地域活性化基盤整備事業 他	小川村	80.4	644	722,660	220,275	91,438	1,034,373
16	長池他	非補助土地改良事業	小川村	0.8	3	0	2,067	564	2,631
17	上野	非補助土地改良事業	小川村	0.5	4	0	811	90	901
18	四久保	非補助土地改良事業	小川村	0.3	1	0	419	420	839
19	南西沖	非補助土地改良事業	小川村	0.1	1	0	258	442	700
20	宮西沖	非補助土地改良事業	小川村	0.5	6	0	1,341	2,504	3,845
21	上組	非補助土地改良事業	小川村	0.1	1	0	62	127	189
23	日本記	非補助土地改良事業	小川村	0.1	1	0	60	97	157
24	中ノ瀬	非補助土地改良事業	小川村	0.1	1	0	257	257	514
26	成就	非補助土地改良事業	小川村	0.1	1	0	132	138	270
27	立屋	非補助土地改良事業	小川村	0.8	1	0	1,982	2,046	4,028
	細越	非補助土地改良事業	小川村	0.2	1	0	121	122	243
28	細越	非補助土地改良事業	小川村	0.2	1	0	88	89	177
29	瀬戸川	非補助土地改良事業	小川村	0.1	1	0	142	182	324
計				84.3	667	722,660	228,015	98,516	1,049,191

※昭和47~平成15年度までは合算表記してあります。平成22、25、30~令和4年度は実績がありません。

第2節 林業振興

1 森林の維持・活性化

《現状と課題》

- ① 森林整備計画における本村の森林面積は4,300.32haで、村の総面積の約74%を占め、そのほとんどが民有林ですが、小規模な所有形態であり広葉樹の天然林が多く、人工林は1,581.52ha（全体の37%）です。これらの森林は、採算性の低下や従業者の減少、高齢化により手入れが遅れており、その森林が持つ機能や役割を十分発揮できなくなってきました。森林が果たす役割は、木材生産など物質的なものから、水資源のかん養や防災、人々の安らぎの場としての環境など精神的・文化的レベルまで拡大してきており、森林の持つ効果を利用した「いやしの空間」としての活用方法も注目されています。
- ② 国内産木材需要の減少や木材価格の長期低迷により、木材産業は停滞しており、将来の森林保全、造林意欲の低下が懸念されています。森林資源の活用促進により森林環境の保全及び地球温暖化対策を図るとともに、財政的支援のもとに林業の維持、活性化が必要とされています。
- ③ 村内の森林は林齢的には主伐期を迎えているものが多いなか、適期の間伐が遅れた森林もあり、間伐の一層の推進を図る必要があります。

【目標と施策】

- (1) 長期森林計画に基づく造林事業と森林整備の推進 【①・②・③】
- (2) 高性能林業機械による搬出間伐の推進 【①・②・③】
- (3) 荒廃する森林を整備していくため、林業事業者との連携を強化 【①・②・③】
- (4) きのこと山菜等の特用林産物及び付加価値の高い森林製品の生産を通じた農業経営との複合化の促進と自立した農林家の育成 【①・②】
- (5) 森林の持ついやしの効果や、山菜等の特用林産物栽培場所など森林空間の活用 【①】
- (6) 簡易製材機・樹木粉碎機の活用及び農林公社との共同による間伐材の有効利用 【①・②・③】

- (7) 間伐材資源等の木材加工施設整備による付加価値を高めた木材利用の推進 【①・②・③】
- (8) 未利用間伐材の有効利用と景観保全を目的に、切り捨て間伐材の収集を行い、薪や木質バイオマス燃料として循環 【①・②・③】
- (9) 木工芸の生産体制の構築による地場産業の育成 【①】
- (10) 広葉樹林の保護育成並びに木工芸用広葉樹林の造成 【①】
- (11) 森林経営計画の促進 【①・②・③】
- (12) 農林公社みらいによる林業振興の推進 【①・②・③】
- (13) 個人による支障木伐採事業への支援 【①・②・③】
- (14) 長野県森林税・環境譲与税の活用推進 【①・②・③】
- (15) 「新たな森林管理システム」による、森林管理の推進 【①】
- (16) 森林管理経営制度に基づく、意向調査の推進と経営管理及び森林整備の実施 【①・②】

2 生産・基盤整備

《現状と課題》

- ① 村内には森林資源の保護活用のため、林道李平線、林道上和桐山線、林道山中線が開通しており、これらの林道を活用した計画的・合理的な森林整備事業を進める必要があります。
- ② 村内の樹木は、大きな標高差や明瞭な季節の移ろいにより多彩な森林を形成しており、未来へ向けて多くの可能性を秘めたかけがえのない村の財産であります。
- ③ あらゆる可能性を模索しつつ様々な森林づくり活動を行い、「森林と人との共生」が図られる森林整備を進める必要があります。

【目標と施策】

- (1) 既設林道の維持、改良 【①】
- (2) 作業道及び作業路網の整備 【①】
- (3) 県産材の利用促進 【②・③】
- (4) 相続・売買等、所有権移転に伴う森林の土地所有者届出の徹底 【①】
- (5) 木質資源循環活用の推進 林地の流動化の推進 【③】
- (6) 林地残材搬出の支援、搬出材の有効活用の推進 【②・③】
- (7) 薪プロセッサーによる効率的な薪製造の推進 【②・③】
- (8) 公共施設へのバイオマスボイラー導入及び薪ストーブ購入補助による、
間伐材の利用促進 【②・③】
- (9) 下草刈・除間伐・枝打ちなどの保育事業の推進による良質木材の生産 【②】

資料1 林地残材活用事業補助金

年度	材積量(立米)	買取金額(千円)
平成25年度	171.98	601
平成26年度	184.02	644
平成27年度	533.08	1,865
平成28年度	636.00	2,226
平成29年度	642.00	2,247
平成30年度	798.00	2,795
令和元年度	800.00	2,800
令和2年度	265.00	744
令和3年度	90.83	254
令和4年度	325.15	910
合計	4,446.06	15,086

資料2 農林業振興事業補助金実績(個人支障木伐採補助事業)

年度	補助件数	補助額(千円)	個人負担(千円)	合計(千円)
平成24年度	12	504	2,101	2,605
平成25年度	14	521	2,126	2,647
平成26年度	6	448	2,326	2,774
平成27年度	27	1,241	5,719	6,960
平成28年度	10	493	1,993	2,486
平成29年度	26	1,128	4,881	6,009
平成30年度	23	778	3,590	4,368
令和元年度	21	969	5,707	6,676
令和2年度	18	720	2,930	3,650
令和3年度	19	862	3,621	4,483
令和4年度	19	1,003	4,048	5,051
合計	195	8,667	39,042	47,709

資料3 木質燃料ストーブ購入補助金実績

	補助件数	補助額(千円)
平成26年度	3	300
平成27年度	3	300
平成28年度	0	0
平成29年度	3	300
平成30年度	2	200
令和元年度	2	192
令和2年度	2	200
令和3年度	0	0
令和4年度	3	253
合 計	18	1,745

第3節 商工業振興

《現状と課題》

- ① 人口減少による村内消費の低迷や、商工業の衰退、経営者の高齢化、後継者不足により閉店となる状況が生じています。
- ② 企業規模によって収益率に格差が生じ、その差が賃金格差につながっています。
- ③ 少子高齢化、新型コロナウイルス感染症の影響により、労働者が減少することで、部門の削減など事業規模の縮小が顕著となっています。
- ④ 消費者行動の広域化、近隣大型店への流出、消費者ニーズの多様化が進んでいます。
- ⑤ 地元購買意欲の向上を図りながら、共同化、近代化、高齢化社会に即した新たな業種の開拓やシルバー産業への転換などの意識改革に併せ、地場資本と人を有機的に組み合わせる展開が求められています。

【目標と施策】

- (1) 農・林・商・工が連携し、地域の特産品を活用した商品開発並びにその商品を活かした共通メニューの開発、オリジナル商品販売の推進【③】
- (2) 商工グループによる冠婚葬祭事業への取り組みの推進【①】
- (3) 地元購買意欲を促すための共同店舗、商業集積エリア設置の検討【④・⑤】
- (4) 経営意識の転換に取り組み、地場資本と人を有機的に活用した、新たな業種開拓や高齢化社会に対応した産業の育成及び企業誘致【①・②・⑤】
- (5) 観光事業及び公共事業と連携した商工業機能の整備と推進【⑤】
- (6) 道の駅の整備並びに有効活用【⑤】
- (7) 買い物弱者への支援【⑤】
- (8) 商工会事業を支援し、商工業振興を図るとともに事業体の経営継続支援【①】

- (9) 村を離れた若者の地元回帰促進【①】
- (10) 新規起業者の支援【①】
- (11) 女性の活躍推進【⑤】

資料1 商業の推移 (資料：経済センサス活動調査 卸売業・小売業)

年次	商店数 (件)	従業員数 (人)	年間販売額 (万円)	1 商店当たり平均	
				従業員数	年間販売額 (万円)
昭和 55 年	85	218	169,328	2.6	2,016
昭和 57 年	87	211	182,199	2.4	2,094
昭和 60 年	73	173	196,179	2.7	2,695
昭和 63 年	71	189	198,861	2.7	2,802
平成 3 年	65	175	159,150	2.7	2,448
平成 6 年	59	184	201,837	3.1	3,421
平成 9 年	53	161	205,477	3.0	3,877
平成 11 年	54	191	188,670	3.5	3,494
平成 14 年	54	207	202,877	3.8	3,757
平成 19 年	53	193	163,244	3.6	3,080
平成 26 年	37	128	105,000	3.5	2,838
令和 3 年	30	103	66,500	3.4	2,216

※商業統計 平成 26 年の調査以降廃止→経済センサス活動調査 卸売業・小売業

資料2 工業の推移 (資料：経済構造実態調査 製造業事業所調査)

年次	事業所数 (件)	従業員数 (人)	現金給与 (万円)	原材料使用額 (万円)	製造品出荷額 (万円)	事業所当 り 従業員数
昭和55年	13	332	37,735	16,276	64,876	26
昭和57年	13	354	45,239	13,917	72,596	27
昭和61年	14	357	60,615	42,112	121,078	28
昭和62年	12	366	60,124	55,465	137,886	31
平成4年	12	365	88,136	160,147	304,237	30
平成7年	9	234	55,975	142,977	283,358	26
平成9年	13	242	59,428	136,089	262,945	19
平成12年	12	195	47,800	121,962	216,072	16
平成15年	7	143	35,163	97,186	178,989	20
平成16年	5	125	33,322	99,571	177,979	25
平成18年	6	154	36,268	134,566	267,615	26
平成20年	8	238	65,911	288,698	583,199	30
平成22年	7	229	65,181	271,640	546,750	33
平成24年	8	213	60,502	242,616	580,158	27
平成26年	8	184	54,185	253,106	556,203	23
平成28年	11	240	41,005	193,541	338,888	22
令和4年	9	135	30,156	213,991	389,268	15

※令和2年工業統計調査廃止 → 経済構造実態調査 製造業事業所調査

資料3 事業所数 (資料：令和3年度経済センサス)

区分 業種別	事業所数		従業員数
	組織別		
	総数	内民営	
建設業	26	26	120
製造業	14	14	158
電気・ガス・水道・熱供給業	1	0	2
運輸・郵便業	2	2	8
卸売業・小売業	33	33	121
不動産業	2	2	5
学術研究・専門・技術サービス業	3	3	5
宿泊業・飲食サービス業	11	9	40
生活関連サービス業・娯楽業	9	8	39
教育・学習支援業	4	0	46
医療・福祉	10	3	87
複合サービス業	3	3	22
その他サービス業	14	12	22
公務	7	0	54
計	139	115	729

第4節 観光振興

《現状と課題》

- ① 本村は、素朴な自然環境と文化財や史跡、郷土食であるおやき、長野県自然百選景観選、日本の里100選、信州サンセットポイント100選に選ばれている雄大な北アルプス連峰の眺望や、美しい村等の資源を生かした観光PRを行っています。また、これらの素晴らしい資源が認められ、平成21年（2009）に日本で最も美しい村連合への加盟が認められました。
- ② 観光客は、平成10年（1998）が23,000人、平成20年（2008）が18,800人、平成24年（2012）が16,200人と低迷が続いており、令和4年（2022）は新型コロナウイルス感染症の影響により6,800人まで減少しました。今後は、インバウンドに対応した新しい観光施策を検討する必要があります。
- ③ 昭和61年（1986）に開村した「おやき村」、平成5年（1993）に開設した「星と緑のロマンチックピア関連施設」、令和4年（2022）にリニューアルオープンした「星と緑の物産館」、平成11年（1999）に開館した「林りん館」など、食や農林業体験と観光を結びつけた既存の施設が観光客の誘致や地域の活性化に貢献していますが、時代に沿った新たな商品開発が求められています。
- ④ 平成19年（2007）に道の駅に認定された『道の駅おがわ』内の、ふるさと伝統館「食事処 味菜」及び「さんさん市場」、「農の花」はオリンピック道路沿線という立地条件を生かしながら、村の情報発信の役割と、農業・商業と観光を結びつける観光の拠点として、充実・整備を進める必要があります。
- ⑤ 指定管理者制度に移行した施設は、それぞれ特色ある経営・運営を行っており、制度導入の成果を発揮しつつあります。
- ⑥ 観光協会主催の「桜ウィーク」（平成24年（2012）～）、「少年サッカーフェア」（平成10年（1998）～）、「おまつりスペシャル in OGAWA」（平成11年（1999）～）などが、村の大きなイベントとして定着してきています。
- ⑦ 観光客のニーズが多様化するなか、村全体の「おもてなし観光」の醸成、観光面でのインフラ整備が求められています。
- ⑧ 観光協会が募集した村のイメージキャラクター「おやキング」を活用し、県内外へのPRに努めています。

【目標と施策】

- (1) 2028年の年間観光地利用者数 30,000人の達成【①、②、④、⑥、⑦】
- (2) 村の知名度・認知度の向上【①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧】
- (3) 村内宿泊業者と連携した合宿誘致【⑥】
- (4) 星と緑のロマントピア・びっくらんど小川・ふるさとらんど小川、道の駅おがわ、本州のへそなど、地域資源を活用した観光客の増加【①、④】
- (5) おもてなし観光の醸成【⑦】
- (6) 既存資源の整備及び農・林・商・工と連携した商品開発【③、⑦】
- (7) 北信濃観光連盟及び広域連携への参加を通じた、滞在・交流人口の増加【①】
- (8) 観光協会イメージキャラクター「おやキング」を活用したPR事業【⑧】
- (9) 観光ルート及び観光商品の統一・整備【⑦】
- (10) 観光案内看板等の設置【⑦】
- (11) 観光案内・観光ルート・登山ルート・ウォーキングマップ等の統一パンフレットの作成及び目的別パンフレットの作成【①・⑦】
- (12) 外国人も含めた観光客のニーズに合った観光パンフレットの製作【①】
- (13) 観光協会の充実及び自立に向けた支援【⑥】
- (14) 小川アルプスラインの景観整備【⑦】
- (15) 各種イベントの開催【⑥】
- (16) 国際化の中で、国内外の市町村との友好・姉妹提携の検討【①】
- (17) 観光資源・施設及び登山ルート等の整備・改修【②・⑦】
- (18) 外国人観光客誘致のための地域おこし協力隊の募集とインフラ整備の検討

【②・⑦】

(19) ホームページ、Instagram 等の SNS を活用した観光 PR の実施【①・②】

(20) 新型コロナウイルス感染症収束を見越した観光事業の検討【①】

資料1 観光地利用者統計調査

年次	人数
平成10年	23,000
平成20年	18,800
平成24年	16,200
平成29年	19,800
令和4年	6,800

第 5 章

希望あふれる心豊かな人づくり

— 学校教育・社会教育・生涯学習・
スポーツ振興・文化振興 —



第5章 希望あふれる心豊かな人づくり

— 学校教育・社会教育・生涯学習・スポーツ振興・文化振興 —

第1節 学校教育

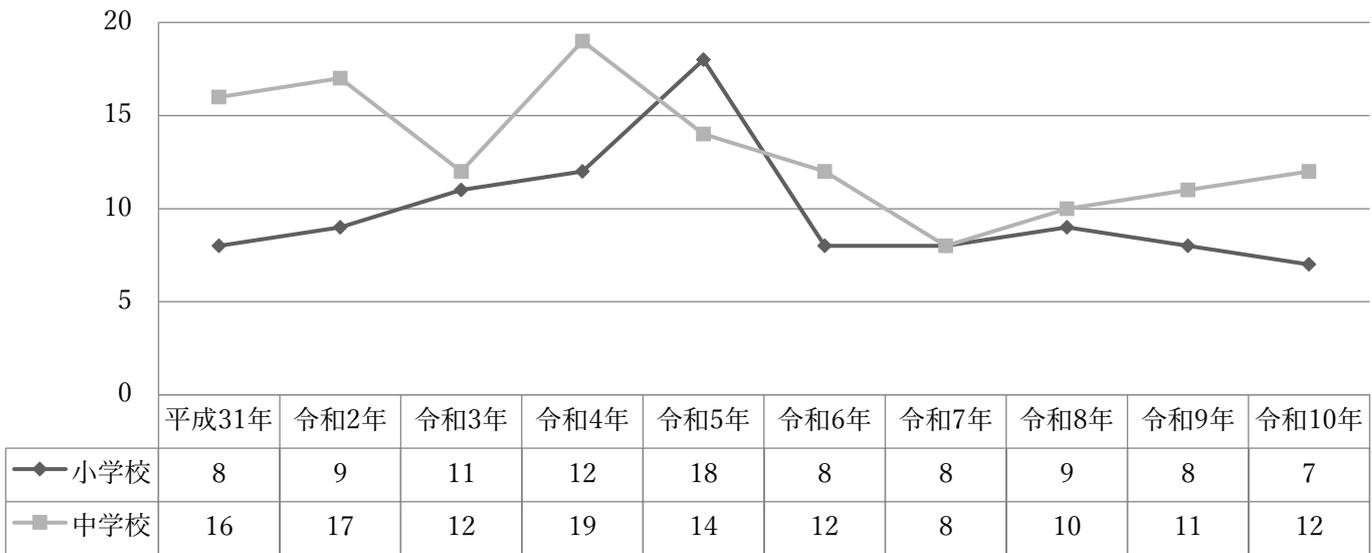
《現状と課題》

- ① 学習環境の快適化を目的に、小・中学校の教室等へのエアコンの設置（平成30年度（2018））、令和4年度（2022）にはトイレの洋式化、網戸の設置を行ってきました。今後は、老朽化する校舎において軒下のモルタル剥離の落下防止対策（小学校）や屋根の塗装（小・中学校）も課題となり、児童・生徒の教育環境を整え、安全な環境整備に努めなければなりません。
- ② 児童・生徒数の推移及び見込みは別表（資料1・2）のとおりとなっており、少子化が進んでいる状況です。限られた集団の中で遊ぶ状況が増え、他の人との関わり方が学習しにくくなっているため、社会性や自己規律を育む教育が求められています。そのための一助として、近隣他校との交流学习の推進を図る必要もあります。また、近隣の中学校廃止に伴い西山地区の中心的役割として、小川中学校への生徒の受入れについては、事務委託協議や区域外通学等を行い積極的に受入れていく必要があります。
- ③ 村とは異なる地域での体験を通して郷土の良さを知り、交流を深めるとともに心身の鍛錬を図ることを目的に、小学校は、鹿児島県奄美市住用町小学校児童との交流体験を行ってきました。台風での訪問中止やコロナ禍での事業が休止（3年間）するなか、社会情勢の変化を見極め、事業の在り方を考える時期となっています。また、中学校の平和学習での広島訪問は生徒にとって学びが大きく、今後も引続き継続・充実をしていく必要があります。
- ④ 変化する教育事情に対応するため、小・中学校ともに、ALT（外国語指導助手）を配置し、英語学習や異文化理解を進め国際化に対応した教育を行なっています。
- ⑤ ICT時代に対応した教育を充実するため、パソコン教室の機器の更新や無線LANの設置、令和2年度（2020）には1人1台端末を整備するなど、設備の充実を図ってきました。今後、端末の更新時期を迎えるなか、更なる児童生徒の学習ツールとしてのICT活用能力を高めていく必要があります。
- ⑥ 学校給食共同調理場は、昭和60年度（1985）の開設以来、徹底した食品衛生管理のもと運営を行なっています。調理員不足に対応するため、令和5年度（2023）から調理業務は業者委託をおこない、安定した給食の提供を実施していますが、老朽化や衛生管理上、施設改修といった問題や、給食会計事務の公会計化を図る必要があります。

- ⑦ 生活環境、通学環境の変化により生活習慣病の低年齢化や、心の悩みは多様化してきています。そのため健康管理指導や心のケアが大切になっています。
- ⑧ 全国的に地域の教育力の低下や教員の業務量の増加などの問題が指摘され、“地域に開かれた学校”の実現が求められています。令和4年度(2022)には学校運営協議会を設置して地域全体で学校を支援しています。今後も、学校に対する関心を高めることで小川村の教育力を向上させる必要があります。
- ⑨ 県の教員配当基準の教職員数では、多様な子どもに対するきめ細かな指導ができなくなってきているのが現状です。村では、小・中学校に村費の講師及び支援員を配置し対応しています。また、中学校では村費講師2名により週3日、放課後おがわ未来塾を2時間開設し、学力の伸長を図っています。
- ⑩ 教育を受けやすい村を目指し、平成20年度(2008)より高等学校通学費等交付金事業を導入し、平成29年度(2017)からはバス・電車での通学定期購入費の一部にも補助を拡大しています。小中学校では学年費補助の増額や修学旅行バス代補助を実施し、保護者の負担の軽減対策を実施しています。社会情勢を見極めながら支援の充実が必要です。
- ⑪ 令和4年度(2022)末での育英事業の貸与額は13人で、10,620千円となっています。奨学金制度をさらに利用しやすいものとするため、制度を見直す必要があります。
- ⑫ 放課後の児童の居場所を確保するため、「放課後児童クラブ事業」を導入し、40名余りの児童を受け入れ、実施しています。

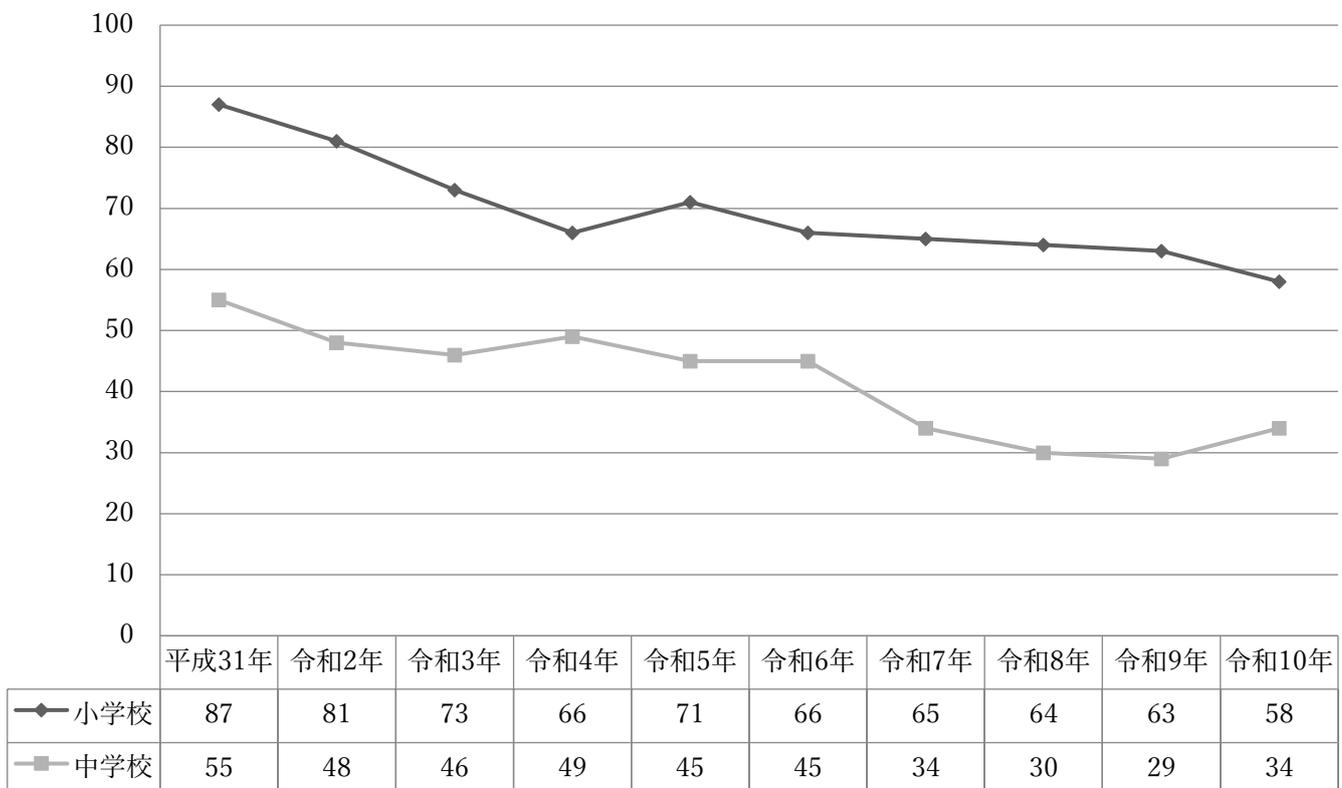
資料1 小・中学校入学児童生徒数の推移及び見込

[単位：人]



資料2 小・中学校児童生徒数の推移及び見込

[単位：人]



【目標と施策】

(1)教育環境の充実【①②⑤】

- 学校施設の老朽化や教育方法の変化に対応した、施設改修・備品等の計画的整備
- 児童・生徒の健康と体力を増進するため、グラウンドなど運動環境の計画的な整備
- ICT を活用した学習及びプログラミング教育の充実
- インターネットやスマートフォンの普及に伴うネット犯罪に巻き込まれない教育やメディアとの付き合い方を学ぶグッドメディアデーの実施、家庭教育の推進

(2)社会変化に対応した教育【③⑦】

- 児童生徒一人ひとりの個性に応じた指導に努め、自ら学ぶ意欲と社会変化に対応できる能力の育成
- 道徳教育をはじめ教育活動全体を通じた、自他の尊重と自らの命は自ら守る教育の推進
- 性に対する正しい理解と心身の成長段階に合わせた計画的な指導の機会確保
- 働くことの尊さやたくましく生きる社会性を学ぶための、児童生徒の勤労体験・社会体験の充実
- 生徒自らが生き方を考え、自己の進路を選択していける力を培い、将来村を活性化していく力となりえるよう、生徒が自らの問題として考えられるようキャリア教育の実施

(3)国際理解教育の充実【④】

- 国際理解教育を推進するための、ALT の積極的な活用による小・中学生の英語力、異文化理解の充実

(4)学校給食の充実【⑥】

- 調理業務の民間委託による安全で安定的な給食の提供の継続
- 共同調理場の児童生徒数の減少に対応した施設・設備、調理機器等の更新
- おやき給食等の郷土食給食や、地元食材を活用した給食による、安全・安心な食育の推進
- 家庭や地域と協力した、良い食習慣、自ら健康管理できる啓発活動

(5) 地域に開かれた学校づくり【⑧】

- 教育に対する地域の多様なニーズの把握と小川教育協議会や学校運営協議会等を通じた学校運営への反映
- 学校運営協議会やスクールサポーターと連携して、学校行事や授業等への参加促進、地域の方とのふれあいをもつ学校づくり

(6) 教育研究の推進【⑨】

- 小学校高学年の教科担任制や中学校のDXリーディング校等、新たな時代に対応した教育の在り方や、開かれた学校づくりなどに対応する研究、研修などを積極的に進めることによる、教職員の専門的知識や技術の向上

(7) 保護者の負担軽減【⑩⑪】

- 奨学金貸与の上限額引上げや、給付型奨学金のあり方の検討など、利用しやすい制度への改善
- 義務教育における、教材費などの保護者負担軽減の検討

(8) 放課後児童クラブ事業の充実【⑫】

- 放課後児童の居場所を確保し、地域社会の中で子どもたちが心豊かで健やかに育まれる環境づくり

第2節 社会教育・生涯学習

《現状と課題》

- ① 公民館が生涯学習の中心的役割を果たしており、地域住民の学習の場として各種講座等を開催、子どもから高齢者まで一人ひとりが生涯にわたって学び続け、人と人がつながり、新たな価値を創造していくことができる生涯学習社会を目指しています。
- ② 青年層の村外への流出など人口減少、また、都市的生活様式の浸透により私生活中心主義になっており、地域の連帯意識が薄れてきている状況も見受けられます。こうした中、価値観の多様化、余暇時間の拡大などの社会環境の変化から、「心の豊かさ」や「生きがい」がより求められる事となり、充実した生涯学習が必要となっています。
- ③ 少子高齢化や過疎化の進展から、子どもたちを取り巻く社会環境の変化は、人とのコミュニケーション不足や社会経験の不足を招いています。生涯学習においては、家庭・学校・地域が連携することで、学びや活動の場を積極的に提供していくことが重要となっています。
- ④ 人権は、何人にも保障されている権利ですが、身の回りには依然として様々な人権問題が存在している状況です。人権を正しく理解するよう、さらに人権教育を推進する必要があります。
- ⑤ 小学生を対象とした通学合宿は、子どもたちにお互いの立場を理解して自らの役割を認識し、協力し合うことの必要性を体験させ、子どもの「社会力や生きる力の向上」を目的に事業を実施しています。子ども達の自主性・協調性・感謝の心を育て、人づくり・仲間づくりや生活リズムの向上などを図れるよう関係団体等と連携し実施しています。
- ⑥ 児童の学力定着・伸長や、興味関心を持って学ぶ意欲の醸成を図ることを目的として、信州大学と連携し土曜おがわ未来塾を開催しています。

【目標と施策】

(1) 社会教育・生涯学習の推進体制の整備【①】

- 村民ニーズに対応する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、生涯学習事業の企画・計画段階から可能な限り村民の参画を考慮し、参加者一人ひとりが自らを磨き、人生を豊かにする場や機会の拡大
- 文化協会の活動支援とともに、地域における芸術文化の振興を推進

(2) 関係施設の充実【②】

- 公民館、図書室などの生涯学習関連施設の計画的な改修、本の紹介等が出来る人材配置の検討等、生涯学習環境の充実
- 生涯学習に関する情報を効果的に収集・提供するための、近隣市町村や県などとの連携強化

(3) 分館の育成【①】

- 各分館を生涯学習の一つの拠点として捉え、それぞれの地区の特色を生かした地域づくりの活動支援

(4) 学校等の連携【②③⑤】

- 学校開放講座などの学習プログラムの充実
- 中学生の「一日小川の日」等、地域に出かけ地域に貢献する機会の充実
- 小学校「昼の間」での高齢者との交流と和文化教育の推進、学校並びにPTA等と連携した生涯学習の機会の充実

(5) 青少年教育の充実【②③⑥】

- 地域住民の参画を得て、子どもたちに勉強やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動などの機会を提供することにより、地域社会の中で子どもたちが心豊かで健やかに育まれる環境づくり
- 興味関心を持って学ぶ意欲の醸成を図るため、信州大学と連携の土曜おがわ未来塾の充実

(6) 家庭教育の充実【③】

- 地域社会が子どもや学校に積極的にかかわり、地域全体で心豊かな子どもの育成と、次代を担う子どもたちを支援できる体制整備

(7) 熟年大学の継続と高齢者の知識・技能の継承【①】

- 高齢期の生活の質の向上を図ることを目的とした熟年大学の継続
- 高齢者の技能や知識の地域や若者への継承支援

(8) 人権教育の推進【④】

- すべての差別意識を無くすために、お互いに人権を尊重し合える共通意識の醸成

- 学校・家庭・地域・企業との連携をはかり、村全体での人権感覚の啓発と人権教育の充実

第3節 スポーツ振興

《現状と課題》

- ① 「びっくらんど小川」をはじめマレットゴルフ場などの施設が、スポーツ・レクリエーションの場として広く利用されているほか、小・中学校の体育施設も開放しており、村民に利用されています。
各種スポーツ教室などを開催し、子どもから高齢者までより多くの村民がスポーツを楽しみ、人と人の交流を楽しむ「みんなのスポーツ文化」の普及を推進しています。
- ② びっくらんど小川は、村民の体力向上、健康増進、交流の場として平成11年度に開設し、健康保持増進に「ヘルスアップ事業」の実施など、子どもから高齢者までスポーツに親しむことができる環境を整えてきました。
吊天井の改修及び照明のLED化を令和5年度に行いましたが、今後、特にプールの設備の維持管理費の増加が見込まれます。
- ③ 住民主体の「小川スポーツふれあいクラブ」が平成22年度に設立されスポーツ人口増加が図られました。「おがわ健康・スポーツフェスティバル」では、村民が各種スポーツに触れスポーツの楽しさと体力の増進に大きな役割を担っています。スポーツを通して地域のコミュニケーションを復活することを目的に「いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも」を合言葉に各種活動が進められています。

【目標と施策】

(1) 生涯スポーツの振興【①】

- 健康づくり・体力づくり、社会参加による生きがいづくりなどの生涯スポーツ、コミュニティスポーツ推進のため、スポーツやレクリエーションの普及に加え底辺拡大に向けた取り組み
- 村民のニーズを的確に把握した、幅広い年齢層を対象にしたスポーツ・レクリエーション活動の場の提供
- 各種スポーツイベントの積極的な開催

(2) びっくらんど小川の健全運営【①②】

- 生涯スポーツ、体力づくりなどの拠点として積極的な活用及び利用の促進
- ヘルスアップ事業等の中高年者の健康増進を目指した活用及び利用者がくつろげる環境整備

(3) スポーツ推進委員の育成と確保【③】

- スポーツ推進委員の知識や指導力の向上を図るための研修会や講習会への計画的参加・促進

(4) 「小川スポーツふれあいクラブ」の支援、協力【③】

- 地域住民が体力・能力に合わせて多様なスポーツに親しむことができることを目的とした「小川スポーツふれあいクラブ」の各種活動の支援、協力

第4節 文化財保護・伝統芸能の伝承

《現状と課題》

- ① 社会環境の変化などから「心の豊かさ」が求められてきていますが、芸術文化に接触する機会や自ら創作活動をする機会など、地域に根ざした郷土文化に親しむ活動を充実させることが必要です。
- ② 地域文化の振興を図るには、住民主体の芸術文化活動を積極的に支援、充実させることが必要であり、公民館・郷土歴史館等の関係施設と連携し、地域文化の魅力を向上させるとともに活用を図ることが必要です。
- ③ 筏遺跡に見るように、村の歴史は古く、県や村において指定した天然記念物や史跡などの文化財が村内に多数賦存(ふそん)しています。これらの文化財は、郷土の大切な宝として保存し、後世に継承していかなければなりません。しかし、多くは地域や所有者に任せられており、人口減少が進む中、今後の保存等の在り方を検討していく必要があります。
- ④ 各地区を中心に行われてきた伝統芸能や文化的な行事は、地域の連帯意識を培ってきましたが、近年、社会情勢の変化により、地域の連帯意識が希薄になりつつあります。
- ⑤ 郷土歴史館は令和3年度(2021)から入館料を無料化にし、幅広い視野に立った有効利用を実施しました。今後も展示目的以外での利用など、郷土歴史館の有効利用が必要となります。

【目標と施策】

(1) 芸術伝統文化の支援【①②③④】

- 芸術文化鑑賞の機会の充実を図り、芸術文化活動及び施設利用の促進を図るため各種情報提供の充実
- 地域に根ざした伝統芸能や地元独自の文化の発掘や後継者の育成・伝承、映像等による記録・保存
- 学校教育と連携した、郷土の歴史について児童・生徒が学ぶ機会の提供
- 村民の自主的文化活動や住民参加型事業への支援、伝統文化の保存団体への支援の継続

(2) 郷土歴史館の充実【⑤】

- 資料の調査・収集・研究、展示の充実や研究発表の場の提供などを通じた、郷土歴史館の情報発信施設としての確立
- 文化財の保護・保存のための事業を積極的に取り入れ、調査と資料の収集による文化財の資料化

資料3 登録・指定文化財一覧表

【国登録有形文化財】

名 称	文化財内容
薬師沢石張水路群	歴史的砂防施設

【県指定文化財】

名 称	種 類	文化財内容
高山寺三重塔	有形文化財	塔建築
戸隠神社信仰遺跡	記念物	社寺跡
下北尾のオハツキイチョウ	記念物	植物

【村指定文化財】

名 称	種 類	文化財内容
高山寺観音堂	有形文化財	観音堂・寺院建築
上野のお流れ桜	記念物	植物
小根山の杉の大木	記念物	植物
沢の宮小川神社本殿	有形文化財	神社建築
小根山小川神社本殿	有形文化財	神社建築
武部八幡宮本殿	有形文化財	神社建築
額塚の塔	有形文化財	石造文化財
桐山口留番所跡	記念物	政治関係遺跡
日影口留番所跡	記念物	政治関係遺跡
立屋口留番所跡	記念物	政治関係遺跡
上北尾の夫婦松	記念物	植物
白地の大枿	記念物	植物
立屋の桜	記念物	植物
沢の宮の大杉	記念物	植物
日の御子桜	記念物	植物
木造聖観音立像	有形文化財	木造文化財
筏遺跡	史跡	史跡
古山城跡	史跡	史跡
北尾のからかさ石	記念物	石造文化財
薬師洞窟と石仏群	記念物	洞窟
石張水路と巨石堰堤	有形文化財	石造文化財
千躰仏	有形文化財	木造彫刻
百番観音像	有形文化財	木造彫刻
高山寺鐘楼門	有形文化財	鐘楼門建築
味大豆十二神社	有形文化財	神社建築
西照寺観音堂	有形文化財	寺院建築
旧長野県知事公舎	有形文化財	歴史建築
瀬戸川神社	有形文化財	神社建築
矢花の地藏菩薩石造	民族資料	石造文化財

第 6 章

健全で効率的な行財政の村

— 行政・財政・広域行政 —



第6章 健全で効率的な行財政の村

— 行政・財政・広域行政 —

第1節 行政計画

1 行政計画

《現状と課題》

- ① 地方分権改革の推進による自治体の業務は、法務・財政をはじめ全体的に高度化または専門化が要求されます。また、規模の大小に関係なく、自立した行政運営が行える体制が必要となります。

本村は、少子高齢化・過疎化の進行、危機管理対応など、少ない職員数のなかで山積する行政課題への対応、時代に即した行政運営を的確に行い、小規模町村ならではの事業への取り組み、的確な行政運営を行うことが求められています。

- ② 自主的な地域づくりの活動を支援するため、地域づくり活動支援補助金を交付しています。持続的な地域づくり活動を支援するため、NPO法人等の育成や支援も検討する必要があります。

- ③ 交付税の減額傾向など行財政を取り巻く環境は依然厳しく、国・地方を問わず各分野において行財政改革が求められています。新たな財源の確保、住民参加の更なる推進による積極的な行政改革が求められています。

- ④ マイナンバーカードの普及やDX（デジタル技術による変革）などデジタル技術の活用が進んでおり、今後さらに多くの分野でデジタル技術の導入が進むと予想されます。デジタル技術の活用による業務の効率化を推進しながら、情報セキュリティの確保や対応する人材育成、システムの費用負担等の課題に取り組む必要があります。

- ⑤ 行政改革、公共施設総合管理の観点から、民間感覚を取り入れ、より弾力性や柔軟性のある施設運営を積極的に行うため、村内13の施設に指定管理者制度を導入しています。施設により違いがありますが、管理運営費の削減による村の負担軽減、施設の魅力度アップ、利用者の利便性向上など成果が出ているところではあります。

各施設が、その目的に沿って円滑に運営されているかを十分確認する必要があります。

資料1 指定管理者制度導入施設

(令和5年4月1日現在)

施設名	
在宅福祉支援センター（サンリング）	山村振興交流促進センター（耕雲閣）
体験農園施設	農産物釜蓋加工施設（豆福亭）
農林産物夏和加工所（農の花）	農物産館（大洞地場産センター）
ふるさと伝統館（食事処 味菜）	農林産物直売施設（さんさん市場）
農林産物成就加工所	林業体験交流施設（林りん館）
堆肥センター	クラインガルテン
星と緑のロマントピア管理宿泊交流施設	

【目標と施策】

（1）効率的な行政運営の推進【①③④⑤】

- 住民負担と選択に基づく、社会情勢に合わせた事業の展開
- 住民参加による行政運営の展開と説明責任の明確化
- 事務事業の見直しやデジタル技術の活用による行政の効率化の推進
- 指定管理者制度等、業務の見直しによる民間活用の更なる推進
- 公共施設等総合管理計画等の観点から、公の施設として必要性を十分検討し、修繕や建替え、廃止、統合等の今後のあり方を検討
- より効率的・効果的な事業推進のため、わかりやすい評価制度の導入

（2）住民参加と地域づくり活動の推進及び支援【②】

- 地域活動の担い手の育成と支援

2 行政組織

《現状と課題》

- ① 住民人口が減少している中、職員数も退職不補充等により減少傾向となっています。随時、業務の見直しを行い、適正な職員数による柔軟な人員配置を行うことが求められています。
- ② 地方分権に対応した、職員の職務能力が求められています。また、職員数の減少に伴い、個々が幅広い業務への対応が必要となっています。

【目標と施策】

（1）職員の適正配置と資質の向上【①②】

- 関連事業の部署間の連携のために、より効果的な組織機構の構築
- 職員研修の強化による、資質・能力の向上

- 長期的な行政需要の分析に基づく、計画的な採用
- 人事評価制度の有効化

資料1 職員数の推移（特別職を除く） （各年度4月1日）

年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6 (見込)
人員	48	47	48	48	47	45	47

3 広報・公聴

《現状と課題》

- ① 行政・議会・公民館等、それぞれの目的により広報誌を発行しています。これからの的確な情報発信を積極的に行い、紙媒体から電子化への検討も含め、親しみやすい紙面作りが望まれています。
- ② 村の情報発信の重要な役割を担うインフラは、防災行政無線とホームページになりますが、特にホームページにおいては、利用者にとって使いやすく、タイムリーに情報発信が出来るようにするため、令和3年度（2021）に全面的なリニューアルを行いました。これにより観光や移住促進の情報発信については、一定の成果をあげていますが、災害発生時等の速やかな情報発信体制の確立が求められています。
- ③ 平成28年（2016）から、防災行政無線デジタル化整備に伴い、各戸に戸別受信機を配備し告知放送を行っています。戸別受信機は停電時でも電池により起動、受信が可能となっていますが、今後、電池の交換時期の周知や高齢者等への対応について、検討が必要であると考えられます。
- ④ 毎年、行政懇談会を各地区の要望により実施していますが、村内全地区での懇談を行っていない状況です。広く住民の意見を聞くため、今後の開催方法について検討する必要があります。

【目標と施策】

- （1）的確な情報発信と親しみやすい広報づくり【①②③】
- 広報誌の電子化の検討
 - 防災行政無線の戸別受信機の維持管理対応の検討
 - テレビのデータ放送活用の検討

(2) 公聴の充実【④】

- 行政懇談会の実施方法について検討

資料1 定期発行広報（紙面）

種別	発行状況
広報おがわ	毎月
議会だより	年4回
館報おがわ	年3回

資料2 防災行政無線による告知放送（令和5年4月1日現在）

定時放送時間	6:00	20:00
定時放送内容	お知らせ	
定時外放送	緊急放送・随時告知放送	
設置台数	1,200台	

4 自治組織

《現状と課題》

- ① 現状、最大区と最少区の戸数差が大きいことや地域運営の効率化を図る必要性から集落再編の検討を求める声もあり、今後も人口減少と高齢化により、区・組が機能を果たせなくなる状況も想定され、再編等も視野に入れる必要があります。しかしながら、効率化優先ではなく、区・組の自主性に委ねながら、効果ある地域の存続に関わることが望まれます。

【目標と施策】

(1) 地域の実情に応じた自治会の支援【①】

- 地区自治組織の機能を維持するための取組に対する支援
- 行政防災情報等の伝達の効率化

資料1 自治会内訳

(令和5年4月1日現在)

区	戸数	組数	区	戸数	組数
夏和	106	4	成就	42	3
久木	19	3	北尾	16	2
高府町	237	15	法地	16	2
花尾	27	5	瀬戸川	44	7
上野	147	6	馬曲	13	2
小根山町	81	3	川手	18	2
立屋	24	2	桐山	4	1
塩沢	27	1	古山東	4	1
上和	63	3			
稲丘東	34	4	区外	34	
稲丘西	60	4	合計	1,016	70

第2節 財政計画

《現状と課題》

- ① 本村の財政は、国・県からの補助負担金、地方交付税などの依存財源に頼る割合が依然高く、令和4年度（2022）決算では地方交付税が一般会計の51.0%を占めており、依存財源全体では78.1%となっています。国の財政運営により大きく左右される構造となっています。
- ② 自主財源である村税は、生産人口の減少や所得の落ち込みなどの影響を受けながらも1億8千万円程度で推移しており、令和4年度の歳入に占める割合は一般会計の5.0%となっています。
- ③ 地方交付税が歳入に占める割合は約5割であり、村の重要な一般財源となっています。しかし、国の財政再建の動向や人口減少等による地方交付税の減額等、今後の財源確保には一層厳しさが予想されます。
- ④ 人件費は、会計年度任用職員制度の導入により令和2年度（2020）から増加しており、平成30年度（2018）と令和4年度を比較すると、26.6%（1億1,144万円）増加しています。
- ⑤ 扶助費は、令和4年度と平成30年度を比較すると、18.0%（2,997万円）増加しています。
- ⑥ 基金残高は、積極的な基金積み立てを実施したため、令和4年度末では32億2,346万円となっています。令和4年度と平成30年度を比較すると、6.2%（1億8,944万円）増加しています。
- ⑦ 公債費は、利率が高いものを繰上償還するなど、後年度負担の減少に努めています。直近2年はそれぞれ1億円程度繰上償還を実施したため、令和4年度と平成30年度を比較すると6.9%（2,502万円）増加しました。
- ⑧ 起債残高は、令和4年度末の普通会計で16億8,095万円と平成30年度末と比較して25.3%（5億6,988万円）減少しました。
- ⑨ 投資的経費は、国庫補助等を受け令和4年度では7億2,144万円となっています。
- ⑩ 経常収支比率は、令和4年度が91.6%と平成30年度の92.2%から0.6%減

少しています。平成 25 年度(2013)の 84.9%と比較すると 6.7%増加しており、財政の弾力性が低い状況が続いています。

- ⑪ 令和 4 年度(2022)決算に基づく実質公債費比率は 7.6%です。また、実質赤字比率・連結実質赤字比率・将来負担比率はマイナスとなっており、いずれの指数も「早期健全化基準」を下回っているため、概ね健全な財政運営といえます。
- ⑫ 将来のインフラ施設の維持管理経費を軽減するため、公共施設等総合管理計画に基づく施設の管理や民間委託を推進する必要があります。
- ⑬ 事務事業の評価や見直しをおこないながら、効率的な施策を推進する必要があります。

【目標と施策】

(1) 安定的な財政運営と中長期的な財政計画の策定

【①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫】

- 自主財源の確保と依存財源の活用
- 中長期的な財政計画の策定
- 適正な健全化判断比率の維持
- 実質公債費比率 10%未満の維持
- 財政の弾力性の確保
- 繰上償還の実施や新規借入の抑制

(2) 効率的な行財政運営と村有財産の適正管理【⑫⑬】

- 事務事業の合理化・効率化・省力化
- 行政効果、費用対効果の視点に立った施策の選択と効果の検証
- 村有財産の適正管理・活用
- 公共施設等総合管理計画に基づく計画的な管理の推進
- PPP※1 を導入した公共施設管理の取組

※1 PPP (パブリック・プライベート・パートナーシップ)

公民が連携して公共サービスの提供を行う手法。PPP の中には、PFI、指定管理者制度、市場化テスト、公設民営 (DBO) 方式、さらに包括的民間委託、自治体業務のアウトソーシング等も含まれる。

- ・PFI (プライベート・ファイナンス・イニシアティブ) : 施設的设计・建設・維持管理・運営まで民間事業者が行い資金調達も民間が行う方式
- ・指定管理者制度 : 施設の管理を指定した民間事業者に委任する制度
- ・公設民営 (DBO デザイン・ビルド・オペレート) 方式 : 公共が資金調達を行い、設計・建設、運営を民間に委託する方式
- ・包括的民間委託 : 複数の業務や施設を包括的に委託すること

資料1 普通会計の財政状況

区 分	平成30年度 (2018)		令和1年度 (2019)	
	決算額	対前年増減率	決算額	対前年増減率
1 歳入決算額	3,246,347	△ 0.6	3,156,105	△ 2.8
2 歳出決算額	3,036,228	1.7	3,018,855	△ 0.6
3 実質収支	152,116	△ 41.5	109,351	△ 28.1
4 実質単年度収支	△ 86,224	△ 241.8	△ 74,425	△ 13.7
5 基準財政需要額	1,719,779	△ 0.0	1,725,226	0.3
6 基準財政収入額	250,362	3.1	239,722	△ 4.2
7 標準財政規模	1,838,136	0.0	1,818,716	△ 1.1
8 財政力指数	0.14	0.0	0.14	0.0
9 実質収支比率 %	8.3	△ 5.9	6.0	△ 2.3
10 経常収支比率 %	92.2	△ 0.1	92.2	0.0
11 実質赤字比率 %	—	—	—	—
12 連結実質赤字比率 %	—	—	—	—
13 実質公債費比率 %	7.8	0.3	8.7	0.9
14 将来負担比率 %	—	—	—	—
15 積立金現在高	3,034,015	△ 2.2	3,009,793	△ 0.8
うち、財政調整基金	1,186,618	△ 4.2	1,154,958	△ 2.7
うち、減債基金	963,473	0.3	966,345	0.3
16 地方債現在高	2,250,830	3.1	2,333,750	3.7
17 債務負担行為	0	—	0	—

注 9～12の対前年増減率は、対前年増減数である

資料2 特別会計における地方債現在高

区 分	平成30年度 (2018)		令和1年度 (2019)	
	決算額	対前年増減率	決算額	対前年増減率
国保直診勘定	0	—	0	—
簡易水道事業	668,676	△ 5.1	716,682	7.2
下水道事業	1,000,702	△ 9.5	916,340	△ 8.4
普通会計と特別会計の合計	3,920,208	△ 1.8	3,966,772	1.2

(単位：千円、%)

令和2年度 (2020)		令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)	
決算額	対前年増減率	決算額	対前年増減率	決算額	対前年増減率
3,178,165	0.7	3,255,085	2.4	3,759,245	15.5
2,958,852	△ 2.0	2,831,373	△ 4.3	3,391,899	19.8
191,353	75.0	410,537	114.5	343,524	△ 16.3
110,241	△ 248.1	324,198	194.1	138,420	△ 57.3
1,819,394	5.5	1,961,271	7.8	1,941,258	△ 1.0
257,183	7.3	258,249	0.4	258,642	0.2
1,914,634	5.3	2,071,689	8.2	2,005,589	△ 3.2
0.14	0.0	0.14	0.0	0.14	0.0
10.0	4.0	19.8	9.8	17.1	△ 2.7
87.7	△ 4.5	86.2	△ 1.5	91.6	5.4
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
9.7	1.0	8.9	△ 0.8	7.6	△ 1.3
—	—	—	—	—	—
3,048,055	1.3	3,097,497	1.6	3,223,459	4.1
1,183,197	2.4	1,191,419	0.7	1,299,803	9.1
969,210	0.3	1,018,989	5.1	1,022,494	0.3
2,128,359	△ 8.8	1,889,196	△ 11.2	1,680,949	△ 11.0
0	—	0	—	0	—

(単位：千円、%)

令和2年度 (2020)		令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)	
決算額	対前年増減率	決算額	対前年増減率	決算額	対前年増減率
0	—	0	—	0	—
702,681	△ 2.0	716,305	1.9	728,212	1.7
804,366	△ 12.2	698,378	△ 13.2	627,188	△ 10.2
3,635,406	△ 8.4	3,303,879	△ 9.1	3,036,349	△ 8.1

資料3 普通会計歳入の状況

区 分	平成30年度 (2018)			令和1年度 (2019)		
	決算額	構成比	対前年 増減率	決算額	構成比	対前年 増減率
1 村税	174,357	5.4	△ 6.8	179,102	5.7	2.7
2 地方譲与税	56,516	1.7	0.8	57,736	1.8	2.2
3 利子割交付金	424	0.0	12.8	191	0.0	△ 55.0
4 配当割交付金	720	0.0	△ 19.8	850	0.0	18.1
5 株式等譲渡所得割交付金	600	0.0	△ 37.9	488	0.0	△ 18.7
6 地方消費税交付金	47,333	1.5	4.3	44,837	1.4	△ 5.3
7 自動車取得税交付金	13,268	0.4	△ 6.9	7,774	0.2	△ 41.4
8 自動車税環境性能割交付金	0	0.0	-	1,885	0.1	皆増
9 法人事業税交付金	0	0.0	-	0	0.0	-
10 地方特例交付金	653	0.0	91.5	7,297	0.2	1,017.5
11 地方交付税	1,623,932	50.0	△ 0.2	1,636,237	51.8	0.8
うち普通交付税	1,469,417	45.2	△ 0.5	1,483,985	47.0	1.0
うち特別交付税	154,515	4.8	2.7	152,252	4.8	△ 1.5
うち震災復興特別交付税	0	0.0	-	0	0.0	-
12 交通安全対策交付金	0	0.0	-	0	0.0	-
13 分担金及び負担金	1,435	0.0	2.5	2,156	0.1	50.2
14 使用料及び手数料	67,443	2.1	△ 0.3	63,510	2.0	△ 5.8
15 国庫支出金	228,468	7.0	14.0	162,556	5.1	△ 28.8
16 県支出金	125,498	3.9	3.7	128,312	4.1	2.2
17 財産収入	18,188	0.6	△ 14.3	18,316	0.6	0.7
18 寄付金	17,768	0.6	13.8	27,882	0.9	56.9
19 繰入金	101,010	3.1	34.2	121,733	3.9	20.5
20 繰越金	280,288	8.6	△ 17.7	210,119	6.7	△ 25.0
21 諸収入	64,985	2.0	△ 22.1	72,482	2.3	11.5
22 地方債	423,461	13.1	4.4	412,642	13.1	△ 2.6
うち減収補填特例債	0	0.0	-	0	0.0	-
うち臨時財政対策債	68,561	2.1	△ 2.8	49,342	1.6	△ 28.0
歳入合計	3,246,347	100	△ 0.6	3,156,105	100.0	△ 2.8

資料4 普通会計目的別歳出の状況

区 分	平成30年度 (2018)			令和1年度 (2019)		
	決算額	構成比	対前年 増減率	決算額	構成比	対前年 増減率
1 議会費	46,356	1.5	△ 0.3	45,941	1.5	△ 0.9
2 総務費	350,331	11.5	△ 10.3	457,223	15.1	30.5
3 民生費	555,927	18.3	△ 0.2	539,297	17.9	△ 3.0
4 衛生費	218,186	7.2	4.9	244,136	8.1	11.9
5 労働費	0	0.0	-	0	0.0	-
6 農林水産業費	144,773	4.8	△ 11.8	145,335	4.8	0.4
7 商工費	354,340	11.7	229.6	330,669	11.0	△ 6.7
8 土木費	468,504	15.4	△ 38.4	566,174	18.8	20.8
9 消防費	130,504	4.3	6.5	128,977	4.3	△ 1.2
10 教育費	254,503	8.4	38.4	199,354	6.6	△ 21.7
11 災害復旧費	148,607	4.9	72.8	24,635	0.8	△ 83.4
12 公債費	364,197	12.0	2.0	337,114	11.2	△ 7.4
13 諸支出金	0	0.0	-	0	0.0	-
歳出合計	3,036,228	100.0	1.7	3,018,855	100.0	△ 0.6

(単位：千円、%)

令和2年度(2020)			令和3年度(2021)			令和4年度(2022)		
決算額	構成比	対前年増減率	決算額	構成比	対前年増減率	決算額	構成比	対前年増減率
180,512	5.7	0.8	182,825	5.6	1.3	187,156	5.0	2.4
59,773	1.9	3.5	60,645	1.9	1.5	61,668	1.6	1.7
180	0.0	△ 5.8	143	0.0	△ 20.6	78	0.0	△ 45.5
799	0.0	△ 6.0	1,112	0.0	39.2	956	0.0	△ 14.0
918	0.0	88.1	1,191	0.0	29.7	689	0.0	△ 42.1
55,917	1.8	24.7	59,076	1.8	5.6	55,398	1.5	△ 6.2
0	0.0	皆減	0	0.0	-	0	0.0	-
3,789	0.1	101.0	4,092	0.1	8.0	3,936	0.1	△ 3.8
502	0.0	皆増	1,717	0.1	242.0	3,045	0.1	77.3
2,712	0.1	△ 62.8	2,806	0.1	3.5	724	0.0	△ 74.2
1,723,714	54.1	5.3	1,871,296	57.5	8.6	1,917,005	51.0	2.4
1,561,125	49.0	5.2	1,703,022	52.3	9.1	1,682,616	44.8	△ 1.2
162,587	5.1	6.8	168,272	5.2	3.5	234,388	6.2	39.3
2	0.0	皆増	2	0.0	0.0	1	0.0	△ 50.0
0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
1,667	0.1	△ 22.7	1,014	0.0	△ 39.2	970	0.0	△ 4.3
59,047	1.9	△ 7.0	63,073	2.0	6.8	60,649	1.6	△ 3.8
577,148	18.2	255.0	368,220	11.3	△ 36.2	565,270	15.1	53.5
112,582	3.5	△ 12.3	122,876	3.8	9.1	146,583	3.9	19.3
18,905	0.6	3.2	17,527	0.6	△ 7.3	18,527	0.5	5.7
23,587	0.7	△ 15.4	23,943	0.7	1.5	34,545	0.9	44.3
24,781	0.8	△ 79.6	35,536	1.1	43.4	26,525	0.7	-
137,250	4.3	△ 34.7	219,313	6.7	59.8	423,712	11.3	93.2
62,199	2.0	△ 14.2	71,178	2.2	14.4	73,728	2.0	3.6
132,183	4.2	△ 68.0	147,502	4.5	11.6	178,081	4.7	20.7
2,242	0.1	皆増	0	0.0	皆減	0	0.0	-
50,041	1.6	1.4	62,902	1.9	25.7	16,081	0.4	△ 74.4
3,178,165	100.0	0.7	3,255,085	100.0	2.4	3,759,245	100.0	15.5

(単位：千円、%)

令和2年度(2020)			令和3年度(2021)			令和4年度(2022)		
決算額	構成比	対前年増減率	決算額	構成比	対前年増減率	決算額	構成比	対前年増減率
45,495	1.5	△ 1.0	44,048	1.6	△ 3.2	44,612	1.3	1.3
443,260	15.0	△ 3.1	475,377	16.8	7.2	580,677	17.1	22.2
815,171	27.6	51.2	607,331	21.5	△ 25.5	588,623	17.3	△ 3.1
296,663	10.0	21.5	249,066	8.8	△ 16.0	250,295	7.4	0.5
0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
141,408	4.8	△ 2.7	135,545	4.8	△ 4.1	146,017	4.3	7.7
109,080	3.7	△ 67.0	119,217	4.2	9.3	103,822	3.1	△ 12.9
426,570	14.4	△ 24.7	434,084	15.3	1.8	511,758	15.0	17.9
110,058	3.7	△ 14.7	117,192	4.1	6.5	110,882	3.3	△ 5.4
192,154	6.5	△ 3.6	189,676	6.7	△ 1.3	246,141	7.3	29.8
36,034	1.2	46.3	69,283	2.4	92.3	419,852	12.4	506.0
342,959	11.6	1.7	390,554	13.8	13.9	389,220	11.5	△ 0.3
0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
2,958,852	100.0	△ 2.0	2,831,373	100.0	△ 4.3	3,391,899	100.0	19.8

資料5 普通会計性質別歳出の状況

区 分		平成30年度(2018)			令和1年度(2019)		
		決算額	構成比	対前年増減率	決算額	構成比	対前年増減率
経常経費	1 人件費	419,165	13.8	△ 3.9	421,377	14.0	0.5
	2 扶助費	166,117	5.5	△ 6.3	159,168	5.3	△ 4.2
	3 公債費	364,197	12.0	2.0	337,114	11.2	△ 7.4
	義務的経費 計	949,479	31.3	△ 2.2	917,659	30.5	△ 3.4
	4 物件費	518,494	17.1	8.8	514,259	17.0	△ 0.8
	5 維持補修費	121,182	4.0	△ 19.1	105,321	3.5	△ 13.1
	6 補助費等	361,423	11.9	20.4	351,847	11.6	△ 2.6
	7 繰出金	377,337	12.4	1.9	404,661	13.4	7.2
	8 積立金	33,339	1.1	3.2	97,476	3.2	192.4
	9 投資・出資金・貸付金	0	0.0	-	0	0.0	-
	合 計	2,361,254	77.8	2.7	2,391,223	79.2	1.3
投 資 的 費	10 普通建設事業費	526,367	17.3	△ 12.0	602,997	20.0	14.6
	うち補助事業	135,237	4.5	△ 59.1	126,867	4.2	△ 6.2
	うち単独事業	391,130	12.9	46.2	476,130	15.8	21.7
	11 災害復旧費	148,607	4.9	72.8	24,635	0.8	△ 83.4
	合 計	674,974	22.2	△ 1.4	627,632	20.8	△ 7.0
歳出合計		3,036,228	100.0	1.7	3,018,855	100.0	△ 0.6

資料6 財政健全化判断比率の状況

区 分	30年度決算に基づく比率	元年度決算に基づく比率	2年度決算に基づく比率	3年度決算に基づく比率	4年度決算に基づく比率	早期健全化基準
1 実質赤字比率	—	—	—	—	—	15.0
2 連結実質赤字比率	—	—	—	—	—	20.0
3 実質公債費比率	7.8	8.7	9.7	8.9	7.6	25.0
4 将来負担比率	—	—	—	—	—	350.0

※ 「—」は黒字のため数値なし。

(単位：千円、%)

令和2年度(2020)			令和3年度(2021)			令和4年度(2022)		
決算額	構成比	対前年増減率	決算額	構成比	対前年増減率	決算額	構成比	対前年増減率
504,384	17.1	19.7	509,819	18.0	1.1	530,606	15.6	4.1
167,866	5.7	5.5	175,227	6.2	4.4	196,087	5.8	11.9
342,959	11.6	1.7	390,554	13.8	13.9	389,220	11.5	△ 0.3
1,015,209	34.4	10.6	1,075,600	38.0	5.9	1,115,913	32.9	3.7
422,060	14.3	△ 17.9	440,846	15.6	4.5	441,266	13.0	0.1
128,205	4.3	21.7	154,925	5.5	20.8	133,651	3.9	△ 13.7
640,286	21.6	82.0	442,817	15.6	△ 30.8	445,089	13.1	0.5
468,027	15.8	15.7	370,720	13.1	△ 20.8	382,064	11.3	3.1
63,014	2.1	△ 35.4	84,962	3.0	34.8	152,477	4.5	79.5
0	0.0	-	0	0.0	-		0.0	-
2,736,801	92.5	14.5	2,569,870	90.8	△ 6.1	2,670,460	78.7	3.9
186,017	6.3	△ 69.2	192,220	6.8	3.3	301,587	8.9	56.9
53,966	1.8	△ 57.5	35,523	1.3	△ 34.2	46,064	1.4	29.7
132,051	4.5	△ 72.3	156,697	5.5	18.7	255,523	7.5	63.1
36,034	1.2	46.3	69,283	2.4	92.3	419,852	12.4	506.0
222,051	7.5	△ 64.6	261,503	9.2	17.8	721,439	21.3	175.9
2,958,852	100.0	△ 2.0	2,831,373	100.0	△ 4.3	3,391,899	100.0	19.8

(単位：%)

財 政 再 生 基 準
20.0
30.0
35.0

第3節 広域行政計画

《現状と課題》

- ① 広域的課題の解決、広域行政の充実、地方分権の受け皿を目的に、平成12年（2000）4月に「長野広域連合」が発足して現在に至っています。

現在、介護保険や障がい支援区分の認定審査のほか、介護施設の運営、ごみ処理対策、スポーツ交流などを行うふるさと事業、関係市町村職員共同研修、広域的課題の研究調査を行っています。

長野広域連合構成市町村：長野市、須坂市、千曲市、信濃町、飯綱町、坂城町、小布施町、高山村、小川村

- ② 農業共済組合は、平成29年（2017）4月1日県内4組合が対等合併し、県全域をカバーする「長野県農業共済組合」が設立されました。

従来、広域組合として長野県北部13市町村で構成されていた北信農業共済組合は、新組合の「北信支所」となり、地域の農業のセーフティネットとして共済事業を行っています。

北信支所管轄エリア：長野市、須坂市、中野市、飯山市、小布施町、高山村、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、信濃町、飯綱町、小川村、栄村

- ③ 長野地域ごみ処理広域化推進協議会では、平成23年（2011）2月に策定された基本計画に基づき、ごみ処理施設（長野市ブロック（A焼却施設）、更埴ブロック[千曲市・坂城町]（B焼却施設）、須高ブロック[須坂市・高山村]（最終処分場））の設置が進められ、A焼却施設は長野市松岡に「ながの環境エネルギーセンター」として平成31年（2019）3月から本稼働し、B焼却施設は千曲市屋代に「ちくま環境エネルギーセンター」として令和4年（2022）6月から本稼働しています。最終処分場については、須坂市亀倉に「エコパーク須坂」として令和3年（2021）2月から可燃物残渣の埋め立てを開始しています。

なお、次期最終処分場の候補地選定が令和2年度（2020）から本格的に進められ、本村からは梶尾地区を候補地とし、長野市中条で3箇所、飯綱町、信濃町の計6箇所の候補地から説明会、現地調査等を経て選定が行われました。令和4年度（2022）末には専門委員会の評価で長野市中条入日と飯綱町地蔵久保の2箇所に絞られました。今後、令和7年度（2025）中に最終候補地1箇所を決定し、令和18年度（2036）からの稼働を目指しています。

- ④ ごみ処理施設管理運営費等は、村財政への大きな負担となることが考えられます。ごみ減量化に取り組むことが重要課題となります。

- ⑤ 平成 28 年（2016）4 月から長野市を中核都市とする長野地域連携中枢都市圏事業に参画しています。長野地域の市町村が長野市との連携協約に基づき、地域活性化に取り組み、産業振興や移住推進等により人口減少に歯止めをかけ快適に暮らせる地域を目指しています。

長野市との連携市町村：須坂市、千曲市、信濃町、飯綱町、坂城町、小布施町、高山村、小川村

【目標と施策】

- （1）県や他市町村、関係団体と協力・連携した行政の推進【①②③④⑤】
- 関係市町村との連携を強化した、積極的かつ総合的な広域施策の推進
 - 農業共済事業においては、速やかな農業者支援の実施のため、北信支所との連携強化を推進
 - 地球温暖化防止のため環境意識の高揚に取り組み、環境にやさしいライフスタイルへの転換をすすめ、長野広域連合関係市町村と連携しごみ処理経費の縮減を図る。
 - 長野地域連携中枢都市圏事業の取り組みを強化し、定住人口・関係人口の拡大と産業振興、観光や地域資源の活用推進を図る。

※広域連合

地方自治法に定められた特別地方公共団体であり、様々な広域的ニーズに柔軟かつ効率的に対応するとともに、権限移譲の受け入れ態勢を整備するための制度

※連携中枢都市圏

相当の規模の圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少・少子高齢化社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成するための制度

平成 28 年 2 月に連携中枢都市宣言をした長野市と近隣の 8 市町村が連携して取り組む事業で「長野地域スクラムビジョン」の連携協約に基づき推進する具体的な取組み 57 事業があります。

主な整備目標

令和6年度（2024）

～

令和10年度（2028）

主な整備目標 【令和6（2024）年度～令和10（2028）年度】

※現状とは令和5（2023）年度現在

分野	項目	現 状	整 備 目 標 等
魅力ある基盤づくり・美しい環境づくり	地方創生（まち・ひと・しごと）・人口ビジョン	小川村まち・ひと・しごと創生総合戦略の目標達成に向けた移住・定住と起業支援 地域おこし協力隊の活用 ふるさと村民制度 白馬長野有料道路回数通行券助成 バスティ高府活用によるにぎわい創生	○都市圏での移住相談会の充実PR ○移住者と地域住民との話し合いによる地域の活性化 ○移住体験宿泊施設利用促進 ○空家を活用した交流・移住策の推進 ○「日本で最も美しい村」連合加盟村、「にほんの里100選」「本州の重心」の特徴を活かし、相談会等での情報発信と活用 ○地域おこし協力隊定住化促進 ○ふるさと村民制度改革と関係人口増加に向けた取組 ○白馬長野有料道路回数通行券助成事業の継続 ○住民自らにぎわいを創生していく仕組みづくり
	景観の保持	道路沿線の荒廃化・日照障害 経年による樹木成長による 景観支障木の増加	○管理協定締結による道路沿線の支障木等の除去・景観保全 ○コミュニティ活動団体の育成支援 ○景観支障木の除間伐推進 ○就農者確保による遊休農地の解消
	河川浄化・水質保全	河川の水質浄化の向上 河川浄化に対する住民意識の向上	○公共下水道等への接続の推進 ○水質検査・河川パトロールによる監視強化 ○環境美化に対する住民意識の高揚
	地域エネルギーの地産地消と地域循環型システムの構築	化石燃料依存に伴う地球温暖化現象	○新エネルギー導入による地球温暖化防止対策 ○間伐材等を利用した地域循環型システムの推進
	公共交通の確保	民間特急バス路線 民間バス路線 スクールバス路線 循環バス路線 小川新町線 循環バス デマンドバス スクールバス	1路線 1路線 3路線 3路線 1路線 3台 2台 1台

分野	項目	現 状	整 備 目 標 等
魅力ある基盤づくり・美しい環境づくり	ごみ処理・リサイクルの推進	一人あたりの可燃ごみ排出量の増加 可燃ごみ処理をながの環境エネルギーセンターで広域処理 生ごみ処理機設置の推進 資源物リサイクルの推進 道路脇等へのごみの不法投棄の頻発 製品プラスチックは可燃による処理	○生ごみ処理機の普及及び堆肥化の推進 ○可燃ごみの減量化・資源物リサイクルへの住民意識の高揚 ○環境への負荷が低減される循環型社会への転換 ○ごみの不法投棄・焼却防止の啓発 ○製品プラスチックをプラスチック製容器包装と同じ分別収集に移行する処理
	情報通信	光ケーブル敷設による映像・通信・ICT ネットワーク・ブロードバンド環境 携帯電話中継局 防災行政無線	○ホームページや SNS を活用した適切・迅速な行政情報の提供 ○高度情報化基盤を活かした地域課題解決と人材育成及び体制整備 ○携帯電話不感エリアの解消 ○災害時情報通信の効率化
	道 路	〈国・県道〉 延長 26.3km 改良済 22.8km 舗装済 26.3km 改良率 86.7%	○主要地方道信濃信州新線と小川長野線の改良整備 ○主要地方道長野大町線の防災、安全維持工事と舗装修繕工事の促進 ○日高トンネル完全無料化への取組
		〈村道〉 延長 381.5km 改良済 82.3km 舗装率 173.4km 改良率 21.6%	○村道改良 0.5km ○道路舗装 3.0km ○道路防災 1.0km ○集落内道路の整備 ○計画的な防災・維持補修工事の実施 ○交通の安全確保のため、道路周辺の重機による草刈り及び支障木伐採 ○除雪体制の整備・雪に強い道づくりの推進
	橋 梁	総 数 98 橋 永久橋 96 橋 非永久橋 2 橋	○適正な維持管理の実施 ○橋梁長寿命化修繕計画に基づく維持補修の実施
	建設機械等整備	除雪機械 除雪ドーザー 9 台 ロータリー除雪機 1 台 塩カル散布車 1 台	○塩カル散布車更新 1 台 ○除雪ドーザー5 t 更新 1 台 ○除雪ドーザー8 t 更新 1 台 ○除雪トラック 3 t 1 台
		その他機械 4 t トラック 2 台 2 t トラック 1 台 バックホウ 0.14 m ³ 1 台 乗用草刈機 3 台	○ミニバックホウ購入 1 台

分野	項目	現 状	整 備 目 標 等
魅力ある 基盤づくり・美しい環境づくり	公営住宅	公営住宅 53戸 特公賃住宅 20戸 若者住宅 12戸 単独住宅 28戸 厚生住宅 2戸 地優賃住宅 8戸	○村営住宅建設（戸建て） 8戸 ○公営住宅老朽化への対策
	宅地開発	5団地 南平 7区画 夏和和田 7区画 中尾 12区画 城之峯 8区画 上野 6区画	○団地造成 4区画 ○可住地面積拡大の検討、整備 ○住宅用地の先行取得 ○定住住宅建設助成制度の検討・導入
	簡易水道	給水人口 2,259人 1日最大給水量（R4年度） 1,751 m ³ 年間配水量（R4年度） 312,952 m ³ 浄水場（成就、薬師、塩沢） 3ヶ所	○老朽化施設の計画的修繕や定期的なメンテナンスの実施 ○バイパス管や水道施設の適正配置の検討と整備 ○水道各施設・設備の稼働の安定性と安全性の確保 ○広域化による事業統合や経営・管理の一体化や施設の共同化 ○安定した水源水量の確保と濁度管理及び水質管理の強化
	下水道	特環 高府処理区 63.7 ha 夏和处理区 30.1 ha 小根山処理区 27.6 ha 処理場能力（日最大） 高府 750 m ³ 夏和 470 m ³ 小型合併処理浄化槽 160基 167戸	○施設台帳及び管路台帳の整備と計画的・適正な維持管理 ○低コストによる健全な運営 ○災害時における危機管理体制の強化 ○小型合併処理浄化槽の設置推進
	し尿処理計画	長野市衛生センターへの委託処理	○し尿及び合併浄化槽汚泥の処理委託の継続 ○未接続世帯への水洗化推進による処理減量化と処理費縮減

分野	項目	現 状	整 備 目 標 等
健康で思いやりのある社会づくり	保 健	少子高齢化 一人当たり医療費が高い 生活習慣病の重症化による医療費が高い 介護保険利用率が高い 64歳以下の介護保険利用率が高い 様々な理由で子育て困難を抱える家庭がある 健診受診率は徐々に上がっている	<ul style="list-style-type: none"> ○健診受診率の維持 ○健康状況不明者の状況を把握 ○予防段階から専門職が関わる ○精密検査の受診を促す ○生活習慣病重症化予防 ○病態別教室（糖尿病、高血圧） ○バランスの良い食生活の普及 ○びっくらんど小川利活用のすすめ ○こころの相談 ○アルコール対策の啓発 ○たばこ対策の啓発 ○定期的な歯科診療のすすめ ○受けやすいがん検診の整備 ○妊娠から子育てまで切れ目のない支援の構築 ○子育て困難の早期発見、支援 ○フレイル予防 ○介護予防、介護重症化予防

分野	項目	現 状	整 備 目 標 等
健康で思いやりのある社会づくり	医 療	<p>国保直営診療所</p> <p>非常勤医師 5名 派遣医師 4名 看護師 3名 放射線技師 1名</p> <p>専門外来診療 整形外科 週1回 消化器外科 週1回 循環器科 月1回 糖尿病内科 週1回 リハビリ 週1回</p>	<p>○安定した医療体制の構築</p> <p>○長野医療圏における中核医療病院・二次救急医療機関との連携の推進</p> <p>○地域包括医療体制の充実整備、体系化の推進</p> <p>○高齢の受診困難者に対する多職種連携体制の強化</p> <p>○疾病に応じた外来栄養指導の推進</p> <p>○緊急診療要請等に対する一次医療機関としての体制強化</p> <p>○保健・医療・福祉の連携による在宅医療、介護保険事業、介護予防事業の推進</p> <p>○高齢社会に対応した在宅医療の充実</p> <p>○サービス調整チーム、ケア研究会、ミニケア研究会の定期的な実施による保健・医療・福祉・介護の連携</p>

分野	項目	現 状	整 備 目 標 等
健康 で 思 い や り の あ る 社 会 づ く り	社会福祉	社会福祉団体 5 団体 社会福祉協議会 在宅福祉支援センター	○保健・福祉・医療・介護の連携強化 ○福祉教育の推進、地域支えあい組織やボランティアの育成、在宅福祉の向上 ○社会福祉協議会との連携強化、在宅福祉事業の充実 ○生活弱者への虐待の未然防止・早期発見のため連携体制の整備 ○生活保護、低所得世帯に対する相談・援助の推進 ○災害時・緊急時の弱者安否確認システムの構築
	老人福祉	老人福祉センター 1ヶ所 介護予防拠点施設 2ヶ所 高齢者生活支援ハウス 9室 高齢者生活福祉センター8室 老人クラブ 5クラブ シニアクラブ連合会 1団体 高齢化率 46.2%	○高齢者施設の整備検討、在宅福祉の向上、環境改善 ○高齢者の自立支援と重度化防止に向けた在宅福祉サービスの推進 ○既存施設の活用強化による健康と生きがいづくりと介護予防の推進 ○高齢者の経験や知識を活かした社会参加の推進 ○相談支援、介護予防事業等の円滑な運営と在宅介護者支援体制の整備 ○高齢者を地域で支える基盤づくりと高齢者虐待等の早期発見と対応 ○高齢者のニーズに見合う適切なサービスの提供
	障がい者福祉	身体障がい者 144人 知的障がい者 48人 精神障がい者 30人	○地域で生活するための自立の支援 ○企業センター・共同作業所の機能強化と日中の活動場所の確保 ○一般就労移行を目指すための支援 ○障がい者（児）の早期把握・早期対応 ○ユニバーサルデザインの推進 ○障がい者就労施設からの物品調達 ○生活支援サービスの充実 ○財産・権利の保護、成年後見制度の普及・啓発の推進

分野	項目	現 状	整 備 目 標 等
健康で思いやりのある社会づくり	母子・父子福祉	ひとり親家庭の増加	○各種制度の充実、実態に即した適切な援助と就労支援による自立促進 ○ヤングケアラー支援体制構築
	人権対策	人権を尊重し差別のない明るい小川村を築く審議会 9名 人権擁護委員 2名 小川村企業人権教育推進協議会 7社	○家族・地域・学校・職場ぐるみでの差別を無くす運動の推進 ○学校教育・社会教育・地域教育の場での人権教育の推進 ○関係機関や保護司と連携した再犯防止と犯罪被害者支援の推進
	授産事業	企業センター 1ヶ所	○現業種継続と受託業務の新規開拓 ○機械器具・運搬車両の更新 ○作業者の安全性・快適性の確保 ○一般企業への移行に向けた就労支援 ○生きがいを持って自己実現できるような支援 ○個別支援計画に基づいた各種支援・サービスの提供
	子ども子育て支援	保育園 1ヶ所 子育て支援センター 1ヶ所 子ども・子育て支援制度	○重層的支援体制及び伴走型支援の整備 ○子育て世代包括支援センター（子ども家庭総合支援拠点）の整備 ○第3期小川村子ども・子育て支援事業計画の策定 ○保育従事者等の学びの充実 ○子育て支援センターの土曜日利用の整備 ○子ども会育成会活動の充実

分野	項目	現 状	整 備 目 標 等
安 心 ・ 安 全 ・ 快 適 な 暮 ら し を 実 感 で き る 村	治山・治水	[指定区域] 急傾斜地崩壊防止 区域 6ヶ所 地すべり防止区域 23ヶ所 砂防指定地 113ヶ所	○保安林、地すべり防止区域の見直し ○治山・治水事業の推進 ○造林事業の啓発と緑化運動の推進 ○防災マップ見直しと住民周知
	消 防	消防団 1団 分団 6分団 ラッパ隊 1隊 団員 176人 ポンプ車 1台 ポンプ付積載車 5台 本部指令車 1台 分団詰所 1ヶ所 コミュニティ消防センター 7ヶ所 消火栓 360基 防火水槽 312基 消防無線基地局 2局 消防無線移動局 22局	○新規団員の入団促進 ○団員の資質向上 ○団員の負担軽減 ○防火水槽の計画的な更新・修繕
	救急・救助	新町消防署小川分署 (平成17年11月開所) 救急救命士4名配置 (H30.11) 高規格救急車の配備 (H31.1)	○公共施設・公共的機関へのAED配備 ○救命・救急講習会の定期的開催 ○救助訓練計画の策定と訓練の実施 ○救助装備品の整備
	防 災	[警戒区域] 急傾斜地崩壊危険 箇所 109ヶ所 地すべり危険箇所 54ヶ所 土石流危険溪流 129溪流 雪崩危険箇所 121ヶ所 土尻川浸水想定区域 5ヶ所 山腹崩壊・崩壊土 砂流出危険地区 123.9ha 避難施設 49ヶ所 自主防災組織 17団体 災害時応援協定 18団体 防災行政無線 屋外スピーカー 26局 戸別受信機 全世帯	○地域防災計画に基づいた具体的な 行動計画等の策定 ○災害対策基本法に基づく、避難所・ 避難場所整備の検討 ○自主防災組織の体制強化促進 ○計画的な防災訓練の実施 ○情報伝達手段の多様化 ○災害備蓄品の計画的な更新と見直 し ○防災行政無線戸別受信機の維持管 理の適正化 ○災害時要援護者対策の推進
	交通安全	交通安全協会小川支部 交通安全施設 高齢者運転免許証自主返納者 支援事業	○交通安全施設の整備 ○交通安全啓発活動の積極的な実施 ○通園・通学路や生活道路など身近 な道路における交通事故防止
防 犯	警察官駐在所 防犯指導員 6人 こどもを守る安心の家 9軒	○防犯組織の強化 ○防犯意識の向上 ○警察・金融機関・地域の連携強化 ○「こどもを守る安心の家」の拡大 ○旧街路灯組合水銀灯のLED化	

分野	項目	現 状	整 備 目 標 等
人と地域の個性を活かした産業創出	農業の振興	農家数 383 戸 農家率 37% 主業農家 9 戸 準主業農家 8 戸 副業的農家 60 戸 農産物加工所 4 ヶ所 豆福亭 農の花 釜蓋 成就 農産物販売所 1 ヶ所 さんさん市場 堆肥センター 1 ヶ所	○遊休農地（荒廃農地）の発生防止・解消の推進 ○担い手となる農業者等の育成 ○農作業受託組合、集落営農組織、農業生産法人等の育成 ○有害鳥獣等による被害防止対策の推進 ○農作業省力化の推進 ○農産物の特産品化、ブランド化の推進 ○農産物の地産地消の推進 ○都市部との交流による農産物の販路拡大とPR ○作物別の振興策の推進 ○堆肥センター運営による地域循環型農業の確立 ○「安心安全」な農産物の提供、有機栽培の推進 ○新規就農希望者への受入基盤整備と就農支援 ○地域計画の実践による農村環境の保全 ○農業生産基盤の整備 ○大型機械による耕作に向けた新たな農地基盤整備の推進 ○小団地農地造成事業による圃場整備の推進 ○小規模農地暗渠排水事業による農地改良の推進 ○農道・用排水路の整備 ○農業施設小規模改修用資材の現物支給の推進 ○農業経営の合理化 ○農地の流動化と農業経営の受委託制度の確立
	農業生産基盤整備	農地基盤整備実施 面積 84.3ha 農道延長 33.6km 農業水利施設 揚水ポンプ場 9 ヶ所 頭首工 13 ヶ所 ため池 2 地域 4 面	

分野	項目	現 状	整 備 目 標 等
人と地域の個性を活かした産業創出	林業の振興	森林面積 4,300.32ha	○長期森林計画に基づく造林、森林整備の推進
		県有林 27.54ha	○間伐及び枝打ちの推進
		村有林 81.57ha	○高性能林業機械による搬出間伐の推進
		民有林 4,106.78ha	○荒廃する森林を整備していくため、林業事業者との連携強化
		国有林 84.43ha	○きのこ及び山菜等の特用林産物生産促進
		林道延長	○森林空間の高度活用
		李平線 12.1km	○簡易製材機・樹木粉碎機の活用及び農林公社との共同による間伐材の有効利用
		山中線 2.2km	○付加価値を高めた木材利用の推進
		上和桐山線 4.3km	○未利用間伐材木質バイオマス化
		造林・保育事業の推進	○木工芸の生産等地場産業の育成
		搬出間伐の推進	○林業体験施設の活用推進
		林業機械整備	○広葉樹林の保護育成
		簡易製材機 1台	○森林経営計画の促進
		樹木粉碎機 1台	○農林公社による林業振興の推進
		グラップル付トラック 1台	○個人支障木伐採の支援
	トラックスケール 1台	○県森林税・環境贈与税の活用	
	グラップル付バックホウ 1台	○新たな森林管理システムによる森林管理の推進	
	薪プロセッサ 1台	○林道の改良・舗装の促進及び作業道の整備	
	自走式薪割機 1台	○県産材利用の推進	
			○森林の所有権移転に伴う所有者届出の徹底
			○木質資源循環活用の推進
			○林地残材の搬出支援及び利活用
			○薪プロセッサの有効活用
			○公共施設へのバイオマスボイラー導入及び薪ストーブ導入支援
			○森林管理経営制度に基づく、意向調査の推進と経営管理及び森林整備の実施

分野	項目	現 状	整 備 目 標 等
人と地域の個性を活かした産業創出	商工業の振興	商業（店） 30 店 従事者数 103 人 工業（事業） 9 社 従事者数 135 人 （経済センサス活動調査 卸売業・小売業・経済構造実態調査 製造業事業所調査）	<ul style="list-style-type: none"> ○農・林・商・工連携による新商品の開発 ○商工グループ活動の推進 ○共同店舗、商業集積エリア設置の検討 ○業種開拓や高齢化社会に対応した産業の育成 ○観光事業及び公共事業と連携した商工業機能の整備と推進 ○公共事業発注時期平準化による受注機会の確保 ○若年労働者の雇用能力の高い企業への転換並びに優良企業誘致 ○道の駅の整備並びに有効活用 ○買い物難民者への支援 ○住宅リフォーム支援 ○若者の地元回帰促進 ○新規起業者への支援 ○女性の活躍推進

分野	項目	現 状	整 備 目 標 等
人と地域の個性を活かした産業創出	観光の振興	星と緑のロマントピア 森の宿 林りん館 星と緑の農物産館 道の駅おがわ ふるさと伝統館・味菜 さんさん市場・農の花 おやき村 ふるさとらんど小川 旧長野県知事公舎 小川村郷土歴史館 旧上水電気発電所資料館 本州の重心地点 アルプスの眺望 アルプス展望広場 小川アルプスライン 文化財 神社仏閣 各種イベントの開催	<ul style="list-style-type: none"> ○村の知名度・認知度の向上 ○宿泊業者と連携した合宿誘致 ○地域資源を活用した誘客の推進 ○観光資源・スポーツ施設を利用した誘客の推進 ○観光への住民意識の高揚と「おもてなし観光」の醸成 ○農・林・商・工連携による新商品の開発 ○広域連携での観光資源活用 ○イメージキャラクター「おやキング」を活用したPR ○ホームページの充実 ○マスメディアを活用したPR ○観光施設の情報化の推進 ○観光案内看板等の設置 ○観光パンフレットの充実 ○観光協会の充実・自立支援 ○小川アルプスラインの景観整備 ○各種イベントの開催 ○国内外の市町村との友好・姉妹提携の検討 ○観光資源・施設及び登山ルート等の整備・改修 ○外国人観光客のためのインフラ整備検討

分野	項目	現 状	整 備 目 標 等
希 望 あ ふ れ る 心 豊 か な 人 づ く り	学校教育	小学校 児童数 71 人 校舎面積 6,229 m ² 中学校 生徒数 45 人 校舎面積 4,667 m ²	○小川村教育基本方針（第2期）の作成（各項目共通） ○教育施設整備（校舎、運動環境、ICT、給食設備） ○保小中一貫連携教育の推進 ○キャリア教育（職業教育）の推進 ○ALT、村費教員の継続雇用 ○教職員の研究、研修の強化 ○少子化が進む学校のあり方の検討
	社会教育 生涯学習	公民館面積 2,285 m ² 土曜おがわみらい塾 19 人	○生涯学習基本構想及び拠点の整備 ○生涯学習指導者の育成 ○生涯学習情報、判断材料の情報発信 ○分館事業の充実 ○学校教育との連携 ○青少年育成事業の充実 ○高齢者の知識などの伝承 ○人権感覚の育成 ○土曜おがわ未来塾の充実 ○デジとしよ信州への対応
	スポーツ 振興	さわやかふれあいスポーツ センター マレットゴルフ場 2ヶ所 テニスコート 1面 学校開放施設 2校 夜間照明 2ヶ所 グラウンド（大洞） 1面	○生涯スポーツの振興 ○スポーツ推進委員の育成 ○さわやかふれあいスポーツセンターの継続運営 ○小川スポーツふれあいクラブ支援 ○社会体育の支援
	文化財保 護・伝統芸 能の伝承	郷土歴史館 国登録有形文化財 1ヶ所 県指定文化財 3ヶ所 村指定文化財 29ヶ所	○郷土歴史館の運営改善 ○芸術文化鑑賞の推奨 ○文化協会などの自主的文化活動への支援 ○伝統文化の継承への支援 ○食文化の保存・継承 ○文化財の保護・保存及び活用

分野	項目	現 状	整 備 目 標 等
健全で効率的な行政の村	行政計画	指定管理者制度 13 施設	<ul style="list-style-type: none"> ○行政改革の推進 ○住民参加による行政運営と説明責任の明確化 ○新たな視点による活動補助金充実 ○指定管理者制度による民間活用の推進 ○公共施設総合管理の適正化 ○行政評価制度の導入
	行政組織	一般職職員数 45 人 職員研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○組織機構の改善・職員の資質向上 ○計画的定員管理 ○人事評価制度の有効化
	広報広聴	広報おがわ 館報おがわ 議会だより 防災行政無線告知放送 ホームページ情報掲載	<ul style="list-style-type: none"> ○広報、ホームページの内容充実と電子化の検討 ○防災行政無線戸別受信機の維持管理対応の検討 ○テレビデータ放送活用による情報提供の検討
	自治組織	区 19 組 70	<ul style="list-style-type: none"> ○地区自治組織の機能を維持するための取組に対する支援 ○行政情報伝達の効率化
	財政計画	令和4年度 標準財政規模 2,005,589 千円 経常収支比率 91.6% 財政力指数 0.14 実質赤字比率 — 連結実質赤字比率 — 実質公債費比率 7.6% 将来負担比率 — 資金不足比率 0.0% 基金現在額 3,268,390 千円 村債現在高 3,036,349 千円	<ul style="list-style-type: none"> ○中長期財政計画の策定 ○繰上償還の実施 ○新規借入の抑制 ○財政事情の公表 ○施策の優先順位設定と効果の検証 ○村有財産の適正管理・活用 ○公共施設等総合管理計画に基づく計画的な管理の推進 ○PPP を導入した公共施設運営の取組

	<p>広域行政</p>	<p>長野広域連合 構成 9 市町村 (長野地域ごみ処理広域化 推進協議会) 長野地域連携中枢都市圏 連携市町村 9 市町村 長野県農業共済組合 構成 県下全域</p>	<p>○広域圏域の連携による施策推進 ○迅速な事務対応のための連携 ○ごみ処理施設建設に向けての対応 ○連携中枢事業による人口増、産業振 興、観光事業等の推進</p>
--	-------------	---	---

付 属 資 料

小川村振興計画条例

(趣旨)

第1条 この条例は、総合的かつ計画的な村政の運営を図るため、村の振興計画の策定に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 振興計画 本村の村づくりの指針となる最上位の計画として、基本構想及び基本計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 本村の村づくりの将来像と基本目標を示すものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想で定めた村の将来像と基本目標を具体化するための施策の方向を示すものをいう。

(振興計画の策定)

第3条 村長は、振興計画を策定するものとする。

2 村長は、基本計画に基づく施策を計画的に実施するため、事業の内容を具体的に定める等必要な措置を講じ、他の計画との整合を図るものとする。

(議会の議決)

第4条 村長は、基本構想を策定しようとするときは、議会の議決を経なければならない。

(委任)

第5条 この条例の施行について必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

小川村振興計画策定要綱

昭和 43 年 6 月 29 日
改正 昭和 53 年 11 月 24 日
改正 昭和 63 年 9 月 1 日
改正 平成 元年 1 月 8 日
改正 平成 10 年 7 月 14 日
一部修正 平成 17 年 9 月 26 日
改正 平成 20 年 7 月 4 日
改正 平成 30 年 7 月 9 日
一部改正 令和 5 年 6 月 16 日

1 趣 旨

この要綱は、村が自らの行政目標を的確に把握し、地域の開発を積極的に推進し、住民福祉の向上を図るため、総合的かつ計画的な一貫性のある行政運営を行うための振興計画策定及び推進について、必要な事項を定めるものとする。

2 基本方針

振興計画は、住民の意思を反映した地域の積極的な社会、経済開発計画及びこれに適合した行財政の長期的運営計画とし、その基本的な考え方は次のとおりとする。

- (1) 住民の生活に密着した社会開発計画を主体とし、これに地域の特性に応じた経済開発計画を合わせたものとする。
- (2) 村のおかれている自然的、社会的、経済的条件を認識し、現状に即した実効性のあるものとする。
- (3) 地域の開発に関係のある、国及び県の計画と連携をとること。
- (4) 広域市町村圏の市町村圏計画との調整を行い、広域的なものとする。
- (5) 地域社会の予見変動に対応した、弾力性のあるものとする。
- (6) 行財政の合理化、効率化を図ること。

3 計画の構成

振興計画は、基本構想、基本計画及び実施計画とし、次に掲げるとおりとする。

(1) 基本構想

ア 村及び地域社会の将来目標と、その目標達成のための基本的施策を明らかにする。

イ 将来目標は、村の将来予想される規模、産業、地域形態等の性格を示した目標を文章表現する。

ウ 村が直接実現手段を有する施策のほか、国、県、公共的団体等の施策も含めたものとする。

エ 計画期間は、おおむね 10 年とする。

(2) 基本計画

ア 基本構想に示すところに従い、村行政の方向を明らかにするとともに、部門毎の施策、手段の大綱及び根幹の事業、並びにこれらの実施の裏付けとなる財政計画、その他内部管理事務の合理化方策等を示すこと。

イ 基本計画の構成は、基礎的条件の基盤整備計画、保健医療・社会福祉計画、生活環境・安全対策計画、産業振興計画、文化・教育・スポーツ振興計画、行財政計画に分類する。

ウ 村内の公共的団体等が主体となる施策については、村行政と密接な関連を有するので、必要に応じて掲げる。

(3) 実施計画

ア 基本計画に定めた事項を、現実の村行財政の中に具体化して示すこと。

イ 実施計画の構成は、事業計画及びその裏付けとなる年度別財政計画とする。

ウ 事業計画は、事業計画に掲げられた重要な施策又は事業の内から緊急度を考慮して、実施年度別に事業の種類、内容、名称、施行箇所、事業量、事業費及びその財源等について具体的に示すこと。

エ 計画期間はおおむね3ヵ年とするが、毎年少なくとも1回補完するものとする。

4 振興計画策定審議会の設置

計画の策定に当たっては村長の諮問に応ずるため、審議会を設置する。

(1) 委員の委嘱

委員は20名以内とし、知識経験者、公共的団体の代表者等の中から村長が委嘱する。

(2) 審議会の構成

審議会の委員の互選により、会長1名、副会長1名をおいて、会の運営にあたる。

5 計画策定委員会等

計画の策定をするため、企画委員会を設置する。

(1) 委員は、副村長、教育長、各課等の長、係長、室長その他の職員より村長が委嘱する。

(2) 計画策定の総括事務は、総務課企画財政係とし、部門別計画は、それぞれの事務分掌により担当する。

6 住民の意見、要望等を的確に反映させるため、蓄積されている村の内部資料や過去の住民アンケート結果に対する達成度の検証を各部門別に行うとともに、新たに住民の意向を調査して研究会を開く。

各課等の担当事務分掌は次のとおりとする。

(1) 農林業、商工業、観光、治山・治水、道路、住宅、水道、下水道	建設経済課
(2) 文化・教育・スポーツ振興	教育委員会
(3) 生活環境、社会福祉、保健医療	住民福祉課
(4) 土地利用、消防、防災、交通安全、情報通信、公共交通、行財政 総合戦略	総務課

7 計画年次、基準年次

計画年次は、平成31年度から令和10年度までとする。

計画策定基準年次は平成30年度とし、必要に応じ平成29年度も用いる。

8 この要綱に定めるものの他、振興計画の策定に関し必要な事項は別に定める

第6次小川村振興計画後期基本計画策定審議会委員名簿

	職 名	氏 名	役 職 名
1	会 長	和 田 一 秀	小川村農業委員会会長
2	副会長	宮 林 幸 五 子	小川村民生児童委員会会長
3	委 員	松 本 雄 二	小川村教育委員会教育長職務代理
4	〃	松 本 利 光	小川村公民館長
5	〃	久 田 文 人	小川村区長会長
6	〃	久 保 田 和 司	小川村消防団長
7	〃	古 屋 源 吾	小川村商工会長
8	〃	坂 戸 剛 士	ながの農協西山支所長
9	〃	塚 田 綾 子	明日を考える女性の会
10	〃	上 本 晃 子	小川小学校 PTA 副会長
11	〃	矢 口 早 苗	小川中学校 PTA 副会長
12	〃	林 洋 良	小川村保育園保護者会長
13	〃	中 村 雄 弥	総合戦略審議会委員
14	〃	宮 永 正 浩	空家対策協議会長
15	〃	大 沢 収	公募委員

第6次小川村振興計画（後期基本計画）策定経過

年 月 日	事 項	内 容
令和5年7月5日	第1回企画委員会	庁内係長以上職員により構成 策定方針、スケジュール打合せ
令和5年7月6日～	草案作成に向けた調査 研究・作成スタート	部門ごと 調査研究及び草案 作成作業
令和5年9月30日まで	草案作成	部門ごとの草案作成・調整作業
令和5年10月27日	第1回策定審議会	正副会長の互選 計画策定の概要説明、意見聴取
令和5年11月20日まで	草案に対する意見集約	第1回審議会における意見を 集約
令和5年12月	草案編集	第1回審議会における意見を 反映
令和5年12月26日	第2回策定審議会	計画草案の審議
令和6年1月12日まで	草案に対する意見集約	第2回審議会における意見を 集約
令和6年1月～2月	計画案編集	第2回審議会における意見を 反映し、計画案の調整
令和6年2月22日	第3回策定審議会	計画案の審議、答申
令和6年3月4日	小川村議会3月定例会	第6次小川村振興計画 後期基本計画策定報告

小川村振興計画企画委員会設置要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、小川村振興計画企画委員会の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設 置)

第2条 小川村振興計画の原々案を作成するため、小川村振興計画企画委員会（以下「企画委員会」という。）を設置する。

(組 織)

第3条 企画委員会は、副村長、教育長、各課等の長、各係長、室長の職にある者をもって組織する。

2 村長は、必要があると認めるときは、前項に定めるもの以外の者に対しても企画委員会への参画を求めることができる。

3 企画委員会に委員長を置き、副村長がその任に当たる。

4 委員長は会務を総理する。

5 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員（総務課長）がその職務を代理する。

(会 議)

第4条 企画委員会は委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 企画委員会の庶務は、総務課企画財政係が行う。

(補 則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、企画委員会の運営に関し必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和63年5月2日から施行する。

一部改正

この要綱は、平成5年7月9日から施行する。

一部改正

この要綱は、平成10年7月14日から施行する。

一部改正

この要綱は、平成17年9月26日から施行する。

一部改正

この要綱は、平成20年7月4日から施行する。

一部改正

この要綱は、平成30年7月9日から施行する。

一部改正

この要綱は、令和5年6月16日から施行する。

第6次小川村振興計画後期基本計画企画委員会委員名簿

職 名	氏 名	職 名	氏 名
委員 長 副 員 村 長	小 林 裕 一 郎	住 民 係 長	北 村 亮
委員 長 職務 代理 長 総 務 課 長	峰 村 長 男	保 育 園 長	柳 澤 史 樹
教 育 長	北 田 愛 治	社 会 福 祉 係 長	伊 藤 義 彦
住 民 福 祉 課 長	高 木 一 仁	保 健 医 療 係 長	武 田 弘 幸
建 設 経 済 課 長	高 羽 哲 夫	産 業 係 長	中 島 剛 信
議 会 事 務 局 長	大 日 方 浩 和	建 設 係 長	西 澤 秀 仁
総 務 係 長	松 澤 清	上 下 水 道 係 長	高 木 則 昌
企 画 財 政 係 長	森 学	教 育 次 長 総 務 ・ 学 校 教 育 係 長	竹 村 広 義
総 合 戦 略 推 進 室 長	清 水 栄 二	社 会 教 育 係 長 ス ポ ー ツ 振 興 係 長	古 林 一 房
会 計 税 務 係 長	伊 藤 剛		

